

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」フォローアップ

平成24年7月20日現在

目 次

第1	身近な犯罪に強い社会の構築	1
第2	犯罪者を生まない社会の構築	21
第3	国際化への対応	28
第4	犯罪組織等反社会的勢力への対策	35
第5	安全なサイバー空間の構築	48
第6	テロの脅威等への対処	54
第7	治安再生のための基盤整備	65

施策名	省庁名	実施状況		
第1 身近な犯罪に強い社会の構築				
1 防犯ボランティア活動等の促進				
① 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実	内閣官房 内閣府	i	◎防犯対策の推進等も含めた「地域のつながり再生プログラム」において、地域の自主的な防犯対策を推進している。なお、同プログラムを含む「地域再生基本方針」の別表について、平成24年4月、一部変更の閣議決定を行い、引き続き、地方公共団体の行う地域再生計画に基づく取組を支援することにより同プログラムの推進に努めている。	
		警察庁	i	◎平成23年度において、「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、全国の防犯ボランティア団体に対して効果的な活動事例の情報提供を行うことにより、全国の防犯ボランティア活動の高揚を図った。
			ii	◎平成23年度において、「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施し、安全・安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより、安全・安心なまちづくりに関する優れた取組を広く普及させた。
			iii	◎平成24年度において、「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」の実施及び「防犯ボランティアフォーラム」の開催に係る経費(2百万円)を措置した。
			iv	◎平成24年度において、防犯ボランティア活動の裾野を広げ、また、更なる質の向上を図るため、先進的な活動を行っている団体の活動内容の発表、意見交換等を地域ごとに行う「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」の開催に係る経費(7百万円)を措置した。
			v	◎活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション推進事業」を平成21年度まで実施しており、これまで合計800地区を選定した。
			vi	◎平成22年度において、若い世代の自主防犯活動への参加促進と規範意識の向上を図るため、「若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業」に係る経費(18百万円)を措置し、47団体を指定した。
			vii	◎平成23年度において、「現役世代の自主防犯活動への参加促進を図るための防犯ボランティア支援事業」に係る経費(7百万円)を措置し、47団体を指定した。
			viii	◎警察庁ウェブサイト内の自主防犯ボランティア活動支援サイトを活用して、団体、好事例等を紹介し、防犯ボランティア団体の士気高揚と活性化を図っている。
			ix	◎平成21年度において、自主防犯ボランティア活動支援サイトのサーバー統合に係る経費(3百万円)を措置した。
			x	◎平成24年度において、「全国地域安全運動」の実施に係る経費(6百万円)を措置した。
		x i	◎平成22年度において、「子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業」に係る経費(40百万円)を措置した。	
	海上保安庁	i	◎民間団体、ボランティア等による沿岸監視等の活動に対し、一層の活性化を支援することで、犯罪の未然防止等に努めている。	
② 地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実	警察庁	i	◎平成22年度において、財団法人社会安全研究財団主催の地方公共団体による防犯ボランティア団体への支援や防犯まちづくり等に関する先進的な取組の発表を内容とする「安全・安心なまちづくりワークショップ」を通じ、地方公共団体による自主防犯活動への支援に関する知見を提供した。	
		ii	◎(再掲:第1-1-①-警- i)「防犯ボランティアフォーラム」の開催。	
		iii	◎平成22年3月、「地域安全安心ステーション」推進事業団体の構成員及びその活動地域の周辺住民に対して行ったアンケート意識調査を取りまとめ、地方公共団体に配布し、知見を提供した。	
	総務省	i	○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。	
③ 的確な犯罪情報・地域安全情報の提供	内閣府	i	○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。	
		警察庁	i	◎平成24年5月、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進に関する留意事項について」を都道府県警察に発出し、犯罪実態や防犯対策等の防犯情報、少年非行の防止に関する情報等の幅広い情報を多様な媒体を用いて発信するよう指示するなど、的確な犯罪情報の提供を推進している。
		ii	◎平成24年度地方財政計画において、地域住民、防犯ボランティア団体等の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進等を図るため、地域住民への防犯情報の提供に係る経費(212百万円)を措置した。	
④ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進	警察庁	i	◎一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストアが展開する「セーフティステーション(SS)活動」の支援を行うなど、企業等により社会貢献活動の一環として取り組まれている犯罪抑止活動が、より一層促進されるよう働き掛けを実施している。	
		ii	◎平成18年から一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会内の安全対策委員会に参加し、犯罪情勢及び防犯対策について、情報提供、防犯指導、協議等を行っている。	
		iii	◎平成21年4月、「タクシー強盗防犯対策会議」で決定した新たな「タクシーの防犯基準」に基づき、犯罪抑止対策に取り組むよう関係機関・団体に要請した。	
		iv	◎平成21年8月、深夜営業店舗等に対する強盗被害を防止するため、適時、主要なコンビニエンスストアのフランチャイズ本社等に対して防犯基準の徹底及び一層の対策強化を指導・要請するとともに、連携した各種防犯対策を推進している。また、23年10月、強盗が多発していた飲食チェーン店の運営会社に対し、防犯対策の強化を要請し、以後、継続した防犯指導等を実施している。	

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	i ◎産業界における犯罪抑止対策に向けた自主的な取組を促進している。日本経済団体連合会では、「企業行動憲章の手引き」を改正して社会貢献の具体的な項目として「地域防犯の取組」を明記し、会員団体及び企業に周知徹底を図っている。
2 犯罪に強いまちづくりの推進		
① 官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進	内閣官房 内閣府	i ◎(再掲:第1-1-①-官府-i)「地域のつながり再生プログラム」の推進。
	警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	i ◎平成22年11月、犯罪の起きにくい社会づくりを加速化するため、関係機関・団体等と共に「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」を開催し、社会各分野における重層的な防犯ネットワークの整備や社会の規範意識の向上と絆の強化を図ることに合意し、今後、協働して同取組を推進していく旨の共同宣言を行った。
	警察庁 経済産業省 国土交通省	i ◎「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、防犯性能の高い建物部品(CP部品)を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表し(平成23年11月末現在、合計17種類3,197品目)、CP部品の普及を促進している。
	警察庁 国土交通省	i ◎建築・防犯の関係団体が策定した「防犯優良マンション標準認定基準」を活用した認定制度の全国展開を関係機関と連携して促進し、防犯性能の高い共同住宅の普及を図っている。
		ii ◎平成18年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等における取組や、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正し、その周知を図っている。
	警察庁	i ◎平成24年5月、「地域の犯罪実態に即した効果的な犯罪抑止対策の推進に関する留意事項について」を都道府県警察に発出し、官民協働による犯罪の発生を容易にする環境の改善や地域社会の絆の強化などの対策を図るよう指示するなど、官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりを推進している。
		ii ◎平成24年度地方財政計画において、身近な生活空間における犯罪を未然に防止するため、防犯教室・講座の開催に係る経費(119百万円)を措置した。
		iii ◎平成18年12月、「警備業者の営業所等に対する適切な立入検査の実施の推進について」を都道府県警察に発出し、実効ある立入検査を実施するよう指示するなど、警備業の質の向上を図っている。
		iv ◎平成24年度において、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者に対する講習及び検定試験に必要な警備業務における高度な業務知識・技能を有する専門家の養成等に係る経費(7百万円)を措置した。
		v ◎平成24年4月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」を都道府県警察に発出し、商工会等との協働による健全で魅力あふれる街づくり、迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化、各種取締りの強化等の総合的な取組を推進するよう指示するなど、繁華街・歓楽街を再生するための総合対策を推進している。
	vi ◎各都道府県警察において、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗事件等に対する防犯対策として、管理者等に対し、防犯基準に基づく防犯指導、強盗対応訓練等を行っている。	
	vii ◎平成22年4月、「犯罪が起きにくい社会づくりの推進について」を都道府県警察に発出し、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供等するためのネットワークを社会各分野の各層にきめ細かく整備する「重層的な防犯ネットワークの整備」の取組や、万引き防止に向けた総合的な対策の強化、少年の居場所づくりや高齢者世帯への支援活動の推進等といった「社会の規範意識の向上と絆の強化」のための取組を推進している。	
	viii ◎平成24年1月、「重層的な防犯ネットワークの整備と積極的な防犯情報の提供等によるネットワークの活用促進について」を都道府県警察に発出し、警察から、犯罪実態のきめ細かな分析に基づく情報を防犯ネットワークを利用して積極的に提供するとともに、主体的な自主防犯活動を促進するなどの取組を推進している。	
	ix ◎各都道府県における警察と業界団体との「犯罪の起きにくい社会づくり」に係る連携を後押しするため、平成22年12月にはタクシー、ガス及び不動産関係の6つの業界団体と、23年2月には日本商工会議所及び日本労働組合総連合会と、それぞれ警察庁との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結した。	
	x ◎平成21年度及び22年度において、限られた人員体制でも効果的な運用を可能とする異常行動検出機能やプライバシー保護機能を装備した街頭防犯カメラシステムを実証・開発した。	

施策名	省庁名	実施状況
		x i ◎平成23年度において、防犯カメラの効率・効果的な設置運用方法の調査研究を行った上、犯罪の多発する全国の主要な繁華街に街頭防犯カメラを整備し、その効果の検証を行う「街頭防犯カメラ整備パイロット事業」を実施した。
		x ii ◎平成24年度において、13・14年度に国費整備した街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)を設置した地区の情勢を総合的に勘案し、最も効率的・効果的な仕様に更新整備等するための必要な経費の半額を補助する「街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)更新整備補助事業」を措置した。
		x iii ◎平成24年度地方財政計画において、繁華街等における犯罪の防止等のための街頭防犯カメラの整備等に係る経費(198百万円)を措置した。
		x iv ◎地方公共団体等に対し、都道府県警察や関係団体等を通じ、防犯性能の高い建物部品(CP部品)等に関する情報を提供している。
	農林水産省	i ◎地域住民の安全性の向上を図るため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、農山漁村における集落道等において、附帯施設として照明施設、防護柵等の設置を支援している。
	国土交通省	i ◎社会資本整備総合交付金を活用した防犯灯・防犯カメラの設置、住民参加による防犯パトロール等の取組を支援している。
② 個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進	警察庁	i ◎(再掲:第1-2-①-警-x iv)地方公共団体等に対するCP部品等に関する情報の提供。
	経済産業省	i ○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。
	国土交通省	i ◎社会資本整備総合交付金の活用により、個人の住まいへの防犯カメラの設置を促進している。
③ 道路周辺の映像を表示するサービスに係る防犯対策等の検討	内閣官房 内閣府	i ○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。
	警察庁	i ◎各都道府県警察に対して調査を実施することにより、実在する道路周辺の映像をインターネット上で立体的に表示するサービスを悪用した犯罪の実態把握を行っている。
	総務省	i ◎「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、インターネット上の道路周辺映像サービスの個人情報保護やプライバシーに関する法的問題等について検討を行い、平成21年8月に提言を公表した。引き続き、道路周辺映像サービスについては注視していくこととしている。
	経済産業省	i ◎平成20年12月、民間事業者に対し、実在する道路周辺の映像をインターネット上で立体的に表示するサービスについて、プライバシーへの配慮等の対応を要請した。
④ 学校における防犯活動の推進	警察庁	i ◎平成24年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、被害防止教室等の少年の犯罪被害防止に資する活動の推進について指示した。
		ii ◎平成18年1月、「スクールサポーター制度の拡充について」を都道府県警察に発出し、スクールサポーターの任務として、学校における児童等の安全確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の提供等を定めるとともに、制度の普及を推進するよう指示するなど、スクールサポーター制度を活用した子どもの安全確保に関する取組の強化を図っている。
		iii ◎平成24年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に係る経費(3,267百万円)を措置した。
	文部科学省	i ◎平成23年度において、各学校の安全対策の充実のため、スクールガード・リーダーの配置等による地域ぐるみの学校安全体制整備の推進、防犯の分野を含む学校安全教室の推進、生徒の安全な通学のための教育教材の作成等に取り組む「子ども安心プロジェクト」を実施した。
		ii ◎平成24年度において、「子ども安心プロジェクト」における学校安全推進事業に係る経費(52百万円)及びスクールガード・リーダーの配置等により地域ぐるみの学校安全体制の整備等を行う「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」に係る経費(8,516百万円の内数)を措置した。
⑤ 安全・安心な子どもの居場所づくり	内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	i ◎平成22年1月、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、関係府省庁や民間団体が互いに連携を深め、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等に取り組むための「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」を採択した。
		ii ◎平成22年7月、「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」に基づき、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るため、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を策定した。
		iii ◎平成23年2月、子どもを見守り育てる「新しい公共」研究フォーラムを開催し、地域においてどのように子どもを見守り育てるネットワークを作るかについて、様々な実践事例の紹介や検討を行った。
		iv ◎平成23年6月、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」の構成員が課題ごとにその解決に向けた実現可能な計画を作成するための6つのワーキング・グループを設置した。
	文部科学省	i ◎平成23年度において、全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画により学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室」を全国の9,733か所で実施した。
ii ◎平成24年度において、「放課後子ども教室」等の教育支援活動を引き続き支援するため、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業に係る経費(8,516百万円の内数)を措置した。		
⑥ 「子ども110番の家」に対する支援	警察庁	i ◎平成18年4月、「子ども110番の家」に対する支援と活性化について」を都道府県警察に発出し、不審者情報等の提供、警察官による立ち寄りの励行、対応マニュアルの作成・配布等の支援を推進するよう指示するなど、「子ども110番の家」に対する支援を図っている。
		ii ◎平成24年度地方財政計画において、「子ども110番の家」への支援に係る経費(210百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
⑦ 地域警察活動の強化	経済産業省	i ◎平成20年度において、「子ども110番の家」(防犯協力事業)等から構成される「地域事業環境整備支援事業」を29の都道府県石油組合で、21年度において、同事業を31の都道府県石油組合で、それぞれ実施した。
	警察庁	i ◎平成19年4月までに交番勤務員の不在が常態化する「空き交番」は解消されたところであるが、今後も治安情勢の変化等により「空き交番」が生じないよう、都道府県警察に対し、地方警察官の増員に伴う人員配置及び交番配置の見直し、交番相談員及びパトカーの効果的運用、緊急通報装置の整備等の補完措置の充実に指示するなど、治安情勢に対応した交番機能の強化を図っている。
		ii ◎平成20年12月に発出した「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について」に基づき、都道府県警察において、警察通信指令を強化するため、通信指令に係る技能伝承制度の整備等の各種施策を強力に推進している。
		iii ◎平成21年10月、警察通信指令に関し、活動及び権限、通信指令室の運用、人材育成、都道府県警察間の連携等の基本的事項を定めた「警察通信指令に関する規則」が施行され、その適切な運用に努めている。
		iv ◎地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問技能の伝承と向上を目的とした各種研修を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する職務質問技能指導者による実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能を向上させる取組を推進している。
		v ◎国民の身近な不安を感じさせる街頭犯罪等を解消するため、管内の犯罪発生状況を分析し、犯罪の多発する繁華街等の地域や時間帯に重点を置くなど犯罪の発生実態に即した、きめ細かい・見せるパトロール及び立番・駐留警戒の強化、秩序違反行為等に対する取締り等により、犯罪の抑止及び被疑者の検挙に努めるなど街頭活動強化に向けた施策を推進している。
		vi ◎平成24年度において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資機材の整備に係る経費(125百万円)を措置した。
		vii ◎平成24年度において、無線警ら車等の資機材の整備に係る経費(504百万円)を措置した。
		viii ◎平成24年度において、通信指令施設の更新整備に係る経費(452百万円)を措置した。
		ix ◎平成22年度までに、携帯電話等からの110番通報における位置情報通知システムを全国で整備した。
		x ◎平成23年度までに、音声通話、110番受理情報、文字・画像情報、位置情報等の迅速な組織的共有を可能とする地域警察デジタル無線システムを全国で整備した。
		x i ◎平成21年度において、小型警ら車の増強整備に係る経費(160百万円)を措置した。
		x ii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、無線警ら車の増強整備に係る経費(260百万円)を措置した。
		x iii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、地域警察デジタル無線システム表示端末の警察庁への整備に係る経費(67百万円)を措置した。
x iv ◎平成24年度地方財政計画において、交番相談員の導入に係る経費(18,149百万円)を措置した。		
⑧ 悪質交通違反の取締り等の強化	内閣府	i ◎平成24年春の全国交通安全運動において、「飲酒運転の根絶」を全国重点に掲げ、関係機関・団体の協力・協賛の下、広報啓発活動を行った。
		ii ◎平成23年11月、熊本県及び熊本市との共催により「平成23年度交通安全フォーラム」を開催し、飲酒運転の根絶をテーマに有識者による基調講演やパネルディスカッション等を行った。
		iii ◎平成22年度において、常習飲酒運転者飲酒運転行動の抑止に総合的に取り組むため、総合的な常習飲酒運転者対策について多角的に調査研究を実施した。
	警察庁	i ◎平成24年1月から同年4月までの間に、飲酒運転を10,096件、無免許運転を9,233件、最高速度違反を630,143件、信号無視を233,331件、それぞれ取り締まった。
		ii ◎平成21年6月、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間の上限及び酒気帯び運転に対する違反点数を引き上げた。また、常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究を踏まえ、22年9月から23年2月までの間、4府県においてモデル事業として飲酒運転違反者に対する新しい取消処分講習を実施し、同年6月には、全国実施に先駆け、希望する都道府県において飲酒取消講習の試行を開始した。さらに、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という国民の規範意識の強化を図るべく、ポスター、チラシ等を活用して、処分強化の内容、飲酒運転の危険性及び飲酒運転による交通事故の実態を周知するための広報啓発を推進するとともに、参加・体験型の交通安全教育を推進している。加えて、酒の製造・販売、酒類提供飲食店、ホテル・旅館等の関係業界に対し、警察庁で作成した飲酒運転根絶チラシの配布について協力を依頼しているほか、飲酒運転防止のための取組を要請している。
⑨ 重要無線通信妨害対策の推進	総務省	i ◎重要無線通信妨害対策の推進のため、「電波監視体制充実・強化2カ年計画」(平成24～25年度)を策定し、デジタル化を含む電波利用の高度化に対応した体制整備及び電波監視施設の高度化を検討している。
		ii ◎重要無線通信妨害対策強化のため、重要無線通信妨害に係る申告受付は24時間対応体制を整備し、その迅速な排除に取り組んでいる。
		iii ◎平成23年度において、重要無線通信妨害申告受付強化(24時間化)のため、必要な機器の整備に係る経費(5,528百万円)を措置した。24年度においても、当該経費(5,657百万円)を措置した。
		iv ◎平成23年度において、電波監視施設の性能向上・設備更改を実施した。24年度においても、引き続き、電波監視施設の性能向上・設備更改を図ることとしている。
		v ◎毎年6月、電波利用に関する周知啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、警察及び海上保安庁と連携し、不法無線局の取締りを強化している。

施策名	省庁名	実施状況	
3 振り込み詐欺対策の強化			
① 総合的な振り込み詐欺被害防止対策等の推進	警察庁	i	◎巡回連絡、交通安全教育等警察職員が高齢者と直接向き合う機会を増加させ、犯行手口、注意点等を解説するなど広報啓発活動に努めている。
		ii	◎各種イベント、防犯関係の集い等あらゆる機会を活用し、広報啓発活動を推進している。
		iii	◎平成21年1月、振り込み詐欺に利用されて凍結された預金口座等の名義人リストを警察庁が作成して金融機関へ提供し、当該リストに登録された者が金融機関の窓口で口座開設のために訪れた際、当該金融機関において口座開設を謝絶するとともに、警察において当該金融機関からの情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築し、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図っている。
		iv	◎金融機関に対し、窓口及びATM設置場所における声掛けの励行のほか、不正口座監視のためのシステムの導入及び改善等振り込み詐欺被害防止対策を講じるよう要請している。
		v	◎平成23年3月、社団法人全国銀行協会に対し、加盟行のATM利用限度額の引下げを要請するとともに、都道府県警察に対し、各都道府県内に本店が所在する銀行に対してATM利用限度額の引下げを要請するよう指示した。
		vi	◎総合的な振り込み詐欺対策を推進するため、各都道府県警察の実情に即して、専従のスタッフの設置や事務局の設置・充実等を図っている。
		vii	◎預金口座等の凍結依頼、金融機関への情報提供等を適切に行い、振り込み詐欺救済法的確な運用に努めている。
		viii	◎平成20年以降、「振り込み詐欺撲滅対策強化期間」等を設定し、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進している。また、22年7月、「振り込み詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」を開催し、引き続き、各種関係機関と共に振り込み詐欺撲滅に向けた取組を推進することを確認した。
		ix	◎平成24年度において、振り込み詐欺等特殊詐欺対策の推進に係る経費(93百万円)を措置した。
		x	◎平成22年7月、「振り込み詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」を開催し、口座開設時における厳格な本人確認の徹底について申し合わせたほか、同年12月、金融機関等における本人確認時に提示された運転免許証等の本人確認書類の偽変造を看破した事例を資料化して、金融機関に配布するなどし、本人確認の徹底に係る支援と要請を実施した。
	金融庁	i	◎平成22年2月、6月、9月及び11月並びに23年5月、金融機関に対し、業界団体等との意見交換会を通じて、ATM周辺における顧客に対する声掛け等の積極的な振り込み詐欺被害防止対策を促すとともに、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等、振り込み詐欺救済法的確な運用を確保し、被害者救済に向けた対応に努めるよう要請した。
		ii	◎平成23年3月、義援金等の募集を装った振り込み詐欺に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載した。
		iii	◎平成21年5月並びに23年2月、5月及び8月、振り込み詐欺の被害に遭わないための注意喚起と振り込み詐欺救済法の具体的な手続等を政府広報で周知したほか、同年9月、振り込み詐欺救済法に基づいて返金申請を行う際の注意事項等を記載したリーフレットを作成し、警察や金融機関等の関係機関へ配布した。
		iv	◎平成22年9月、「振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置し、検討課題の一つとして、「金融機関における被害者に対する返金率の向上」を掲げ、ヒアリングを実施した。ヒアリングにおいて出された意見を踏まえ、「被害が疑われる者」への連絡については、金融機関に対し、業界として実態を踏まえた標準的な取扱いを検討するよう要請したところ、23年3月、全国銀行協会において、事務取扱手続を改正し、連絡対象者を選択する標準的な目安の設定や連絡方法の統一化を実施した。
	総務省	i	◎平成20年度以降、振り込み詐欺対策のため、ATMにおいて携帯電話等通話抑止装置を使用する無線局(12局)の免許を付与した。引き続き、金融機関等からの当該無線局の免許申請及び相談等に対応することとしている。
	法務省	i	◎日本司法支援センター(法テラス)のコールセンターにおいて、振り込み詐欺を含む消費者被害者等からの問合せに対し、法制度や相談窓口に関する情報の提供等を行っているほか、法テラスのウェブサイトにおいても、振り込み詐欺に関するFAQ(よくある質問と答え)を掲載している。また、コールセンターに寄せられた振り込み詐欺の手口を報道機関に提供し、被害の実態報道にも貢献している。
		ii	◎全国の法テラス地方事務所、警察庁、金融庁、財務省等において作成された広報啓発用のポスター及びチラシを備え置き、来訪者に対する注意喚起を行って、振り込み詐欺被害の防止を図っている。
		iii	◎全国の法テラス地方事務所、事業年度ごとに1回以上開催する地方協議会等において、振り込み詐欺を含む消費者問題に関するFAQ(よくある質問と答え)が掲載されたりリーフレットを配布するなどし、振り込み詐欺被害の防止に資する情報の提供を行っている。
		iv	◎検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係機関と情報・意見交換を密に行ったりするなどして、関係機関との連携の強化を図るとともに、組織的犯罪処罰法等の各種法令の積極的な活用等により、厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
v		◎平成24年度において、検察における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費(555百万円)を措置した。	
② 振り込み詐欺の徹底検挙	警察庁	i	◎(再掲:第1-3-①-警-vi)専従のスタッフの設置及び事務局の設置・充実等。
		ii	◎各部門の捜査力を結集して取締りに当たることはもとより、都道府県警察間の積極的な合同・共同捜査を推進して、警察の総力を挙げた取締りを強化している。

施策名	省庁名	実施状況	
		iii ◎携帯電話や預金口座等の不正契約・開設や不正売買といった振り込み詐欺を助長する行為について、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法等の関係法令を駆使して検挙を図っている。	
		iv ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。	
		v ◎平成20年12月、携帯電話の契約申込者から本人確認書類として提示された運転免許証が偽変造されたものと疑われる場合、警察において携帯電話事業者から情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築し、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図っている。	
		vi ◎(再掲:第1-3-①-警-viii)「振り込み詐欺撲滅対策強化期間」等における取締活動・予防活動の推進及び関係機関との連携の強化。	
		vii ◎(再掲:第1-3-①-警-ix)平成24年度における振り込み詐欺等特殊詐欺対策の推進に係る経費の措置。	
		viii ◎平成23年度において、従来の振り込み詐欺に加え、未公開株等の取引を装うなどして振り込み詐欺と同様に匿名性・非対面性を担保して敢行される詐欺等の捜査に関する諸対策を推進するため、警察庁の「振り込み詐欺対策官」を「特殊詐欺対策室」に改組した。	
		ix ◎平成24年度において、特殊詐欺事件の捜査を更に効率的に推進するため、携帯電話事業者に対する照会業務のオンライン化に向けた調査研究に係る経費(7百万円)を措置した。	
		総務省	i ◎平成20年12月の改正携帯電話不正利用防止法の施行により、本人確認義務が強化されたレンタル携帯電話事業者に対して、説明会等を通じ、改正法の正確な周知に取り組むとともに、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督を徹底し、同法に基づく正しい本人確認が行われるよう監督している。
		ii ◎平成23年11月、電気通信事業者が捜査機関からの要請に基づいて位置情報を取得することに関し、必要な規定を整備するために、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」及び同ガイドラインの解説を改正した。	
	法務省	i ◎検察当局において、受理した振り込み詐欺事件について、警察等関係機関と連携協力の上、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、厳正な捜査及び処理を行っている。	
	ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。		
	iii ◎平成23年11月、捜査機関による携帯電話端末のGPS測位情報の取得要請に対応するために、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が一部改正されたことから、当該改正情報を全国の検察庁に通知した。		
	③ 携帯電話、預金口座等の犯罪への利用の遮断	警察庁	i ◎平成24年度において、インターネット上の違法・有害情報対策を推進するため、ホットライン業務の外部委託等に係る経費(176百万円)を措置した。
	ii ◎金融機関団体及び携帯電話事業者団体と協議を進めた結果、それぞれ、同一名義人による口座の常時累計開設数及び携帯電話の常時累計回線契約数を一定数に抑制することとされ、順次実施されている。		
iii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。			
iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。			
v ◎(再掲:第1-3-②-警-viii)「振り込み詐欺対策官」から「特殊詐欺対策室」への改組。			
vi ◎平成21年2月、携帯電話の利用料金の支払方法を、契約時に書留郵便等を用いて本人確認を行った預貯金口座からの引落とし又はクレジットカードによる決済に限定する運用を開始した。			
vii ◎平成23年4月の犯罪収益移転防止法改正により、電話転送サービス事業者を本人確認義務等が課せられる特定事業者に追加するなどした(公布の日から2年以内に施行)。			
金融庁	i ◎金融庁及び財務(支)局において、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察への情報提供を速やかに実施している。		
ii ◎平成15年9月以降、預金口座の不正利用に関する情報提供件数を四半期ごとに取りまとめて公表しており、24年4月には同年3月末現在の情報提供件数を公表した。			
総務省	i ◎平成24年度において、携帯電話の無断譲渡の広告等のインターネット上の違法情報へのプロバイダ等による削除等の対応を支援するため、インターネット上の違法・有害情報相談対応業務に係る経費(36百万円)を措置した。		
ii ◎(再掲:第1-3-②-総-i)携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督の実施。			
法務省	i ◎検察当局において、受理した振り込み詐欺について、警察等関係機関と連携協力の上、携帯電話不正利用防止法の違反行為及び架空名義口座の開設や預貯金口座の不正売買につき、関係法令の積極的な活用等による厳正な捜査及び処理を行っている。		
ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。			
④ 振り込み詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙	警察庁	i ◎インターネット等を利用して携帯電話や預金口座等の不正売買を誘引する者に対し、捜査員が顧客を装い接触して検挙する、いわゆる「誘き出し捜査」を駆使するなどして検挙を図っている。	
ii ◎(再掲:第1-3-②-警-iii)振り込み詐欺を助長する行為の検挙。			
iii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。			
iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。			

施策名	省庁名	実施状況
⑤ 本人確認の徹底		v ◎(再掲:第1-3-①-警-viii)「振り込め詐欺撲滅対策強化期間」等における取締活動・予防活動の推進及び関係機関との連携の強化。
		vi ◎(再掲:第1-3-①-警-ix)平成24年度における振り込め詐欺等特殊詐欺対策の推進に係る経費の措置。
	総務省 法務省	vii ◎(再掲:第1-3-②-警-viii)「振り込め詐欺対策官」から「特殊詐欺対策室」への改組。
		i ◎(再掲:第1-3-②-総-i)携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督の実施。
	警察庁	i ◎(再掲:第1-3-③-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
		i ◎振り込め詐欺の被害を防止するため、金融機関に対し、本人確認の徹底を要請している。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。
		iii ◎携帯電話不正利用防止法に基づき、警察署長による契約者確認の求めや貸与時本人確認義務違反の取締りを推進している。
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。
v ◎(再掲:第1-3-①-警-x)「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」における口座開設時の厳格な本人確認の徹底についての申合せ。		
vi ◎(再掲:第1-3-③-警-vi)携帯電話の契約時における本人確認の徹底に資する運用の開始。		
総務省 法務省	vii ◎(再掲:第1-3-③-警-vii)犯罪収益移転防止法改正による電話転送サービス事業者の特定事業者への追加。	
	viii ◎平成19年9月以降、運転免許の申請時に、住民票の写しの添付等に加え、健康保険証等の本人確認書類の提示を求め、本人確認を強化している。	
総務省 法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-総-i)携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督の実施。	
	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。	
	ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。	
	iii ◎平成24年7月9日から在留カード及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を本人確認書類として用いることができることとなり、また、従来の外国人登録証明書についても一定期間は在留カード等とみなされて引き続き本人確認書類として用いることができることとなったことから、在留カード等や外国人登録証明書の見方等について、関係省庁を通じて、金融機関等の事業者にも周知を図っている。	
4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化		
① 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化	内閣官房 警察庁 金融庁 消費者庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i ◎平成20年12月、「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」の具体的推進方策を検討するため、犯罪対策閣僚会議の下に「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」が設置された。21年6月、消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果を取りまとめたほか、22年6月には「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」を、23年6月には「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」を、それぞれ申し合わせた。関係省庁においては、同検討結果等を受けた対策を推進している。
		警察庁 消費者庁 農林水産省
	ii ◎「食品表示連絡会議」を開催し、不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する食品表示に関連する法律に基づく処分等適切な対応が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係省庁と連携を図るとともに、地域の人材育成を図るため、研修を充実していくこと等を内容とする「食品表示監視協議会」の強化に向けた取組を進めている。	
	警察庁	i ◎都道府県警察に対し、食の安全に係る事犯の取締りについて指示するなど、同事犯の取締りを推進している。
		ii ◎「食品表示連絡会議」や関係省庁との意見交換会を随時開催し、関係省庁との情報共有や連携強化を図っている。
		iii ◎インターネット上に氾濫する無承認医薬品に係る違法情報について、プロバイダ又はサイト管理者に対して削除を依頼するとともに、都道府県警察に対して同様の対策を指示している。また、外国治安機関に対して、無承認医薬品を掲載している海外の日本語電子商取引サイトの削除及び取締りを要請している。

施策名	省庁名	実施状況	
		iv	◎平成23年9月、インターネット上で模造・違法医薬品の広告・販売を行う者を集中的に取り締まる国際共同キャンペーン(オペレーション・パンゲアIV)に参加し、外国治安機関に対し、各国の法令に違反して医薬品を広告・販売している可能性がある個人又はウェブサイトに係る情報を提供し、当該ウェブサイトの削除及び取締りを要請するとともに、国内のプロバイダに対し、薬事法が禁ずる無承認医薬品を広告したウェブサイトの削除を要請したほか、警察庁ウェブサイトに注意喚起のためのリーフレットを掲載した。また、警視庁、千葉県警察及び大阪府警察において、インターネット上で無承認医薬品を広告・販売する薬事法違反事件の取締り及び国内プロバイダ等に対する違法広告サイトの削除要請を実施した。
		v	◎平成21年度において、生活経済関係事犯捜査に関する諸対策を推進するため、警察庁に「生活経済対策管理官」を新設した。
	消費者庁	i	◎平成20年9月、「消費者安全情報総括官制度」を創設し、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報を集約し、情報の共有体制や緊急時の即応体制の強化を推進している。
		ii	◎平成22年4月、国民生活センターと共同し、消費者事故情報を一元的に集約することを目的として、事故情報データベースの運用を開始した。
		iii	◎消費者被害の発生・拡大を防ぐことを目的として、消費者事故情報の中から要注意情報を抽出し、追跡調査や原因究明を推進している。
	法務省	i	◎検察当局において、食の安全・安心に係る事犯や健康被害をもたらす事犯について、厳正な捜査及び処理を行っている。
	外務省	i	◎我が国の輸入相手国上位国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において「食の安全担当官」を指名し、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制強化等に取り組んでいる。
	厚生労働省	i	◎問題発生時の二国間協議や現地査察に加え、問題発生時の未然防止を図るための輸出国における衛生対策に関する情報収集を実施している。
	農林水産省	i	◎全国に配置している「食品表示Gメン」に加えて、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する「食品表示特別Gメン」を東京、愛知、大阪及び福岡に配置し、迅速な対応を行っている。
			ii
		iii	◎広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」等の情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、科学的手法も活用した産地偽装の取締りを重点的に行っている。
		iv	◎改正食糧法及び米トレーサビリティ法に基づき、各地方農政局等において、米穀の適正流通を確保するため、立入検査等を実施している。
	② 事業者に対する指導監督等の強化	警察庁 消費者庁 農林水産省 経済産業省	i
警察庁			
消費者庁		i	◎検察当局において、食の安全・安心に係る事犯や健康被害をもたらす事犯について、厳正な捜査及び処理を行っている。
農林水産省		i	◎平成20年度以降、食品事業者による自主的な行動規範等の策定を促すための研修会を実施し、食品業界のコンプライアンスの徹底を促進している。
			ii
経済産業省		i	◎消費生活用製品安全法、電気用品安全法等の運用において、技術基準に違反した製品を製造・輸入しているという情報提供を端緒とした事業者のヒアリング、製品の試買テスト、立入検査等により、違反の事実が確認された場合、事業者を指導している。
③ 悪質商法による消費者被害の防止	内閣官房 警察庁 金融庁 消費者庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i	◎(再掲:第1-4-①-官警金消財文厚農経国-i)消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果等を受けた対策の推進。
			警察庁 金融庁 消費者庁 経済産業省

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 金融庁 消費者庁	i ◎平成22年6月に消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて申し合わせた「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」のとおり、犯罪利用預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供を実施している。
	警察庁 金融庁	i ◎平成22年9月、「資産形成事犯対策ワーキングチーム(第2回)」を開催し、ファンドを利用した資産形成(利殖勧誘)事犯について関係機関と情報交換を行い、問題のあるファンドに関し、各関係機関の権限及び役割に応じて効果的・効率的な取組を継続して行っていくことを確認した。
	警察庁	i ◎被害拡大防止及び被害回復支援のために、悪質商法に利用された預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供を徹底するよう都道府県警察に指示している。
		ii ◎悪質商法による消費者被害を防止するため、警察庁ウェブサイト「悪質商法の被害にあわないために」と題する広報資料を掲載し、具体的な被害防止対策等を紹介している。
		iii ◎都道府県警察に対し、国の地方機関、都道府県消費生活センター等と連携した悪質商法被害防止広報及び悪質業者の取締りの推進について指導している。
		iv ◎集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会において、集団投資スキームを利用した詐欺的な事件等について情報交換を行い、関係機関との連携強化を図っている。
		v ◎国民の悪質商法被害を防止するため、インターネットテレビ、リーフレット等多様な媒体を活用した広報啓発活動を実施している。
		vi ◎検挙及び被害拡大防止対策を推進するため、関係機関・団体から警察庁に提供された利殖勧誘事犯(未公開株・社債・ファンド等)に係る相談情報を分析の上、関係都道府県警察へ情報提供するとともに、捜査、口座凍結のための金融機関への情報提供等所要の措置を講じるよう指示している。
		vii ◎法人名義預金口座等が利殖勧誘事犯に多く利用されている現状に鑑み、金融機関に対し、法人名義預金口座等の開設時審査の厳格化を要請しており、一部金融機関では、法人名義口座開設に際し、必要な審査期間を確保した上、顧客に対し、法人の履歴事項全部証明書等の書類の提出を求めるとともに、これらの書類の複写を行うなど法人名義口座開設時審査を厳格化している。
		viii ◎平成23年12月、利殖勧誘事犯に関する相談に対し、適切な対応がとられるよう、相談対応マニュアル、ポスター及びリーフレットを作成し、都道府県警察に配布した。
		ix ◎利殖勧誘事犯に利用されて凍結された口座の名義法人と同一の名義で新たに口座が開設され、犯罪に利用されることを防ぐため、都道府県警察が利殖勧誘事犯利用口座として金融機関に情報提供した結果凍結された口座の名義法人に係る情報を集約してリスト化し、平成24年1月から株式会社ゆうちょ銀行に、同年5月から一般社団法人全国銀行協会にそれぞれ提供している。
		x ◎(再掲:第1-4-①-警-v)「生活経済対策管理官」の新設。
	金融庁	i ◎無登録で金融商品取引業を行う者等が関与する未公開株取引等の問題に対して、ウェブサイトでの注意喚起やリーフレットの作成・配布等、被害の未然防止に向けた取組を実施するとともに、無登録業者に対する警告書の発出と当該業者名の公表や警察との連携等の被害の拡大防止に向けた取組を実施している。
	消費者庁	i ◎特定商取引法について、消費者庁が、権限委任・指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施しており、平成22年3月に閣議決定された「消費者基本計画」に基づき、引き続き厳正に対処している。
	総務省	i ◎平成23年1月、地上デジタル放送国民運動推進本部第5回会合において、最終国民運動として、「地デジ詐欺ご用心!」運動の推進が採択された。具体的には、地上デジタル放送の工事関連の詐欺等の悪質商法等による被害の防止のため、デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)等が高齢者等に接する機会に悪質商法への注意喚起の声掛けを積極的に展開しているほか、注意すべき悪質商法事例を基に地デジの基礎知識を解説したクイズ形式の周知文書を作成しウェブサイト等を通じて広く周知したり、総務省地デジコールセンター等の待ち受けメッセージとして問い掛け型の注意喚起メッセージを流したり、悪質商法に対する注意喚起につながる番組等の放映を働き掛けたりするなどの取組を実施した。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
		ii ◎法テラスにおいて、若年層が巻き込まれやすいインターネット被害を例に法テラスの利用方法を紹介した子ども向けパンフレットを作成し、全国の小中学校等へ配布しているほか、法テラスのウェブサイトにおいても、悪質商法や消費者被害に関するFAQ(よくある質問と答え)を掲載している。
		iii ◎毎年5月の「消費者月間」において、法テラスのウェブサイト上に、消費者被害に関するFAQ(よくある質問と答え)等をまとめた特設ページを開設し、相談窓口の利用促進を図っている。
	農林水産省 経済産業省	i ◎平成23年1月、取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制(許可制)を導入するとともに、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)を原則禁止する商品先物取引法が完全施行され、同法に基づき迅速かつ適正な執行を行っている。
	国土交通省	i ◎平成18年度以降、地域の相談窓口及び都道府県住宅リフォーム推進協議会の活動支援(24年2月現在、地域の相談窓口は1,660か所設置、都道府県住宅リフォーム推進協議会は27都道府県で設置)、情報提供ツールの作成、消費者向け講習会の実施等を行うとともに、建設企業への指導・監督を適切に実施している。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成22年4月、リフォーム瑕疵保険を創設し、保険を利用する事業者の保険法人への登録制度を導入したほか、消費者がリフォーム事業者から提示された見積りについて電話で無料相談を受けられるリフォーム無料見積りチェック制度及びリフォーム工事等に関して弁護士会において弁護士と建築士に無料で対面相談を受けられる無料専門家相談制度を創設した。全国各地のホームセンター、家電量販店等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベント等において、これらの制度を周知している。
		iii ◎平成24年度において、住宅消費者に対する相談体制の強化に係る経費(400百万円)を措置した。
④ ヤミ金融事犯対策の推進	警察庁 金融庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	i ◎(再掲:第1-4-①-官警金消財文厚農経国-i)消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果等を受けた対策の推進。
	警察庁 金融庁 消費者庁	i ◎(再掲:第1-4-③-警金消-i)犯罪利用預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供の実施。
	警察庁 金融庁	i ◎平成22年4月に公表した「借り手の目線に立った10の方策」における「ヤミ金融対策の強化」の一環として、インターネット上に掲載されている無登録貸金業者の違法広告について、関係機関・団体との連携を図りつつ、プロバイダ又はサイト管理者に対して削除を依頼するとともに、都道府県警察及び各財務局に対して同様の対策を指示している。
	警察庁	i ◎各都道府県警察に設置した「ヤミ金融事犯集中取締本部」の体制を維持し、ヤミ金融撲滅に向けて、徹底した摘発の強化を推進している。
		ii ◎平成24年度において、警視庁に1道5県の若手捜査員を派遣し、首都圏におけるヤミ金融事犯等の捜査を通じて、捜査能力の向上を図るための「生活経済事犯捜査長期実務研修」を実施している。
		iii ◎多重債務問題改善プログラムに基づき、被害者の保護のための電話警告や携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求めを積極的に行うとともに、被害拡大防止及び被害回復支援のため、ヤミ金融に利用された預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供を徹底するよう都道府県警察に指示している。また、平成21年7月、契約者確認の求めを効果的に推進するため、システムの簡素化及び迅速化を図った。
		iv ◎ヤミ金融事犯に関する相談対応マニュアルを改正貸金業法の施行に合わせて改訂し、現場の警察官に配布するなど、相談に対する適切な対応について更なる周知徹底を図り、相談への誠実な対応を徹底している。
		v ◎平成22年12月、国民のヤミ金融被害を防止するため、社団法人全国消費生活相談員協会のリーフレット「借りられないあなたへ「貸してあげる」ヤミ金融などの甘い罠」の作成に協力し、同協会を通じて全国の防犯協会へ同リーフレットを配布した。
		vi ◎ヤミ金融事犯に利用され凍結された口座の名義人と同一の名義で新たに口座が開設され、犯罪に利用されることを防ぐため、都道府県警察がヤミ金融事犯利用口座として金融機関に情報提供し凍結された口座の名義人に係る情報を集約してリスト化し、平成22年12月から社団法人全国銀行協会及び株式会社ゆうちょ銀行に提供している。
		vii ◎(再掲:第1-4-①-警-v)「生活経済対策管理官」の新設。
	金融庁	i ◎「多重債務者問題改善プログラム」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局(金融庁・財務局・都道府県)において、無登録業者による貸付けや取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合には、当該無登録業者に警告等を行うほか、捜査当局への積極的な情報提供を行っている。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	文部科学省	i ◎金融経済教育に関する内容の充実を図った小・中・高等学校学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図った。また、学生の消費者被害防止のための取組の充実を大学等に促した。さらに、成人への消費者教育・金融経済教育について、関係団体・地方公共団体等による主体的な取組を促した。
		ii ◎平成24年度において、学校教育における消費者教育の推進に係る経費(12百万円)及び大学・社会教育における消費者教育の推進に係る経費(22百万円)を措置した。
	厚生労働省	i ◎労働金庫による消費者向け啓発冊子等の作成・配布及び相談事業並びに自治体連携社会福祉資金貸付制度として応急的な生活対策資金等を貸し付ける労働者生活資金貸付制度について、その適正な実施を監督・指導している。
		ii ◎低所得者等に対して必要な経費等の資金の貸付けと必要な援助指導を行う生活福祉資金貸付制度について、広報・周知に取り組みつつ、実施している。
		iii ◎母子家庭及び寡婦の自立を促進するために、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付制度について、広報・周知に取り組みつつ、実施している。

施策名	省庁名	実施状況
⑤ 模倣品・海賊版対策の推進	内閣官房 警察庁 法務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	i ◎(再掲:第1-4-①-官警金消財文厚農経国-i)消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果等を受けた対策の推進。
	内閣官房 外務省 経済産業省	i ◎増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効果的に対処するための知的財産権の執行に係る高いレベルの新たな国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)」について、平成23年10月には全交渉参加国の出席を得た上で、東京において署名式を開催し、我が国を含む8か国が署名を行い、24年1月には欧州連合(EU)及びEU加盟22箇国が署名を行った。また同年4月、政府は締結のための国会承認を得るべく同協定を国会に提出した。今後は、早期締結・発効に向けた作業を進めるとともに、アジア地域を始めとする諸外国に対して協定への参加を促していくこととしている。
		ii ◎中国に対しては、平成23年11月の北京及び同年12月の広州への「知的財産保護官民合同訪中代表团(実務ミッション)」の派遣や同年10月の神戸における「日中知的財産権ワーキング・グループ」等の政府間対話を通じて、模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を継続的に実施している。
	内閣官房	i ◎平成22年5月に策定した「知的財産推進計画2010」及び23年6月に策定した「知的財産推進計画2011」に基づき、アクセスコントロール回避規制の強化等を行うため、同年3月に関税法を改正し(財務省)、同年5月に不正競争防止法を改正する(経済産業省)とともに、24年6月には著作権法を改正した(文部科学省)。同年5月、「知的財産推進計画2012」を策定し、外国市場対策の強化、取締りの強化、インターネット上での対策の強化、国民啓発活動等、引き続き、関係府省が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。
	警察庁	i ◎知的財産権侵害事犯の取締りを推進している。
		ii ◎知的財産権侵害事犯に関する法執行機関会議や二国間会議において、中国、韓国、タイ等アジア・太平洋地域の法執行機関と情報交換を行うなど、外国治安機関との連携を強化している。
		iii ◎平成22年10月に開催された第2回「日中知的財産権ワーキンググループ」において、中国政府に対し、日本における知的財産権侵害事犯の現状と問題点について説明を行い、偽ブランド品等を掲載している違法な日本語電子商取引サイトに対する取締り強化と当該サイトの削除を申し入れたほか、当該サイトの削除のための情報提供スキームを提案した。また、23年10月に開催された第3回「日中知的財産権ワーキンググループ」においても、中国政府の取組を促すため、取組の改善を強く申し入れた。
		iv ◎インターネット上に氾濫する知的財産権侵害物品に係る違法情報について、プロバイダ又はサイト管理者に対して削除を依頼するとともに、都道府県警察に対して同様の対策を指示している。また、外国治安機関に対して、知的財産権侵害物品を掲載している海外の日本語電子商取引サイトの削除及び取締りを要請している。
		v ◎警察庁ウェブサイト「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて!!」に知的財産権侵害事犯の検挙状況、特徴、主要検挙事例等を掲載し、模倣品・海賊版対策に関する国民の理解を促進している。
		vi ◎不正商品対策協議会主催の「アジア知的財産権シンポジウム」を後援するなど、権利者団体と連携した国民への啓発活動を推進している。
		vii ◎(再掲:第1-4-①-警-v)「生活経済対策管理官」の新設。
	総務省	i ◎総務省がオブザーバーとして参加している民間団体の「違法音楽配信対策協議会」において、違法な携帯電話向け音楽配信に対する実効性の高い対策を講じるための検討を行った。
	法務省 文部科学省 経済産業省	i ◎アクセスコントロール回避規制について、関係省庁との間で必要な協議を行い、平成23年5月にアクセスコントロール回避規制等を内容とする改正不正競争防止法が成立した。また、暗号型技術を新たに技術的保護手段の対象に加えることを内容とする「著作権法の一部を改正する法律案」を第180回国会へ提出し、24年6月に成立した。
	外務省	i ◎平成24年度において、ACTAの政府間協議に係る経費(1.9百万円)及び知的財産権侵害対策に係る経費(9.7百万円)を措置した。
		ii ◎海外における模倣品・海賊版対策の強化を図るため、全在外公館に「知的財産担当官」を任命しているところ、在外公館の機能向上のため、平成24年2月、ロシアでCISの知的財産担当官を、タイで東南アジア・中国の知的財産担当官を、それぞれ対象とした「知的財産担当官会議」を開催し、外務本省、在外公館、JETRO及び民間企業との間で情報交換を行って連携を強化した。
iii ◎APEC、OECD、WIPO等における多数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的な働き掛けを行っている。APECについては、平成24年6月にカザンで開催された専門家会合において、17年に合意された「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」の各ガイドライン等の着実な実施に関し、我が国は、リードエコノミーとして各エコノミーとの議論に積極的に参加した。OECDについては、「模倣品・海賊版による経済影響に関する調査」や「模倣品・海賊版防止に関する理事会勧告」(未採択)の議論に積極的に参加した。WIPOについては、「エンフォースメント諮問委員会」における議論に積極的に参加した。		

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎日米、日EU、日中、日韓間で知的財産を議題として取り上げ、二国間対話を行ってきている。日米間では、平成21年5月の日米規制改革イニシアティブ上級会合及び23年10月の日米経済調対話で知的財産権の保護等を取り上げた。日EU間では、22年3月、23年10月及び24年4月の日EU知的財産対話で知的財産の保護等を取り上げた。日中間では、22年8月の第三回日中ハイレベル経済対話で知的財産権の保護について協力を要請した。日韓間では、同年6月の日韓経済局長協議で知的財産権の保護について協力を要請した。
	財務省	i ◎不正薬物、銃砲、知的財産侵害物品等の水際取締りに関する各国税関との協力が重要であることから、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ二国間税関相互支援協定等の締結に努めている。平成24年4月にはイタリアと、同年7月には南アフリカとの協定が発効し、24か国・地域との協定等が発効済みである。また、22年7月にはスペインと、23年2月にはドイツと、同年5月にはブラジルと、それぞれ税関相互支援協定の締結に向けて交渉を開始した。
		ii ◎平成19年4月に実施された「日中韓税関局長・長官会議」での合意に基づき設置された「日中韓知的財産作業部会」では、同年10月に開催された第1回会合において、知的財産侵害物品水際取締りに係る情報交換等の協力の枠組みであるフェイク・ゼロ・プロジェクトの実施が合意された。その後、同作業部会は定期的に開催することとされ、23年10月に開催された第5回会合において、フェイク・ゼロ・プロジェクトに基づく情報交換の有効性について議論し、今後もより効果的な情報交換の促進を目指すこととしている。
		iii ◎平成22年11月、「日中税関密輸情報交換実務者会合」、「日韓税関密輸情報交換実務者会合」及び「第4回日中韓3か国税関密輸情報交換実務者会合」を開催し、模倣品・海賊版の密輸防止に向けた情報交換及び3か国税関間での協力の在り方についての意見交換を行った。
		iv ◎平成23年11月、ASEAN諸国の税関職員を対象に、また、24年3月、中国税関職員を対象に、各国における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るべく、その取締手法等に関する受入研修をそれぞれ実施した。
		v ◎税関ウェブサイト、税関の知的財産侵害物品取締りに関するウェブページ(認定手続や申立手続等の案内)を掲載している。
		vi ◎海外旅行者に向けて、知的財産侵害物品を輸入しないよう注意を呼び掛けるポスター及びリーフレットを作成し、国際空港等において掲示・配布するとともに、侵害発生国を対象とする旅行ガイドブックにも広告を掲載している。また、ツイッター等のソーシャルメディアを活用して、知的財産侵害物品を輸入しないよう注意を呼び掛けている。
		vii ◎財務省税関研修所において、専門事務研修「知的財産コース」を実施するなど職員の能力向上を図っている。
		viii ◎平成24年度において、外部専門家を活用した侵害認定、税関職員の能力向上を図るための知的財産担当職員研修外部委託、知的財産侵害物品持込防止啓発等及び知的財産侵害物品取締対策の推進に係る経費(31百万円)を措置した。
		ix ◎平成24年度において、途上国税関職員の能力構築のため、知的財産侵害物品取締り等に関する二国間援助経費及びWCO(世界税関機構)への模倣品・海賊版拡散防止拠出金(157百万円)を措置した。
	文部科学省	i ◎平成24年度において、二国間協議による侵害発生国・地域への取締り強化の要請、我が国権利者の侵害発生国・地域での権利執行の支援、官民の連携の強化等を実施するため、海賊版対策の推進に係る経費(49百万円)を措置した。
		ii ◎平成24年度において、世界知的所有権機関(WIPO)と連携し、主としてアジア地域諸国を対象とした著作権法制度の整備、集中管理団体の育成及び著作権のエンフォースメントの充実を目的として、国際シンポジウム、研修等の開催等を実施するため、「アジア地域著作権制度普及促進事業」に係る経費(42百万円)を措置した。
	農林水産省	i ◎平成23年度において、我が国オリジナル品種の権利保護のための環境整備に向け、農産物の輸出に取り組む産地等に対して、DNA品種識別技術の開発及び開発したDNA品種識別技術について税関の水際差止め等で広く利用可能とするための妥当性の検証を支援する事業を実施している。また、育成者権侵害が発生して早急な対応が必要な品目について、登録品種の標本・DNAを保存する事業を実施している。
	経済産業省	i ◎中国商務部等との政府間定期協議や官民合同による訪中ミッションの派遣等を通じて、中国政府に対し、模倣品・海賊版対策の強化を要請している。また、JETRO等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施している。
		ii ◎平成16年8月、「知的財産推進計画2004」に基づき、経済産業省に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置し、23年12月末までに約4,800件の相談・情報提供を受理した。
		iii ◎平成23年度において、海外におけるインターネット上の違法アップロード削除要請についてシステム化を実現し、削除数約6万2千件、削除率ほぼ100%を実現するとともに、平成17年1月から24年3月までの間に、海賊版DVD約650万枚の摘発に成功した。また、24年度においても引き続き、模倣品・海賊版対策の推進に係る経費(1,518百万円)を措置した。
5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進		
① ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進	内閣府	i ◎毎年11月12日から同月25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。
		ii ◎平成23年度において、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材等を用いた指導者研修を8回開催した。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルによる相談窓口の案内サービス及び案内された窓口で電話をつないで直接相談できる転送サービスを実施している。
		iv ◎平成23年2月8日から同年3月27日までの間、22年度補正予算による配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業として「パープルダイヤル-性暴力・DV相談電話-」を開設し、24時間無料の電話相談を緊急かつ集中的に実施した。
		v ◎平成22年度において、地方公共団体等における相談業務の質の向上を図るため、地方公共団体等の相談担当者を対象として、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を6回開催した。
		vi ◎平成22年度において、配偶者暴力相談支援センター等に専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、相談員等に対し、効果的な助言・指導を行う「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を全国で94回実施した。
		vii ◎平成22年度において、配偶者からの暴力防止と被害者支援に関わる官民担当者が一堂に会する「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議」を開催し、必要な情報の共有、官官・官民連携の更なる強化等を図った。
		viii ◎平成22年度において、配偶者からの暴力の被害者の自立を支援するため、地域へ定着し、生活基盤を安定させていくことができるような総合的な支援プログラムを作成・試行し、23年度において、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成して、都道府県及び市町村に配布した。
		ix ◎平成23年度において、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを行う「配偶者からの暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図った。
		x ◎平成23年度において、男女共同参画センターの相談員等への性暴力被害者支援に関する研修を行う「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」に係る経費(11百万円)を措置した。
		x i ◎平成24年度において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進を図るための「配偶者暴力相談支援センター設置促進に関する調査」に係る経費(4百万円)を措置した。
		x ii ◎平成24年度において、被災3県における女性等の悩み・暴力に対応するための相談窓口の開設等を行う「東日本大震災によるおける女性の悩み・暴力に関する相談事業」に係る経費(77百万円)を措置した。
	警察庁	i ◎平成18年12月に「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について」を、21年8月に「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について」を、22年4月に「男女間トラブルに起因する相談事案の対応について」を、それぞれ都道府県警察に発出し、事案の特性を踏まえた対応を徹底するよう指示した。また、24年3月、ストーカー及び配偶者暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応について、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について」を都道府県警察に発出し、事案への適切な対応を徹底するよう指示した。
		ii ◎ストーカー・配偶者暴力事案の的確な対応に資するため、平成21年3月にストーカー対策マニュアルを、同年5月に配偶者暴力対策マニュアルを、それぞれ作成し、都道府県警察に示した。
		iii ◎平成24年度において、「警察安全相談実務専科」の実施に係る経費(2百万円)を措置した。
		iv ◎平成24年度において、「ストーカー・配偶者暴力対策専科」の実施に係る経費(7百万円)を措置した。
		v ◎平成24年度において、配偶者暴力対策資機材(監視警戒システム)の整備に係る経費(4百万円)を措置した。
		vi ◎平成21年度において、保護命令に係る情報を全国的に共有するため、配偶者暴力管理業務の構築に係る経費(172百万円の内数)を措置し、22年3月から同システムを運用している。
		vii ◎平成24年度地方財政計画において、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品(GPS機能付き通報装置)の貸出しに係る経費(43百万円)を措置した。
	法務省	i ◎〔再掲：第1-3-②-法-i〕検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	厚生労働省	i ◎平成24年度において、配偶者からの暴力対策として、婦人相談所における休日・夜間電話相談事業や弁護士等による法的な調整、援助等を行う法的対応機能強化事業等に係る経費(児童虐待・DV対策等総合支援事業費2,168百万円の内数)を措置した。
		ii ◎平成24年度において、婦人相談所・婦人保護施設の被害者等の保護・支援に係る経費(婦人保護事業費2,106百万円の内数)を措置した。
		iii ◎平成24年において、婦人保護施設における同伴児童が小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金の支給に係る経費(婦人保護事業費2,106百万円の内数)を措置した。
		iv ◎平成24年度において、賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物賃借料の一部の措置費への算定に係る経費(婦人保護事業費2,106百万円の内数)を措置した。
		v ◎平成24年8月から、配偶者からの暴力被害者に対する児童扶養手当について、1年以上、父等から養育放棄等されていることを要件とせず、裁判所の保護命令が発令されるなどの要件により支給対象とすることとしている。

施策名	省庁名	実施状況	
② 児童虐待防止対策の推進	警察庁	i	◎平成22年2月から子どもや女性を守るための匿名通報事業の対象に児童虐待を加えるなど、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に向けた取組を推進している。
		ii	◎平成24年4月、「児童虐待への対応における取組の強化について」を都道府県警察に発出し、児童相談所との一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、警察部内における的確な対応を徹底し、児童虐待への対応における取組の強化を推進するよう指示した。
	法務省 厚生労働省	i	◎児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等を内容とする「民法等の一部を改正する法律案」を第177回国会へ提出し、平成23年5月に成立した(24年4月1日に施行)。
		文部科学省 厚生労働省	i
	ii		◎平成23年3月、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく市町村の取組状況の調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会、都道府県児童福祉主管部等に対し、教育機関と福祉機関の一層の連携を図ること等について通知した。
	文部科学省	i	◎平成23年度において、全ての親が身近な地域で家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域人材を養成・活用し、学校等との連携による持続可能な仕組みを作り、地域全体で家庭教育を支援した。
		ii	◎平成24年度において、各地域の実情に応じたそれぞれの取組や地域の支援団体等との連携の促進及びより充実した教育支援活動の支援に係る経費(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業8,516百万円の内数)を措置した。
		iii	◎平成21年1月、児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図るため、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」を作成・配布した。同年5月、同研修教材CD-ROM版を作成・配布するなどし、教育委員会に対し、学校等における児童虐待防止のための取組の一層の推進を依頼した。
		iv	◎平成22年6月及び9月並びに23年1月、6月及び9月、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、厚生労働省雇用均等・児童家庭局に依頼し、「児童虐待防止対策について」の説明を実施し、学校等における児童虐待防止のための取組の一層の推進を図った。
		v	◎平成22年3月、「児童虐待の防止のための学校、教育委員会等の的確な対応について」を学校・教育委員会等に発出した。また、23年3月、同通知に基づく教育委員会等における取組状況の調査結果を踏まえ、研修の一層の充実を図ること等を通知した。
		vi	◎平成24年度において、児童生徒の自発的・主体的な成長・発達を組織的に推進し支援する取組等や暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の問題行動等、様々な課題への対応策等について調査研究し、地方公共団体やNPO・民間団体による対応策の試行的な実践を踏まえ、その有効性を検証・改善した上で、全国への成果普及等を行うための事業に係る経費(生徒指導・進路指導総合推進事業227百万円)を措置した。
		vii	◎平成24年3月、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」を発出し、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、学校教育関係者に通知した。
	厚生労働省	i	◎平成21年4月、「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の法定化、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化、里親制度の改正、施設内虐待の防止等の内容が盛り込まれた改正児童福祉法が施行された。
		ii	◎平成21年3月、「子ども虐待対応の手引き」、「児童相談所運営指針」等の通知の改正を行い、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応等を促した。
		iii	◎平成24年度において、児童虐待の発生予防の観点から「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」並びに早期発見・早期対応の観点から「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」に係る経費(子育て支援交付金30,700百万円の内数)を措置した。
		iv	◎平成24年度において、「児童虐待防止対策支援事業」に係る経費(児童虐待・DV対策等総合支援事業2,168百万円の内数)を措置した。
		v	◎平成24年度地方財政計画において、児童相談所の人的体制の強化を図るため、児童福祉司の増員を措置した。
		vi	◎「子ども・子育てビジョン」において、児童相談所を設置している全ての地方公共団体における「個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善」を目標に掲げ、推進している。
		vii	◎平成22年8月、「児童の安全確認の徹底について」を地方公共団体に発出し、虐待通告のあった児童の安全確認の徹底を図った。同年9月、児童相談所における虐待通告を受けた児童の安全確認の状況について調査結果を公表するとともに、「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を作成し、地方公共団体に通知するなどの対応を行った。
		viii	◎平成24年4月「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」を地方公共団体に発出し、児童虐待対応における都道府県、市区町村と警察との連携を促した。

施策名	省庁名	実施状況
③ 児童ポルノ対策等の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	i ◎平成21年12月、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」が設置された。22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、国民、事業者、関係団体等と連携の下、各府省庁において、児童ポルノの排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策及び被害児童の早期発見・支援活動を推進するとともに、取締りの強化、諸外国における児童ポルノ対策の調査等を行うなど、児童ポルノの排除に向けた取組を推進している。
	内閣府	i ◎平成23年11月、関係団体等で構成される第2回「児童ポルノ排除対策推進協議会」を開催するとともに、公開シンポジウムを開催するなど、児童ポルノ排除に向けた国民運動を推進した。
警察庁	i ◎平成20年度総合セキュリティ対策会議において、「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策」をテーマに議論を行い、21年3月、児童ポルノ流通防止に向けた取組の方向性等について、報告書を取りまとめた。また、官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究を実施し、同調査研究において作成したアドレスリスト作成業務に係る「業務マニュアル」をアドレスリスト作成管理団体に提供するとともに、警察が把握した児童ポルノ情報を随時提供している。なお、政府における環境整備等を踏まえ、23年4月21日から、一部のインターネット・サービス・プロバイダによるブロッキングが実施されている。	
	ii ◎（再掲：第1-3-③-警-i）平成24年度におけるホットライン業務の外部委託等に係る経費の措置。	
	iii ◎平成21年6月、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し、深刻な人権侵害を受けて将来にわたり苦しむ被害児童をなくすため、取締り、流通防止対策及び被害児童支援の三点を柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ根絶に向けた総合的な対策を推進している。	
	iv ◎平成21年度において、児童ポルノ事犯捜査用資機材を都道府県警察に配備し、ファイル共有ソフトを用いた児童ポルノ提供事件等の取締り強化に努めている。	
	v ◎平成22年5月以降、ファイル共有ソフト利用児童ポルノ事犯や児童ポルノ愛好者グループに対する一斉取締りを実施するなど、悪質な児童ポルノ事犯に対して、都道府県警察による効果的な取締りを推進している。	
	vi ◎平成21年11月にイタリアで、22年2月及び同年4月にカナダで、それぞれ開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁幹部が出席し、児童ポルノ等の性的搾取による被害児童の支援について議論を行った。また、同会合において提案・承認された被害者支援・保護方策の検討及び好事例集の作成の新規プロジェクトについては、23年3月にフランスで開催された同会合において、各国の取組状況を取りまとめた「性的搾取による被害児童の支援好事例集」が成果文書として承認された。同事例集については、警察庁ウェブサイトに掲載し、関係各国・機関等との情報共有を図っている。	
	vii ◎平成22年4月、児童ポルノ対策を更に推進するため、警察庁に「児童ポルノ対策官」を新設した。	
	viii ◎平成24年4月、「全国少年警察担当課長会議」を開催し、低年齢児童ポルノ愛好者グループの実態解明及び徹底検挙、ファイル共有ソフト利用事犯やDVD販売グループ等に対する取締りの強化とともに、インターネット上の流通・閲覧防止、被害児童支援等の諸対策の推進について指示した。	
	ix ◎平成24年5月、「全国児童ポルノ事犯捜査共助責任者会議」を開催し、児童ポルノ事犯の捜査共助等についての指示・教養を実施し、捜査力の向上とともに、都道府県警察間における連携の強化を図った。	
	x ◎平成23年6月、家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化、福祉犯の積極的な取締り等について、都道府県警察に指示した。	
	x i ◎平成23年7月、P2P（ファイル共有ソフト）利用事犯に対する全国連携型取締り、低年齢児童を狙う児童ポルノ愛好者グループの実態解明及び徹底検挙、買受け捜査等によるDVD販売グループ等に対する取締り等、情勢の変化に対応したインターネット利用児童ポルノ事犯の取締り等を都道府県警察に指示した。	
	x ii ◎平成24年3月、ファイル共有ソフトに関する研修会を実施し、都道府県警察の捜査担当者の捜査能力の向上を図った。	
	x iii ◎平成22年度において、児童ポルノ対策に関する調査研究に係る経費（6百万円）を措置した。	
	x iv ◎平成24年度において、福祉犯の取締りの強化のため、「少年福祉犯罪打合会議」の開催等に係る経費（2百万円）を措置した。	
	x v ◎平成24年度において、「CSEC東南アジア国外犯情報交換会議」の開催に係る経費（4百万円）を措置した。	
	x vi ◎平成24年度において、「児童ポルノ排除総合対策」に基づく児童ポルノ対策の推進に係る経費（41百万円）を措置した。	
総務省	i ◎総務省の有識者研究会において、児童ポルノサイトのブロッキング（閲覧防止措置）に関し、通信の秘密や表現の自由といった重要な利益にも注意しながら、その法的整理や、アドレスリストの作成・管理の在り方、技術的課題等について取りまとめを行ったことを踏まえ、実施に向けた課題の検討を行った。	

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成24年度において、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うため、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」に係る経費(472百万円)を措置した。
	法務省	i ◎児童ポルノ禁止法の、児童ポルノ提供の罪、児童ポルノ提供目的製造、所持等の罪、児童に姿態をとらせた児童ポルノ製造の罪等の処罰規定に基づき、厳正な科刑の実現に努めている。
		ii ◎平成24年度において、刑事基本法制の整備に係る経費(61百万円)を措置した。
	外務省	i ◎平成20年11月、リオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」に出席し、児童ポルノを含む児童の性的搾取の問題に、国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。
		ii ◎平成21年5月に確定した成果文書「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」の外務省ウェブサイトへの掲載を通じた広報を実施している。
	④ 少年を取り巻く有害環境の浄化	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省
		ii ◎平成23年8月、各界の有識者及び関係省庁課長級で構成される「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、青少年インターネット環境整備法の施行状況に係る検討の結果、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を取りまとめた。
	内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 文部科学省 経済産業省	i ◎平成23年3月8日、卒業・入学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、関係府省庁の緊密な連携の下、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うため、「フィルタリングの普及に関する関係閣僚懇談会」が開催され、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」について関係閣僚間の合意がなされた。
	内閣府	i ◎子ども及び保護者向けの「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」の作成・配布等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等について広報啓発を行っている。
		ii ◎平成24年度において、21年度、22年度及び23年度に引き続き、青少年インターネット環境整備法の施行状況を把握するための基礎データを収集するため、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施している。
		iii ◎平成22年度から、我が国における青少年インターネット環境整備法に基づく施策の効果的な推進等に資するため、諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施している。同年度においては米国、ドイツを対象に調査を実施し、23年度においては英国、韓国を対象に調査を実施した。
		iv ◎平成23年度において、青少年を取り巻く有害環境の改善・浄化を図るため、青少年有害環境モニター事業を始めとした青少年有害環境対策推進事業を実施している。
		v ◎毎年、青少年の非行・被害防止等を目的として、7月には「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を、11月には「子ども・若者育成支援強調月間」を、それぞれ実施している。
	警察庁	i ◎平成20年12月に全面施行された改正出会い系サイト規制法に基づき、23年中、禁止誘引行為について451件、届出義務違反について12件、それぞれ検挙するなど、出会い系サイト規制法の適正な運用を行っている。
		ii ◎児童の携帯電話に係るフィルタリングの利用率が低率にとどまっている一方で、ゲームサイトやSNSサイトを始めとするコミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の9割以上がフィルタリングに加入していない携帯電話からのサイト接続であった実態等を踏まえ、関係機関等と連携の上、携帯電話事業者に対する指導・要請、保護者に対する啓発活動や「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」を踏まえた携帯電話販売代理店等に対する要請等フィルタリングの普及徹底を目指した取組を始め、コミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の防止対策を推進している。
		iii ◎平成24年度において、広報啓発活動を推進するため、出会い系サイト犯罪抑止対策資料等の作成に係る経費(6百万円)を措置した。
		iv ◎出会い系サイトを利用した犯罪から児童を守るため、「出会い系サイトにかかる犯罪予防ホームページ」を公開しているほか、出会い系サイト犯罪抑止対策資料を176万部作成し、平成23年6月、都道府県警察に配布した。

施策名	省庁名	実施状況	
		v ◎平成24年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、有害図書類の少年に対する販売等の制限に係る指導、有害図書類等の自動販売機の撤去運動、ピンクビラ等の違法広告物の撤去活動等の強化及び飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動の推進を指示した。	
		vi ◎平成22年4月、都道府県警察に発出した「未成年者の喫煙防止に向けたたばこ小売販売に係る関係業界への働き掛け(再要請)の実施について」に基づき、未成年者喫煙防止のためのたばこ小売販売者に対する働き掛けの強化及び悪質な販売業者に対する的確な取締りを推進している。	
		vii ◎平成22年7月、都道府県警察に発出した「未成年者の飲酒防止に向けた酒類販売又は供与に係る関係業界への働き掛けの実施について」に基づき、未成年者飲酒防止のための酒類販売業者に対する働き掛けの強化及び悪質な販売業者に対する的確な取締りを推進している。	
		viii ◎平成20年3月に「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」を、21年2月に「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」を、24年2月に「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を、それぞれ都道府県警察に発出し、入学説明会、保護者説明会等を通じて、保護者、学校関係者等に対するフィルタリングの普及及びインターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進するよう指示した。	
		ix ◎平成22年11月、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」等を都道府県警察に発出し、携帯電話事業者に対する指導・要請の徹底、説明会の開催等による保護者に対する啓発活動の徹底及び知事部局等と連携した広報啓発活動の推進を指示したほか、23年3月、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」を踏まえ、携帯電話販売代理店に対しても要請を行うなど、内閣府、総務省、経済産業省及び文部科学省と連携・協力して取組を推進している。	
		x ◎平成22年12月及び23年7月から同年8月までの間、都道府県警察を通じ、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査を行い、同年2月及び同年10月、その結果を公表した。	
		x i ◎平成23年2月から同年4月までの間、都道府県警察を通じ、小学生、中学生又は高校生の子どもがいる保護者を対象とした児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査を行い、同年8月、その結果を公表した。	
		x ii ◎平成22年11月から24年4月末までの間に、都道府県警察において、フィルタリングについての広報啓発活動として、PTA、少年警察ボランティア等と連携した携帯電話販売店18,290店舗(専売店12,887店舗、家電量販店2,924店舗、その他代理店2,479店舗)に対し、保護者に対するフィルタリング等に関する説明の徹底を要請した。また、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等において、携帯電話を使用した犯罪に係る児童被害の実態やインターネットの危険性についての情報提供も含めた啓発活動を53,045回(参加人員6,592,482人、うち保護者1,021,935人)実施するとともに、知事部局等と連携した普及促進キャンペーン等を8,444回(参加人員1,121,297人)開催した。	
		x iii ◎平成22年度において、有害図書の購入に係る経費(3百万円)を措置した。	
		x iv ◎平成24年度において、サイバーボランティア謝金に係る経費(3百万円)を措置した。	
		x v ◎平成24年度において、少年指導委員の研修に係る経費(11百万円)を措置した。	
		x vi ◎いわゆる出会い系喫茶の規制の在り方及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上のラブホテル等営業の要件の見直し等に関する「風俗行政研究会」の提言等を踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令を改正し、平成23年1月に施行した。	
		総務省	i ◎平成21年3月、関係省庁や民間事業者等が連携し、青少年インターネット環境整備法の施行に先駆けて、フィルタリング普及キャンペーンを実施した。
			ii ◎平成20年4月に行われた総務大臣からの携帯電話事業者等へのフィルタリングサービスの改善等に関する要請に基づき、携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組が進められている。
			iii ◎平成22年5月、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、青少年の被害が増加しているCGM(SNS等に代表される消費者生成メディア)に関する検討を行った結果、①利用者情報の確認強化等のフィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる取組の在り方、②「ミニメール」(SNS会員間のメッセージ交換サービス)の内容確認に関する法的整理及び実施の在り方、③利用者の年齢認証の確実化に向けた取組強化の必要性を提言として取りまとめた。これを受け、関係事業者等による自主的取組が進められている。
iv ◎平成23年10月、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、青少年インターネット法の施行後の環境変化を踏まえた検討を行い、青少年インターネット利用環境整備に関する基本方針及び無線LANやスマートフォン上のアプリケーションを通じたインターネット接続に関して関係者に求められる役割等を示した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を取りまとめた。これを受け、民間団体、事業者等による自主的取組が進められている。			
経済産業省	i ◎平成23年度において、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断する基礎データを得るために、機器ごとの青少年によるインターネット利用状況調査を実施し、調査結果を事業者にフィードバックすることにより望ましいフィルタリング提供の取組を促進している。		
⑤ 子どもや女性を対象とする犯罪の未然防止対策等	警察庁	i ◎平成21年1月、「子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進に係る留意事項について」を都道府県警察に発出し、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の強化を指示した。	

施策名	省庁名	実施状況
の推進		<ul style="list-style-type: none"> ii ◎性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる活動に専従する「子ども女性安全対策班(JWAT)」を全国の警察本部に設置し、従来の検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。 iii ◎平成24年度において、子どもと女性を犯罪から守るための活動用資機材の整備に係る経費(1百万円)を措置した。 iv ◎平成24年度において、女性・子どもを犯罪から守るための広報啓発に係る経費(11百万円)を措置した。 v ◎(再掲:第1-1-①-警-x i)平成22年度における「子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業」に係る経費の措置。 vi ◎平成22年度において、電車内における痴漢防止対策の促進に向けた取組に係る経費(6百万円)を措置した。 vii ◎平成23年3月、「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書」を取りまとめ、公表した。
6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進		
① 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	警察庁 経済産業省 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> i ◎イモビライザが搭載された盗難自動車の手口分析を行い、その分析結果を、より盗難被害に遭いにくい装置の開発に資するため、社団法人日本自動車工業会に提供している。 ii ◎「自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチーム」の活動を延長し、継続して自動車盗難防止装置の普及促進に向けた広報啓発活動等に取り組んでいる。 iii ◎盗難車両の不正な名義変更等を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から国土交通省へ提供している。
	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> i ◎警察庁から提供を受けた盗難自動車情報を自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録し、盗難車の不正な登録の防止に努めている。
	警察庁 経済産業省 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> i ◎財団法人自転車産業振興協会に対し、シリンダー錠等不正開錠に強い施錠への規格改正を要請した結果、平成21年6月、自転車錠の日本工業規格(JIS規格)について、プレス錠からシリンダー錠に変更するなどの改正がなされた。 ii ◎関係機関が実施する自動車、自動二輪車及び原動機付自転車盗難の調査・研究等について、犯罪情報を提供するなど協力を行っている。 iii ◎一般社団法人全国二輪車安全普及協会等と連携し、自動二輪車・原動機付自転車販売店の協力を得て、利用者に対する広報啓発のほか、グッドライダー・防犯登録の登録率向上を図っている。
② 自動二輪車等及び自転車の盗難防止対策等の促進	警察庁 経済産業省 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> iii ◎各都道府県警察において、自転車軽自動車商協同組合、防犯協会等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率向上を図るための広報啓発等に取り組んでいる。
③ 車上ねらい・部品ねらい対策の推進	警察庁 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> i ◎車上ねらいの中でも、カーナビの盗難被害が急増したことに伴い、平成19年8月、社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)に対し、製品へのセキュリティ機能の搭載等の盗難被害対策を要請した。また、22年2月、自動車盗難防止対策の指針である「自動車盗難等防止行動計画」を改定してカーナビの盗難防止対策を盛り込み、カーナビ製造者等にセキュリティ機能が搭載された機種種の普及促進を呼び掛けるとともに、ユーザーに対する盗難被害防止情報の広報活動を実施するなどにより、ユーザー登録率の向上を図っている。
④ 各種防犯システム等の普及促進	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> i ◎平成22年10月、「万引き防止官民合同会議」を開催し、「万引きをさせない社会づくり」の共同宣言を行い、経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等の防犯設備の設置、警備員の配置等の万引きをさせない環境整備の推進に取り組んでいる。
		<ul style="list-style-type: none"> ii ◎各都道府県警察において、自動販売機ねらい対策として、製造業者に対し、破壊や盗難に強い機器の開発・普及等を働き掛け、販売機設置業者に対し、売上金の早期回収、定期的な点検等の自主警戒の徹底を指導している。
7 犯罪被害者の保護		
① 総合的な犯罪被害者支援体制の確立	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> i ◎平成23年3月、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指し、「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定された。 ii ◎犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画策定・推進専門委員会等会議において、「第2次犯罪被害者等基本計画」に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視を行うこととしている。 iii ◎平成24年度において、犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、犯罪被害者週間の期間中における「国民のつどい」に係る経費(9百万円)を措置した。 iv ◎平成24年度において、関係機関・団体の間の連携を促進し、地域社会における犯罪被害者支援を普及促進するため、「事例検討を通じた連携シミュレーション」、「関係機関・団体における支援の実地演習」、「被害者の声を聞く広報事業」等をテーマにしたワークショップの実施に係る経費(33百万円)を措置した。 v ◎平成24年度において、地方公共団体の犯罪被害者等施策に関わる窓口部局の職員の基礎的知識を向上させるため、地方公共団体職員向け研修の実施に係る経費(13百万円)を措置した。 vi ◎平成24年度において、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換を行うため、犯罪被害者団体等との情報交換に係る経費(0.9百万円)を措置した。 vii ◎平成24年度において、国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議に係る経費(0.5百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
② 刑事手続等における被害者施策の推進		viii ◎「第2次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の下に、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設について検討するため、有識者及び関係省庁で構成される検討会を設置し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施すべく、検討を行っている。
		ix ◎「第2次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の下に、犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担について検討するため、有識者及び関係省庁で構成される検討会を設置し、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施すべく、検討を行っている。
		x ◎民間の団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設に関し、犯罪被害者支援団体等と意見交換を行ったり、犯罪被害者支援募金(仮称)創設の気運を醸成するよう、犯罪被害者支援団体が犯罪被害者週間に集中的に行う募金活動について、国民のつどい中央大会・地方大会の会場の一部を提供したりするなどの協力を行った。
		x i ◎犯罪被害者支援組織を含む民間非営利団体からの特定非営利活動促進法に基づく法人格の取得申請に対し、適切な対応を行っている。
		i ◎平成21年度において、学生を対象とした犯罪被害者支援に係る講義、犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」の実施等の「社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪被害者も加害者も出さない街づくり事業」に係る経費(4百万円)を措置した。
	警察庁	ii ◎平成24年度において、民間被害者支援団体との連携を強化し、自主的な活動の促進を図るため、民間被害者支援団体に対する業務委託等に係る経費(257百万円)を措置した。
		iii ◎民間被害者支援団体との連携を強化し、自主的な活動の促進を図るため、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導やコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援を実施している。
		iv ◎各級警察学校や職場において、犯罪被害者等に接する職員に対し、犯罪被害者等の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方、カウンセリング技術等に関する教育を推進している。
		v ◎平成22年度において、「性犯罪被害者対応拠点モデル事業」に係る経費(5百万円)を措置した。22年7月、愛知県において、性犯罪被害者対応拠点モデル事業として「ハートフルステーション・あいち」を開設し、性犯罪被害者の二次被害防止及び性犯罪捜査の的確な推進を図っている。
		vi ◎犯罪被害者等の実態、命の大切さ等についての理解を深めるため、関係機関・団体と連携の上、犯罪被害者等による講演等を取り入れるなどしつつ、中高生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」、大学生を対象にした被害者支援に関する講義、被害者支援フォーラム等の広報啓発活動を実施し、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進している。
		法務省
	ii ◎法務省として全省的に法教育を推進するために、「法教育プロジェクトチーム」を設置し、関係機関の職員が行う法教育の在り方について検討を行い、平成21年11月からは、学校や地域の求めに応じて法務省の職員を派遣するなどして、法教育の実践に当たっている。	
	iii ◎刑事手続や被害者等通知制度等を分かりやすく説明した犯罪被害者等向けパンフレット(日本語版及び英語版)を増刷したほか、視覚障害者向けに同パンフレットの点字版及びCD版を作成した。同パンフレット等については、検察庁や警察署等において被害者等に配布したり、法務省ウェブサイトに掲載したりするなどしている。	
	iv ◎平成24年度において、犯罪被害者等向けパンフレット等の作成に係る経費(8百万円)を措置した。(第1-7-②-法-ivの一部)	
v ◎検察庁において、被害者等通知制度により、被害者等に対し、事件の処理結果、有罪判決確定後の加害者の処遇状況、受刑者の出所情報等を通知している。また、再被害防止のため、受刑者の釈放前に釈放予定時期等を通知している。		
vi ◎平成24年度において、犯罪被害者等事件処理結果等通知業務に係る経費(10百万円)を措置した。(第1-7-②-法-ivの一部)		
vii ◎犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を検察庁に配置している。また、「被害者支援担当者中央研修」を開催し、被害者支援員等に対し、被害者支援に必要な知識等の習得を図っている。		
viii ◎平成24年度において、被害者支援員配置等に係る経費(195百万円)を措置した。(第1-7-②-法-ivの一部)		
海上保安庁	i ◎各部署の海上保安官から犯罪被害者等支援主任者を指定し、犯罪被害者等への必要な助言や情報提供を行うなど支援体制を構築している。	
警察庁	i ◎「被害者の手引」の配布や被害者連絡制度による情報提供のほか、性犯罪事件捜査における女性警察官の活用、被害者用事情聴取室の整備、指定被害者支援要員による付き添い支援等、捜査過程における被害者の負担を軽減するための施策を推進している。	
	ii ◎都道府県警察に対し、「被害者の手引」を作成等する場合には少年事件の処理の流れを分かりやすく示すよう指示するとともに、そのモデル案を示し、少年犯罪の被害者に向けた情報提供の充実を推進している。	
	iii ◎平成21年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、被害者支援用車両の増強等に係る経費(113百万円)及び犯罪被害者等に対する調査に係る経費(5百万円)を措置した。	
	iv ◎犯罪被害者の遺族の捜査過程における精神的負担の軽減等を図るため、遺体搬送等に係る費用の公費負担を推進するとともに、都道府県警察に対し、検視・司法解剖について説明したパンフレットの作成・遺族への交付を指示するなど、遺族に対して適切な情報提供を実施するための施策を推進している。	

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	v ◎平成24年度において、犯罪被害者保護のため、性犯罪捜査証拠採取セット等の整備に係る経費(4百万円)を措置した。
		vi ◎平成24年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、性犯罪被害者の緊急避妊等に係る経費(148百万円)を措置した。
		vii ◎平成24年度において、犯罪被害者の遺族の精神的・経済的被害の軽減を図るため、遺体の搬送等に係る経費(95百万円)を措置した。
		i ◎平成20年12月、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護士制度が施行されたことに伴い、法テラスでは、被害者参加人から選定請求を受けて、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士候補の指名通知を行うなどの業務を実施している。23年4月から24年3月までの間における被害者参加人からの選定請求件数は、282件である。
		ii ◎国選被害者参加弁護士契約弁護士の更なる確保と制度の周知を行っている。
		iii ◎平成20年12月、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護士制度及び損害賠償命令制度が施行され、犯罪被害者等と検察官との意思疎通を十分図りつつ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図っている。
		iv ◎平成24年度において、検察における犯罪被害者等の保護に係る経費(222百万円)を措置した。
	v ◎(再掲:第1-7-①-法-v)被害者等通知制度に基づく事件処理結果等の通知。	
	vi ◎(再掲:第1-7-①-法-vi)平成24年度における犯罪被害者等事件処理結果等通知業務に係る経費の措置。	
	vii ◎地方更生保護委員会及び保護観察所の担当職員を協議員とする協議会において、更生保護における犯罪被害者等施策の運用上、配意すべき点についての認識の共有を図るなどし、その適切かつ着実な実施に努めている。	
	viii ◎平成24年度において、更生保護における犯罪被害者等施策に係る経費(95百万円)を措置した。	
	海上保安庁	i ◎被害者に対し、刑事手続の概要説明及び捜査状況、被疑者の逮捕・送致状況等被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の通知を行っている。
		ii ◎性犯罪捜査時において、女性海上保安官による事情聴取等、被害者の心情に配慮した捜査活動を実施している。
		iii ◎被害者の心情に配慮した取調室以外の個室等を確保し、部署における事情聴取を実施している。
iv ◎犯罪被害者の遺族の経済的・精神的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体搬送費等の費用を公費により一部負担するとともに、被害に係る診断書等の作成費用を公費負担している。		
v ◎被害者への法的救済措置等の概要、海上保安庁の被害者施策等を被害者に周知するため、リーフレットを作成している。		
vi ◎平成24年度において、司法解剖後の遺体修復等及び犯罪被害者等配布用リーフレット作成に係る経費(1百万円)を措置した。		
③ 二次被害の防止	内閣府 警察庁	i ◎(再掲:第1-7-①-府-iii)平成24年度における「国民のつどい」に係る経費の措置。
		i ◎民間被害者支援団体と連携して街頭キャンペーン、シンポジウム等の広報啓発活動を実施しているほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者支援広報用ウェブサイト等の活用による広報啓発活動を推進している。
		ii ◎平成24年度において、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進を図るため、広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成に係る経費(1百万円)を措置した。
		iii ◎犯罪被害後における犯罪被害者等の安全の確保を図るため、状況に応じた一時的又は中長期的な避難場所の確保のほか、身辺警戒の強化等の再被害防止措置を適切に講じている。
法務省	iv ◎平成24年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、犯罪被害直後の避難場所の確保に係る経費(16百万円)を措置した。	
	i ◎啓発冊子を用いた研修会・講演会の実施等を通じて、犯罪被害者等の置かれている現状及び犯罪被害者等の人権問題に関する広報啓発活動を推進している。	
海上保安庁	ii ◎全国の法務局等に設置された人権相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な解決に努めている。	
	i ◎被疑者等に当該犯罪被害者の氏名を告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じている。	
④ 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-①-府-iii)DV被害者のための相談機関電話番号案内サービスの実施。
		ii ◎(再掲:第1-5-①-府-iv)「パープルダイヤル・性暴力・DV相談電話-」の開設。
		iii ◎(再掲:第1-5-①-府-v)「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の開催。
		iv ◎(再掲:第1-5-①-府-vi)「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」の実施。
		v ◎(再掲:第1-5-①-府-vii)「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議」の開催。
		vi ◎(再掲:第1-5-①-府-viii)「配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業」の実施。
		vii ◎(再掲:第1-5-①-府-ix)「配偶者からの暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」の実施。
		viii ◎(再掲:第1-5-①-府-x)「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」の実施。
		ix ◎(再掲:第1-5-①-府-x i)平成24年度における「配偶者暴力相談支援センター設置促進に関する調査」に係る経費の措置。
		x ◎(再掲:第1-5-①-府-x ii)平成24年度における「東日本大震災における女性の悩み・暴力に関する相談事業」に係る経費の措置。

施策名	省庁名	実施状況
第2 犯罪者を生まない社会の構築 1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進 ① 少年の規範意識の向上	警察庁	x i ◎(再掲:第1-7-①-府-x i)民間の団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設に関する犯罪被害者支援団体等と意見交換の実施及び募金活動についての協力。
		i ◎犯罪被害給付制度を適正に運用するとともに、都道府県警察におけるカウンセリングに関する専門的知識・技術を有する職員の配置や精神科医等の外部の専門家との連携を推進することにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制の整備を図っている。
		ii ◎(再掲:第1-7-②-警-i)「被害者の手引」の配布、被害者連絡制度による情報提供等の実施。
		iii ◎平成24年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、犯罪被害給付制度の運用に係る経費(1,627百万円)を措置した。
		iv ◎(再掲:第1-7-②-警-vii)平成24年度における遺体の搬送等に係る経費の措置。
		v ◎(再掲:第1-7-①-警-ii)平成24年度における民間被害者支援団体に対する業務委託等に係る経費の措置。
		vi ◎(再掲:第1-7-①-警-iii)犯罪被害者等早期援助団体に対する支援の実施。
		vii ◎平成23年11月、「全国被害児童支援担当者研修会」を開催し、性的犯罪や児童ポルノ事犯等の被害児童の支援等について指示・教養事例検討等を実施した。また、24年4月、性的犯罪や児童ポルノ事犯等の被害児童の支援に係る事例集を作成・配布し、各都道府県の被害児童支援担当者の能力向上を図った。
	viii ◎平成24年度において、被害少年サポーター謝金等に係る経費(108百万円)を措置した。	
	法務省	i ◎法テラスのコールセンターに設けた「犯罪被害者支援ダイヤル」では、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者を配置し、犯罪被害者の心情に配慮しながら、関係機関窓口や刑事手続に関する情報の提供を行っており、平成23年4月から24年3月までの間において、9,780件の問合せを受けた。
		ii ◎全国の法テラス地方事務所では、平成23年4月から24年3月までの間において、犯罪被害者等から13,096件の問合せを受け、このうち、877件について、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した。
		iii ◎犯罪被害者等の生活状況を考慮し、資力の要件等を満たすときは、弁護士費用等に関して民事法律扶助制度を始めとする各種援助制度を利用できる場合があることから、法テラスでは、必要に応じ当該制度を犯罪被害者等に案内するなど、適切な支援を行っている。
		iv ◎民事法律扶助制度を始めとする弁護士費用等に関する各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪の被害に遭ってから刑事手続を経て民事手続に移行するまで一連の法的手続に対応することができることから、これら各種援助制度の契約弁護士の確保と制度の周知を行っている。
		v ◎財産犯等の犯罪行為により被害者から犯人が得た財産等について、一定の場合にその没収・追徴を行うことが可能となったことにより、検察庁では、「犯罪被害財産支給手続」又は「外国譲与財産支給手続」を開始する決定をするなどし、没収・追徴された犯罪被害財産等を被害者に被害回復給付金として支給するための手続を行っている。
		vi ◎「被害者支援員」を検察庁に配置し、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをしているほか、犯罪被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。
		vii ◎(再掲:第1-5-③-法-ii)平成24年度における刑事基本法制の整備に係る経費の措置。
	文部科学省	i ◎平成24年度において、子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題等について早期発見・早期対応を図るため、「児童生徒の現代的健康課題への対応事業」に係る経費(39百万円の内数)を措置した。
	厚生労働省	i ◎(再掲:第1-5-①-厚-i)平成24年度における婦人相談所の休日・夜間電話相談事業等に係る経費の措置。
		ii ◎(再掲:第1-5-①-厚-ii)平成24年度における婦人相談所・婦人保護施設の被害者等の保護・支援に係る経費の措置。
		iii ◎平成24年度において、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員の配置に係る経費(婦人保護事業費2,106百万円の内数)を措置した。
		iv ◎(再掲:第1-5-①-厚-iii)平成24年度における婦人保護施設の同伴児童に対する入進学支度金の支給に係る経費の措置。
		v ◎(再掲:第1-5-①-厚-iv)平成24年度における地域生活移行支援の建物賃借料の一部の措置費への算定に係る経費の措置。
		vi ◎(再掲:第1-5-①-厚-V)配偶者からの暴力被害者に対する児童扶養手当の支給要件の緩和。
国土交通省	i ◎犯罪被害者等の公営住宅への優先入居及び公営住宅の目的外使用を認めているほか、DV被害者については単身入居を認めている。(なお、平成24年4月より、入居者資格(単身入居者の取扱い等)の要件については、事業主体である地方公共団体の条例で定めることとなっている。)	
海上保安庁	i ◎海上保安庁ウェブサイト及びリーフレットにより、犯罪被害者等の支援制度に関する取組の紹介及び情報提供を行い、犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減に努めている。	
	ii ◎(再掲:第1-7-②-海-iv)司法解剖後の遺体搬送費及び被害に係る診断書等の作成費用等の公費による一部負担。	
	iii ◎(再掲:第1-7-②-海-vi)平成24年度における司法解剖後の遺体修復等及び犯罪被害者等配布用リーフレット作成に係る経費の措置。	
① 少年の規範意識の向上	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-④-府-v)「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の実施。

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	i ◎スクールサポーターの導入を促進し、学校等と連携した非行防止教室等の開催を推進している。	
		ii ◎平成23年3月、小・中学生を対象とした規範意識醸成用DVDを制作し、少年サポートセンターへ配布した。	
		iii ◎平成24年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示した。	
		iv ◎平成22年12月、「非行少年を生まない社会づくりの推進について」を都道府県警察に発出し、少年の規範意識の向上や少年と社会との絆の強化のため、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会気運の醸成等に取り組むことを内容とする「非行少年を生まない社会づくり」を推進している。	
		v ◎平成22年度において、少年非行防止及び規範意識向上のための対策の強化に係る経費(5百万円)を措置した。	
		vi ◎平成24年度において、少年非行防止資料等の作成に係る経費(4百万円)を措置した。	
		vii ◎平成24年度において、非行少年を生まない社会づくりの推進に係る経費(53百万円)を措置した。	
		viii ◎平成24年3月、低年齢少年に対する非行防止教育・啓発活動に係る効果的事例を収集し、有識者を交えて、その内容や方法について検討した結果を執務資料「低年齢少年の規範意識を向上させるための効果的な取組」として取りまとめ、都道府県警察に配布した。	
	法務省	i ◎法務省ウェブサイトで公表している「法教育推進協議会の状況について」と題する中間取りまとめに従い、また、学習指導要領の改訂を踏まえつつ、生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・充実に向けた検討を行っている。平成23年度において、広報・啓発活動の一環として、東京都でシンポジウムを開催したほか、22年度からは、法教育推進協議会において、懸賞論文コンクールを実施している。	
		ii ◎（再掲：第1-7-①-法-ii）法教育の実践。	
		iii ○平成24年度に、学校現場における法教育の実践状況の調査研究を実施する予定であり、法教育推進協議会において、具体的な調査方法、調査項目等を検討している。	
		iv ◎「学校連携担当保護司」による非行防止教室、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議等、少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携を進めている。	
		v ◎平成24年度において、「中学生サポート・アクションプラン」の推進に係る経費(52百万円)を措置した。	
	文部科学省	i ◎平成24年度において、少年の規範意識等を育むなど、地域に根ざした道徳教育の推進に係る経費(道徳教育総合支援事業費631百万円の内数)を措置した。	
		ii ◎平成23年1月及び同年6月、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、学校現場での非行防止教室の取組を充実させることについて周知を図った。	
		iii ◎平成23年度において、全ての中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」が開催されるよう、その指導者を対象とした講習会を行うとともに、「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。また、24年3月には、全ての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新一年生に啓発用パンフレットを配布するとともに、全ての大学、短大、大学院大学及び専門学校に啓発用ポスターを配布した。	
		iv ◎平成24年において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教室の推進、シンポジウムの開催及び広報啓発活動の推進に係る経費(31百万円)を措置した。	
	② 少年を見守る地域社会の構築	内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	i ◎（再掲：第1-2-⑤-内警法文厚-i）「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」の設置及び「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」の採択。
			ii ◎（再掲：第1-2-⑤-内警法文厚-ii）「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」の策定。
			iii ◎（再掲：第1-2-⑤-内警法文厚-iii）研究フォーラムの開催。
iv ◎（再掲：第1-2-⑤-内警法文厚-iv）ワーキング・グループ設置。			
内閣府		i ◎平成24年度において、子ども・若者支援地域協議会で社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を関係機関・団体等と連携して総合的に支援する体制を整備し、その効果を普及するため、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」に係る経費(117百万円)を措置した。	
警察庁		i ◎全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関、少年警察ボランティア等と連携した少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を推進している。また、平成24年4月に開催した「全国少年警察担当課長会議」において、少年警察ボランティア活動の活性化に向けて、大学生ボランティアの委嘱拡充と積極的な活用を都道府県警察に指示した。	
		ii ◎平成24年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、カラオケ店等における補導活動の強化を指示した。	
		iii ◎都道府県警察において、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会加盟協会が行う講習を通じ、カラオケ店に対する青少年の深夜利用防止等の要請を行っている。	
		iv ◎（再掲：第2-1-①-警-iv）非行少年を生まない社会づくりの推進。	
		v ◎平成24年度において、「全国少年相談協議会」の開催等に係る経費(4百万円)を措置した。	

施策名	省庁名	実施状況
③ 社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援	法務省	vi ◎平成24年度において、「少年サポートセンター」の部外施設への移転に係る経費(12百万円)を措置した。
		vii ◎(再掲:第2-1-①-警-vii)平成24年度における非行少年を生まない社会づくりの推進に係る経費の措置。
		viii ◎平成24年6月、少年警察学生ボランティアの募集促進に資するポスター及びリーフレットを作成し、都道府県警察に配布した。
	法務省	i ◎少年非行の未然防止のため、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員による地域住民からの犯罪や非行に関する相談への対応等、地域社会における非行防止のための取組を推進している。
		ii ◎平成24年度において、地域社会における非行防止のための取組の推進強化に係る経費(512百万円)を措置した。
	文部科学省	i ◎いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。
		ii ◎平成24年度において、スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業に係る経費(学校・家庭・地域の連携協力推進事業8,516百万円の内数)を措置した。
	内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	i ◎(再掲:第1-2-⑤-内警法文厚-i)「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」の設置及び「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」の採択。
		ii ◎(再掲:第1-2-⑤-内警法文厚-ii)「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」の策定。
		iii ◎(再掲:第1-2-⑤-内警法文厚-iii)研究フォーラムの開催。
		iv ◎(再掲:第1-2-⑤-内警法文厚-iv)ワーキング・グループ設置。
		i ◎(再掲:第1-5-④-府-v)「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の実施。
		i ◎(再掲:第2-1-②-警-i)少年サポートセンターを中心とした少年相談、街頭補導、立ち直り支援等の推進及び少年警察ボランティア活動の活性化。
	内閣府 警察庁	ii ◎(再掲:第2-1-①-警-iv)非行少年を生まない社会づくりの推進。
iii ◎平成24年度において、警察職員、教育関係者等を対象とした「非行少年対策ブロック別研修会」の開催に係る経費(3百万円)を措置した。		
iv ◎(再掲:第2-1-②-警-vi)平成24年度における「少年サポートセンター」の部外施設への移転に係る経費の措置。		
v ◎平成24年度において、「少年柔剣道教室」の実施に係る経費(3百万円)を措置した。		
vi ◎(再掲:第2-1-①-警-vii)平成24年度における非行少年を生まない社会づくりの推進に係る経費の措置。		
i ◎地域の保護司が、警察や児童相談所等関係機関・団体で構成される少年サポートチームの一員として、非行少年の立ち直りや非行防止のための活動を行っている。		
法務省	ii ◎無職少年について、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員と共に社会参加活動を実施するなどして、その社会性の涵養に努めるとともに、ハローワークと連携して、個人の希望等を踏まえた就労支援を実施している。	
	iii ◎平成24年度において、無職少年に対する社会参加活動及び就労支援の充実強化に係る経費(5百万円)を措置した。	
	i ◎平成24年度において、児童の社会性や豊かな人間性を育むため、小学校で3泊4日以上での自然の中での集団宿泊活動を推進する取組の支援に係る経費(学校・家庭・地域の連携協力推進事業8,516百万円の内数)を措置した。	
文部科学省	ii ◎(再掲:第1-5-②-文-vi)平成24年度における児童生徒の問題行動等への対応策等についての調査研究、試行的な実践、全国への成果普及等を行うための事業に係る経費の措置。	
	iii ◎平成21年度において、非行等問題を抱える青少年に対して、新たな社会活動の場を開拓する取組や地域全体で立ち直りを支援する体制づくりに関する「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を実施した。	
	i ◎社会適応上、支援を必要とする少年のうち、少年院出院者や保護観察対象者等に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施している。	
厚生労働省	i ◎地域において牽引的な役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員等に対して研修を行い、中核的指導者等を育成するため、子ども・若者育成支援のための地域連携推進事業を実施している。	
	i ◎(再掲:第2-1-②-警-i)少年サポートセンターを中心とした少年相談、街頭補導、立ち直り支援等の推進及び少年警察ボランティア活動の活性化。	
	ii ◎(再掲:第2-1-①-警-i)スクールサポーターの導入促進及び学校等と連携した非行防止教室等の開催。	
	iii ◎(再掲:第2-1-①-警-iii)非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化についての指示。	
	iv ◎平成24年度において、「少年補導職員研修会」の開催に係る経費(21百万円)を措置した。	
	v ◎平成24年度において、少年警察ボランティア謝金等に係る経費(150百万円)を措置した。	
④ 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	内閣府 警察庁	vi ◎(再掲:第2-1-②-警-vi)平成24年度における「少年サポートセンター」の部外施設への移転に係る経費の措置。

施策名	省庁名	実施状況	
⑤ 児童相談所等における少年非行への対応力の強化	厚生労働省	i ◎(再掲:第1-5-②-厚-v)平成24年度地方財政計画における児童福祉司の増員の措置。	
		ii ◎虐待を受けた子どもと非行児童の一時保護所における混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を推進している。	
		iii ◎児童自立支援施設に入所中の児童への対応を充実させるため、児童福祉施設最低基準の改正により、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)及び心理療法担当職員について配置を義務付けるとともに、進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置等を進めている。	
⑥ 少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進	警察庁	i ◎平成23年7月に開催した少年警察実務専科及び同年10月に開催した少年警察専科において、暴走族等非行集団の解体や暴力団等の後ろ盾対策について、事例を基に指導教養を実施した。	
		ii ◎平成23年6月から同年9月までの間に開催した少年警察実践塾、同年10月に開催した少年警察専科、24年4月に開催した「全国少年警察担当課長会議」等において、少年の特性に配慮した捜査・調査について指示するなど、その徹底を図っている。	
		iii ◎平成24年度において、都道府県警察の少年事件捜査担当者を対象とした「少年警察実践塾」の実施に係る経費(3百万円)を措置した。	
		iv ◎平成21年度において、触法調査等部内教養用視聴覚教材の製作に係る経費(3百万円)を措置した。	
		v ◎平成13年2月に「暴走族対策関係省庁会議」において申し合わせた「暴走族対策の強化について」を踏まえ、違法行為の指導取締りを行っている。	
		vi ◎道路交通法、道路運送車両法等の各種法令を適用した暴走族取締りを引き続き推進し、暴走族の解体や構成員の脱退に向けた取組を図っている。	
		vii ◎暴走族の各種不法事案を抑止し、不正改造車を排除するため、毎年6月を「暴走族取締強化期間」及び「不正改造車排除強化月間」として警察と運輸支局の合同街頭検査等を実施している。	
	法務省	i ◎非行事実を十分に解明し、少年を適切に保護するため、少年の福祉を害する暴走族や暴力団等の排除を含め、検察当局において、所要の捜査を行った上、家庭裁判所に送致するなど、適切な処分を行っている。	
	厚生労働省	i ◎(再掲:第2-1-⑤-厚-iii)家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び基幹的職員の配置等。	
	⑦ 青少年の体験活動の推進	文部科学省	i ◎平成22年度において、自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を実施した。
			ii ◎平成23年度において、家庭や企業等へ体験活動の理解を求めていくための普及啓発、自然体験活動の指導者養成及び体験活動の場の在り方に関する調査研究に係る経費(108百万円)を措置した。
			iii ◎平成24年度において、家庭や企業等へ体験活動の理解を求めていくための普及啓発や自然体験活動の指導者養成及び防災教育の観点に立った体験活動の推進に係る経費(116百万円)を措置した。
	⑧ 犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進	内閣府 警察庁	i ◎(再掲:第1-5-④-府-v)「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の実施。
i ◎(再掲:第2-1-①-警-i)スクールサポーターの導入促進及び学校等と連携した非行防止教室等の開催。			
ii ◎(再掲:第2-1-①-警-iii)非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化についての指示。			
iii ◎(再掲:第2-1-①-警-ii)小・中学生を対象とした規範意識醸成用DVDの制作及び少年サポートセンターへの配布。			
iv ◎平成23年度において、「非行防止教室」の会場借上げに係る経費(10百万円)を措置した。			
v ◎(再掲:第2-1-①-警-v)平成22年度における少年非行防止及び規範意識向上のための対策の強化に係る経費の措置。			
vi ◎(再掲:第2-1-①-警-vi)平成24年度における少年非行防止資料等の作成に係る経費の措置。			
vii ◎(再掲:第1-5-④-警-xiv)平成24年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。			
viii ◎交通違反を行った者に対する処分者講習等において、交通ルール等の教育を実施している。			
ix ◎関係機関及び交通ボランティア団体等と連携し、学校教育、各種イベント、高齢者世帯の訪問指導等の機会において参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を積極的に推進している。			
x ◎(再掲:第2-1-①-警-viii)低年齢少年に対する非行防止教育・啓発活動に係る効果的事例の収集、検討結果の執務資料としての都道府県警察への配布。			
法務省		i ◎(再掲:第2-1-①-法-i)法教育の普及・充実に向けた検討の実施。	
		ii ◎(再掲:第1-7-①-法-ii)法教育の実践。	
		iii ◎検察庁において、検察に関する説明・質疑応答を行う移動教室、出前教室等を実施しているほか、法務省ウェブサイト及び検察庁ウェブサイトにおいて、少年層を対象としたウェブページを作成している。	
		iv ◎社会を明るくする運動を通じて、更生保護制度に関する理解を促進し、犯罪・非行防止のための環境を醸成するとともに、中学校との連携を通じて、少年の規範意識の向上を図っている。	
	v ◎(再掲:第2-1-①-法-v及び第2-1-②-法-iiの一部)犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進。		
文部科学省	i ◎(再掲:第2-1-①-文-ii)非行防止教室の取組に関する周知。		
⑨ 孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進	内閣府	i ◎平成22年4月、教育、福祉、雇用等各関連分野における子ども・若者に対する施策の総合的推進や、困難を有する子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを内容とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。	

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	ii	◎平成23年度において、高齢者の社会活動の意義・内容が広く周知され、心豊かな高齢社会の構築に寄与することを目的として、高齢者に求められる社会参加活動を主テーマとした高齢社会フォーラムを、7月には東京で、11月には横浜で、それぞれ実施した。
		i	◎(再掲:第2-1-②-警-i)少年サポートセンターを中心とした少年相談、街頭補導、立ち直り支援等の推進及び少年警察ボランティア活動の活性化。
		ii	◎(再掲:第2-1-①-警-iv)非行少年を生まない社会づくりの推進。
		iii	◎(再掲:第2-1-④-警-v)平成24年度における少年警察ボランティア謝金等に係る経費の措置。
		iv	◎(再掲:第1-5-④-警-xiv)平成24年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。
	法務省	v	◎(再掲:第2-1-①-警-vii)平成24年度における非行少年を生まない社会づくりの推進に係る経費の措置。
		i	◎保護司、更生保護女性会員及びBBS会員によるミニ集会活動、相談所開設、声掛け活動等、地域社会における非行防止のための取組の推進を強化している。
		ii	◎(再掲:第2-1-②-法-ii)平成24年度における地域社会における非行防止のための取組の推進強化に係る経費の措置。
	文部科学省	iii	◎平成24年度において、更生保護女性会員及びBBS会員が孤立した若者に対する支援活動やミニ集会活動、子育て支援活動等、地域社会における非行防止活動をより一層推進するための研修実施に係る経費(23百万円)を措置した。
		i	◎(再掲:第1-5-②-文-vi)平成24年度における児童生徒の問題行動等への対応策等についての調査研究、試行的な実践、全国への成果普及等を行うための事業に係る経費の措置。
厚生労働省	i	◎民生委員・児童委員は、地域において孤立した若者や高齢者について、実態の把握や福祉ニーズの調査を行った上、それぞれの能力に応じた社会福祉の制度やサービスに積極的につなげることにより、社会参加の支援を行っている。	
	i	◎「地域若者サポートステーション事業」を推進することにより、ニート等の若者の職業的自立支援の強化を図っている。	
⑩ 安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進	厚生労働省	i	◎「地域若者サポートステーション事業」を推進することにより、ニート等の若者の職業的自立支援の強化を図っている。
		ii	◎ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等を推進することにより、若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上を図っている。
⑪ 保護者に対する各種支援の実施	文部科学省	i	◎(再掲:第1-5-②-文-ii)平成24年度における家庭教育支援に係る経費の措置。
	厚生労働省	i	◎民生委員・児童委員は、問題を抱える保護者を把握・支援するため、担当地区の住民の実態把握や福祉ニーズ調査を行った上、必要に応じた社会福祉の制度やサービスにつなげるとともに、積極的に関係する行政機関、団体等と連携することにより、個々の問題に応じた支援を行っている。
2 刑務所出所者等の再犯防止			
① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化	法務省	i	◎平成21年度において、刑事施設における薬物事犯者グループミーティング実施庁の拡大を図り、薬物依存離脱指導プログラムの検討・策定及び薬物依存離脱指導効果測定方法の構築・整備を行った。22年度からは、開発した同プログラム及び薬物依存離脱指導対象者用アセスメントを指定庁で実施している。また、23年度において、薬物依存離脱指導実施庁に薬物事犯者処遇カウンセラーを配置するとともに、フォローアップ指導用教材を作成している。
		ii	◎平成24年度において、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実を図るため、パイロット施設における同指導の実施体制の整備、同指導基礎教材の開発等に係る経費(162百万円)を措置した。
		iii	◎平成21年度において、刑事施設における性犯罪者処遇担当者の指導力向上を図るため、指導経験等に応じた指導者研修を拡大するとともに、高度な指導力を有する推進基幹施設職員による巡回指導体制を強化した。22年度からは、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の充実を図るための指導用教材の作成を進めている。また、23年度において、性犯罪者処遇カウンセラーが未配置の刑事施設に同カウンセラーを配置した。
		iv	◎平成24年度において、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の充実を図るため、増加するA目標の性犯罪者処遇プログラム対象者に対する指導施設の拡大整備に係る経費(91百万円)を措置した。
		v	◎平成23年度において、刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の充実を図るため、指導用DVD教材を作成している。
		vi	◎平成21年度において、刑事施設における交通事犯者処遇プログラム実施庁の拡大を図り、飲酒運転事犯者等を対象としたアルコール依存回復プログラムを開発した。22年度からは、開発した同プログラムを指定庁で実施している。
		vii	◎平成23年度から、引き続き、矯正処遇の効果検証・実証研究体制の整備を進めている。
		viii	◎平成24年度において、少年鑑別所における再非行リスクに着目した新たな調査方式の開発及び資質鑑別の向上に係る経費(16百万円)を措置した。
		ix	◎平成22年度から、少年院における再非行防止のための生活指導の充実強化を図るため、関連する保護者に対する指導・助言等を行っている。
		x	◎平成24年度において、少年院における性非行少年に対する指導体制を充実強化するため、新しいプログラムの開発に係る経費(3百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
② 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進	法務省 厚生労働省	i ◎平成21年4月、「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」を各都道府県、矯正施設及び保護観察所に発出し、連絡協議会の開催等により関係機関が相互に連携して、高齢又は障害により自立が困難な刑務所出所者等の社会復帰に向けた体制を構築するよう依頼した。
	法務省	i ◎平成21年4月、地方公共団体、地域生活定着支援センターその他の公共の衛生福祉に関する機関との積極的な連携による高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設及び保護観察所に対して指示した。
		ii ◎平成21年4月、全国57の更生保護施設を、高齢又は障害により特に自立が困難な者が直ちに帰住先が確保できない場合の一時受入施設として指定した。
		iii ◎平成24年度において、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者等の社会復帰に向けた保護・生活環境の調整の充実強化に係る経費(533百万円)を措置した。
		iv ◎平成24年度において、刑務所出所者等の地域定着支援の拠点となる更生保護サポートセンターの整備及び運営に係る経費(309百万円)を措置した。
		v ◎平成24年度において、民間の資源を活かした生活基盤確保の強化に係る経費(4,493百万円)を措置した。
		vi ◎平成23年度から、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、「緊急的住居確保・自立支援対策」として、更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に対して、宿泊場所及び食事の提供並びに毎日の自立準備支援の委託を行っている。
	厚生労働省	i ◎平成24年度において、矯正施設収容中から、各都道府県の保護観察所と協働して、福祉サービス等につなげ、更に退所後も相談支援等、地域生活をより促進する「地域生活定着促進事業」に係る経費(セーフティネット支援対策等事業費補助金23,724百万円の内数)を措置した。なお、当予算成立に伴い、地域生活定着支援センター1か所当たりの事業費は、1,700万円から2,500万円へ増額された。
	国土交通省	i ◎高齢者、障害者等については、事業主体の判断により、公営住宅への優先入居又は単身入居が可能となっている。
	③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施	法務省 厚生労働省 法務省
法務省		i ◎入所中から福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握及び福祉の申請手続等の援助を行うため、刑事施設67庁に社会福祉士を、刑事施設8庁に精神保健福祉士を、それぞれ配置し、社会生活に適應するための働き掛けを行っている。
		ii ◎平成24年度において、刑事施設への社会福祉士の配置等に係る経費(383百万円)を措置した。
		iii ◎出院前から福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握及び福祉の申請手続等の援助を行うため、少年院5庁に社会福祉士又は精神保健福祉士を配置し、社会生活に適應するための働き掛けを行っている。
		iv ◎平成24年度において、少年院への社会福祉士及び精神保健福祉士の配置等に係る経費(11百万円)を措置した。
		v ◎平成23年度において、指定更生保護施設に配置された福祉職員に対する事例研究会を実施した。
		vi ◎平成24年度において、全国57の更生保護施設における高齢・障害等の問題を抱える刑務所出所者等の一時的受入れに係る経費(860百万円)を措置した。(第2-2-②-法-vの一部)
		vii ◎平成20年度において、更生保護施設のバリアフリー対策のため、更生保護事業(施設整備事業)費補助金(14百万円)を措置した。
		viii ◎(再掲:第2-2-②-法-i)各矯正施設及び保護観察所に対する高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用についての指示。
厚生労働省		i ◎(再掲:第2-2-②-厚-i)平成24年度における「地域生活定着促進事業」に係る経費の措置。
④ 刑務所出所者等の就労先の確保	法務省	i ◎平成24年度において、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を強化するため、民間のノウハウを活かした継続的かつきめ細かな就労支援・雇用確保等事業(更生保護就労支援モデル事業)に係る経費(86百万円)を措置した。
	法務省	ii ◎刑務所出所者等の社会復帰をより円滑なものとするため、保護観察官が矯正施設に出向いて直に本人と面接・相談して出所後の就労受入れ態勢を整備している。
		iii ◎各保護観察所単位で設置された「刑務所出所者等就労支援推進協議会」の開催や関係団体との連携・協力により、各地域における刑務所出所者等の雇用や就労支援に対する理解と協力の獲得に努めるとともに、地域の実情を踏まえた幅広い産業分野における就労先の確保を推進している。
		iv ◎平成24年度において、被災地域における再犯防止に向けた取組として、就労支援対策等を充実・強化するため、更生保護被災地域就労支援対策強化事業に係る経費(43百万円)を措置した。
		厚生労働省
	農林水産省	i ◎新規就農者(刑務所出所者を含む。)を雇用し、実践的な研修を実施する農業法人等に対して、研修経費の一部を支援する「農の雇用事業」を実施している。
	ii ◎平成24年度において、「農の雇用事業」に係る経費(新規就農総合支援事業13,574百万円の内数)を措置した。	

施策名	省庁名	実施状況
⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施	法務省	i ◎入所中から就労意欲の喚起等を図るため、刑事施設65庁に就労支援スタッフを配置している。
		ii ◎平成24年度において、刑事施設に配置された就労支援スタッフと施設職員とのより密接な連携を可能とする支援体制の構築に係る経費(306百万円)を措置した。
		iii ◎平成21年度において、社会の雇用ニーズに合った職業訓練を充実するため、新たに建築塗装科、内装施工科及び電気通信設備科職業訓練を開設し、既存職業訓練種目である自動車整備科、溶接科及びビル設備管理科の拡充を図った。
		iv ◎平成22年度において、社会の雇用ニーズに合った職業訓練を充実するため、新たに建築く体工事科を開設し、既存職業訓練種目である自動車整備科及び情報処理技術科の拡充を図った。
		v ◎平成23年度において、社会の雇用ニーズに合った職業訓練を充実するため、クリーニング科の開設及び既存職業訓練種目であるフォークリフト運転科の拡充を図った。
		vi ◎平成24年度において、社会の雇用ニーズに合った職業訓練を充実するため、既存職業訓練種目である小型建設機械科及び農業園芸科の拡充等に係る経費(49百万円)を措置した。
		vii ◎平成24年度において、精神障害・知的障害を有する受刑者に対する社会復帰支援策として、窯業科職業訓練の開設及び特別生活・社会復帰支援スタッフの配置に係る経費(37百万円)を措置した。
		viii ◎平成24年度において、刑務所出所者の就労の確保に向け、企業が必要とする人材を育成するため、協力雇用主との検討会を実施するなど効果的・実践的な就労支援体制の充実強化に係る経費(5百万円)を措置した。
		ix ○少年院出院者の就労支援を行うため、少年院25庁に就労支援スタッフを配置している。
		x ◎平成24年度において、少年院出院者の就労支援を行うため、少年院への就労支援スタッフの配置等に係る経費(13百万円)を措置した。
		x i ◎平成24年度において、身元保証人がいないために就職が困難な刑務所出所者等の就労を促進するため、保証手数料について助成する更生保護事業費補助金(35百万円)を措置した。
		x ii ◎〔再掲：第2-2-④-法-i〕平成24年度における就労支援・雇用確保等事業(更生保護就労支援モデル事業)に係る経費の措置。
厚生労働省	i ◎関係省庁と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。	
⑥ 自立更生のための各種施策の推進	法務省 厚生労働省 農林水産省	i ◎平成21年10月から、茨城就業支援センターの入所者に対する農業職業訓練を地域の農業者に委託することによって実施しており、退所後の就業先及び住居を確保し、円滑に社会復帰できるよう、茨城県、公共職業安定所及び農業関係機関等と連携し、効果的な支援を行っている。
	法務省	i ◎刑務所出所者等のうち、親族等の受入先がなく、就労先もない者の社会復帰を支援するため、平成19年度に沼田町就業支援センター、21年度に茨城就業支援センター及び北九州自立更生促進センター、22年度に福島自立更生促進センターの運営をそれぞれ開始した。
		ii ◎平成24年度において、自立更生促進センター等の運営の充実に係る経費(155百万円)を措置した。
	iii ○自立更生促進センター等の処遇内容や施設管理の状況等の情報を収集し、全国的な整備について検討している。	
厚生労働省	i ◎自立更生促進センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施している。	
⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置	内閣官房 警察庁 総務省 法務省	i ◎平成22年12月、刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとした総合的な再犯防止対策を検討・推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置された。
	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	ii ◎平成23年7月、再犯防止対策ワーキングチームにおいて、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を取りまとめた。
	警察庁	i ◎平成21年度において、矯正施設と連携した暴力団員の離脱支援や暴力団への加入防止を推進するため、暴力団からの離脱を希望する暴力団員受刑者に対する離脱支援及び暴力団に加入するおそれのある一般人受刑者に対する加入防止を目的とする教養テキストを作成し、矯正施設に配布した。
⑧ 保護観察における処遇の充実強化	法務省	i ◎平成23年度において、保護観察指導等の実効性を高めるため、処遇効果測定システムの開発に係る経費(85百万円)を措置した。
		ii ◎処遇段階に応じて保護観察官による直接的関与を強化している。また、効果検証システムの導入等、各種処遇プログラムの充実を検討し、特定の犯罪的傾向の改善を図り、再犯防止対策を推進している。
		iii ◎保護観察対象少年の家族に対する講習会等の実施により、家庭環境の問題の改善に向けた処遇を行っている。

施策名	省庁名	実施状況	
⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討	法務省	i ◎犯罪者の再犯防止及び改善更生を図るため、刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことを加えること等を内容とした「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」を第179回国会へ提出し、両法律案は参議院において可決されたものの、衆議院において継続審議中となっている。	
		ii ◎平成23年度において、現行法制下における社会貢献活動の実施に係る保護観察所保護観察官の増員(63人)を措置した。	
		iii ◎平成24年度において、現行法制下における社会貢献活動の実施に係る経費(28百万円)を措置した。	
		iv OGPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策については、諸外国の制度に関する調査研究を実施したところであり、引き続き、必要な検討を行うこととしている。	
		v ◎(再掲:第1-5-③-法-ii)平成24年度における刑事基本法制の整備に係る経費の措置。	
⑩ 効果的な出所者情報の共有	警察庁	i ◎平成23年4月から、子どもを対象とする暴力的性犯罪に係る出所者情報の効果的な運用等のため、訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど再犯防止措置について強化を図っている。	
	法務省	i ◎子どもを対象とする暴力的性犯罪に係る出所者情報の共有に関する枠組みの実効性について関係省庁と検証し、より効果的な出所者情報の共有方を構築し、運用している。	
第3 国際化への対応			
1 水際対策			
① 海上警備・沿岸警備の強化	内閣府 農林水産省	i ◎漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め及び関係機関への迅速な情報提供を実施している。	
		警察庁	i ◎不法出入国事案等に適切に対応するため、沿岸地域における警戒活動を実施している。
	法務省	i ◎平成21年度において、船舶による不法出入国対策の強化のため、入国警備官の増員(12人)を措置し、関係機関と協力して海港での警戒活動を行っている。	
		ii ◎警察や海上保安庁、税関等関係機関と水際危機管理に関する推進状況及び対策等について協議するとともに、合同訓練やテロ対策訓練等を実施し、連携・協調関係の構築に努めるなど、引き続き、厳格な対応を推進している。	
	財務省	i ◎財務省及び各税関において、「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体、民間協力者等に対し、不審情報の提供を求めている。	
		ii ◎監視艇を活用し、薬物・銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施している。	
	海上保安庁	i ◎密輸・密航の水際阻止及び重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロールや警戒活動を実施している。また、情報収集、機動的な広域捜査の展開及び外国船舶への立入検査の実施を強化している。さらに、海上からの密輸・密航等については、漁業協同組合等関係機関と連携するとともに、一般市民からの協力を得て対応している。	
		ii ◎平成24年度において、海上警察力の充実強化に係る経費(1,381百万円)を措置した。	
		iii ◎平成24年度において、海上保安官の個人装備の充実を図るための経費(609百万円)を措置した。	
		iv ◎領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づき、外国船舶の正当な理由のない停留、はいかい等を禁止するとともに、不審な航行をしている外国船舶に対しては、立入検査や退去命令を実施している。	
	防衛省	i ◎平素から、艦艇や航空機により、我が国周辺の高空域において、警戒監視活動を着実に実施している。また、不審船対処について海上保安庁との連携強化のため、共同訓練を実施している。	
	② 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進	国土交通省	i ◎国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。
			ii ◎平成24年度において、ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化に係る経費(101百万円)を措置した。
iii ◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を実施している。			
海上保安庁	i ◎改正SOLAS条約に基づく国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、我が国に入港しようとする外航船舶から事前の入港通報を受け、テロのおそれがある船舶に対して、必要に応じて立入検査等を実施している。		
	ii ◎平成24年度において、国際航行船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく事前入港通報への対応に係る経費(10百万円)を措置した。		
③ 社会悪物品等の密輸入の防止等	警察庁	i ◎平成23年中、薬物密輸入事件について238件検挙するなど、薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している。	
	総務省	i ○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。	
	外務省	i ◎ワシントン条約については、条約事務局、締約国及び国内関係省庁が連携し、同条約により、規制対象となっている種の違法取引の防止に努めている。文化財不法輸出入等禁止条約(ユネスコ条約)については、その国内担保法である文化財不法輸出入等規制法等に基づき、盗取された外国文化財の国内関係省庁への通知、盗取された国内文化財の外国政府への通知等を行っている。	

施策名	省庁名	実施状況	
	財務省	i	◎X線検査装置及び監視カメラ等を配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、麻薬探知犬等を活用し、主要空港等において取締りの強化に努めている。
		ii	◎世界税関機構(WCO)のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所(RILO A/P)や、薬物等の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、薬物等の密輸情報の収集や情報交換に努めている。
		iii	◎効果的かつ効率的な密輸取締りのため、税関が入手している事前旅客情報に加え、予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡充することを内容とする関税法の一部改正を行い、平成23年10月、施行された。
		iv	◎平成21年9月、「第3回日中韓3か国税関局長・長官会議」を開催し、密輸情報の交換等における3か国税関当局の協力について議論を行うとともに、3か国税関間の協力を推進するための中・長期的な行動計画である「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」について議論し、署名により承認した。23年10月には「第5回日中韓密輸情報交換実務者会合」を開催し、密輸情報の交換を含めた3か国税関間の協力を一層推進することで一致した。
		v	◎外国税関との間で、各国・地域における密輸手口、形態、不正薬物の乱用状況等に関する情報交換を積極的に推進している。
		vi	◎各種会議や情報交換等様々な機会を通じて、警察、海上保安庁等関係機関との間で最新の密輸手口及び新たな形態の薬物等に関する情報の共有化を図るとともに、合同船内検査等を実施している。
		vii	◎主としてアジア・大洋州地域の途上国の税関職員を我が国に受け入れ、密輸の取締りに資するため、情報分析能力の強化等を目的とした研修を実施するとともに、我が国税関職員の専門家を海外に派遣して技術協力を実施している。
		viii	◎郵便事業株式会社に対し、薬物及び銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に提示を行うことや、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど連携を図っている。
		ix	◎ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。
		x	◎不法に窃取された文化財に該当するおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。
		x i	◎密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CMのほか、モバイル端末用の税関ウェブサイトや、新たにツイッター等のソーシャルメディアを活用して、密輸ダイヤル(0120-461-961)の積極的な広報を行い、薬物・銃器等の密輸入情報の提供を一般国民に対し広く呼び掛けている。
		x ii	◎税関が摘発した密輸事件に係る報道発表を税関ウェブサイトへ掲載するとともに、ソーシャルメディアを活用して情報発信を行うなど、広く一般国民に対し税関における水際取締対策を広報している。
		x iii	◎平成24年度において、テロ対策・密輸取締機器の整備に係る経費(6,988百万円)を措置した。
		x iv	◎平成24年度において、税関監視取締りの推進に係る経費(2,697百万円)を措置した。
		x v	◎平成24年度において、密輸ダイヤルの広報に係る経費(11百万円)を措置した。
		x vi	◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結への取組の推進。
	文部科学省	i	◎平成24年度において、特定外国文化財の鑑査作業の充実及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、文化財不法輸出入等の防止に係る経費(4百万円)を措置した。
	経済産業省	i	◎「ワシントン条約締約国会議」で採択された決議及び議論を踏まえて、国内における適正な手続を確保するとともに、条約事務局、関係国の管理当局等及び国内関係省庁と連携し、適正かつ厳格な輸出入審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、ワシントン条約に違反する違法輸出入を防止するためにパンフレットの作成・配布等を行うとともに、我が国におけるワシントン条約の輸入手続等に関するウェブサイトを整備し、広く啓蒙普及を図っている。
	海上保安庁	i	◎情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。また、各港湾において関係機関と連携して、水際対策訓練等を随時実施している。
		ii	◎平成24年度において、薬物銃器の密輸入対策の強化等に係る経費(524百万円)を措置した。
		iii	◎職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。
	環境省	i	◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反が疑われる業者等への立入検査や実地調査及びインターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて業者等を指導するとともに、違法取引等の根絶に向けた普及啓発パンフレットを配布等している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。
④ 盗難自動車等の不正輸 出の防止	警察庁 財務省 経済産業省 国土交通省	i	◎「自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチーム」において、不正輸出防止を目的として、「埠頭の管理強化マニュアル」を策定し、同マニュアルに沿って、情報交換等を推進している。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	i ◎盗難自動車等の不正輸出を水際で阻止するため、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用し、審査・検査を強化している。また、大型X線検査装置等を活用し、効果的かつ効率的な検査を実施している。
		ii ◎税関においては、中古自動車の輸出申告があった場合、関税法第70条の規定に基づき、道路運送車両法に基づく輸出抹消仮登録証明書等を確認することとしており、その確認がなされない場合は輸出を許可しないこととしている。なお、自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。)は、船舶乗組員等が携帯して輸出するような簡便な旅具通関扱いをする貨物の範囲から除外しており、通常の輸出通関手続が必要となる。
	国土交通省	i ◎平成17年7月以降、改正道路運送車両法に基づき、国外に輸出する自動車に対して輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の交付を行っている。
		ii ◎平成14年7月以降、国土交通省の自動車登録情報を税関において電子的に活用している。
	環境省	i ◎平成22年度において、使用済自動車の海外輸出及び不適正解体を伴う使用済自動車輸出対策の現状と課題について調査を実施し、同調査結果について地方公共団体に周知した。
⑤ 国外逃亡被疑者対策の推進	警察庁 法務省 外務省 警察庁	i ◎平成22年2月、中国との間で犯罪人引渡条約の締結交渉を開始した。
	警察庁	i ◎平成23年中、ブラジルにおいて、日本警察の要請により、1件2名に国外犯処罰規定が適用された。引き続き、国外逃亡被疑者の身柄引渡請求及び国外犯処罰規定の適用要請を積極的に実施していくこととしている。
		法務省
⑥ 関税犯則に関する罰則水準の引き上げの検討	財務省	i ◎社会悪物品等の不正流入を抑止するため、関税違脱罪、禁止品輸出入罪等に係る罰則水準の引き上げを内容とする関税法の一部改正を行い、平成22年4月、施行された。
⑦ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止	財務省	i ◎税関においては、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制に該当するおそれのある貨物が輸出入申告された場合、所管官庁である経済産業省及び環境省に対し、その該非について確認を行うなど、関係省庁と連携・協力の上、慎重な審査・検査を実施し、廃棄物等の不適正な輸出入の防止に努めている。
	環境省	i ◎関係省庁と連携し、事業者向け説明会の開催、個別案件に対する事前相談の実施、立入検査等水際対策の強化等の国内対策を実施している。また、平成23年9月、バーゼル法の適切な施行・運用のため、使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準及び金属スクラップの有害特性の分析手法等について検討を開始し、24年3月には、「中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について」を発出し、中古利用に適さない使用済特定家庭用機器を輸出する場合は、環境大臣の確認を受けることが必要である旨を周知した。さらに、有害廃棄物の不法輸出入防止のためのアジアネットワークの構築、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業への拠出等の国際的対策を実施している。 ii ◎平成23年10月の「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、貨物の開披検査への地方環境事務所職員との立会いを実施するとともに、事前相談のあった貨物に対する地方環境事務所職員による現地確認及び輸出入関係事業者に対する廃棄物等輸出入管理制度や事前相談制度に関する周知を行った。
2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築		
① 新たな在留管理制度の創設	法務省	i ◎我が国に適法な在留資格をもって中長期に在留する外国人について、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新しい在留管理制度の構築を含む出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布された。23年12月には関係政省令等が公布され、本制度の施行に向けて、入国管理局における業務・システムの見直しを図るとともに、法務省と市区町村との間で情報連携を行うシステムを構築・整備し、24年7月9日から本制度が施行された。
② 円滑かつ厳格な出入国審査の実施	警察庁 法務省	i ◎APISを活用し、指名手配被疑者の取締りを的確かつ確実に推進している。
		i ◎平成24年度において、円滑かつ厳格な出入国審査の推進に係る経費(1,997百万円)を措置するとともに、入国審査官の増員(89人)を措置した。
	ii ◎APIS等により得られた情報のほか、平成21年8月からはICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムの情報を活用し、円滑かつ厳格な入国審査を実施している。また、偽変造文書対策を充実強化するため、22年4月に設置された羽田空港支局に他の空港支局(成田、中部及び関西)と同様に偽変造文書対策室を設置した。	
外務省	i ◎円滑かつ厳格な出入国審査の実施に資するべく、人的交流を促進するための円滑な査証発給に努めるとともに、日本社会の安全を確保し、外国人の人権を擁護するという観点から、不法滞在・就労、搾取や人身取引が疑われる査証申請に対して厳格な審査を行っている。	

施策名	省庁名	実施状況
③ 入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮	法務省	<p>◎平成24年7月から新しい在留管理制度が導入されたことにより、一定の在留資格については在留期間の上限を「3年」から「5年」に伸長することになったが、「定住者」の在留資格により在留する日系人に「5年」の在留期間を決定するに当たっては、一定以上の日本語能力を有していることを考慮事項の一つとすることとした。</p> <p>i なお、日系人等の受入れ要件について、法務大臣の私的懇談会である第5次出入国管理政策懇談会において検討が行われ、「一定の日本語能力を、日系人等の入国、在留及び永住の許可等における考慮要素とすることが考えられる」と報告された。ただし、同報告において、日本語能力を入国・在留許可等における考慮要素とするに当たっては、客観的にその能力を測る基準等の整備、日本語能力の資格・試験の整備、及び日本語能力習得のための公的支援も併せて行っていく必要があると指摘している。また、「日系定住外国人施策に関する行動計画」に基づき、今後、関係省庁により様々な支援策が講じられることから、これらも踏まえつつ、出入国管理政策との連携の必要性等を整理した上で、子どもの就学状況、雇用保険・社会保険への加入状況等とともに、日本語習得状況について、在留期間更新等の手続と関連付けられないかについて検討する。</p>
	文部科学省	i ○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。
④ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	警察庁	<p>i ◎平成24年1月から同年4月末までの間に、外国人896人(出入国管理及び難民認定法第65条の適用人員189人を含む。)を、出入国管理及び難民認定法違反で検挙等するなど、不法滞在者の摘発強化を推進している。</p> <p>ii ◎平成23年7月、入国管理局との合同捜査により、「興行」の在留資格で入国したインドネシア人15人をホステス等として稼働させていたとして、招へい会社の経営者ら5人を出入国管理及び難民認定法違反で検挙するなど、各都道府県警察において、入国管理局と合同して不法滞在及びその助長事案の摘発を積極的に推進している。</p> <p>iii ◎平成24年度において、不法滞在やその助長犯罪等に対する厳正な取締りの強化に係る経費(68百万円)を措置した。</p>
	法務省	<p>i ◎平成24年度において、不法滞在対策の強化のため、入国警備官の増員(9人)を措置した。</p> <p>ii ◎不法滞在者の地方分散化、居住・稼働の小口化等が続く中、各種情報を活用して不法滞在者に係る情報を収集・分析するとともに、警察等関係機関との連携を強化して積極的な摘発を恒常的に行っている。また、出入国管理及び難民認定法第65条の積極活用については、従前から適宜、会議・協議会等の場を捉えて捜査機関への申入れを行い、既に相応の退去強制手続の効率化が図られているところ、今後も引き続き、積極的な運用を行っていくこととしている。</p> <p>iii ◎日本人等と婚姻し、その間に子が出生したなどとして在留特別許可を求めて出頭申告する者等については、できるだけ速やかに調査を実施するとともに、書面により審査を行うなど、手続の簡素化・効率化を図っている。</p>
	法務省	i ◎外国人や所属機関が届け出た情報についての調査権を新設するとともに、在留資格取消事由を追加し、在留資格取消しの手続を整備してその実効性を確保するための規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布された(24年7月9日に施行)。
	警察庁	i ◎平成24年3月、「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を開催し、悪質な不法滞在・不法就労事犯等に対する取締り等を強化し、不法就労外国人対策への取組を推進することを確認した。また、23年度中に、不法就労対策の一層効果的かつ円滑な実施を図る目的で、東日本大震災の影響で中止となった東北地区を除く全国7ブロックで「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」を開催し、事業主団体への協力要請、広報・啓発活動の推進、合同摘発や情報交換等、協力関係の推進策等についての協議を行った。 <p>ii ◎平成24年6月、「不法就労外国人対策等協議会」を開催し、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会に対し、不法就労外国人問題への取組状況を説明するとともに、不法就労防止に向けた協力要請を行った。</p>
	警察庁	i ◎平成24年6月、「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」として、来日外国人犯罪の取締り、国際犯罪組織の実態解明等及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した。
⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備	法務省	<p>i ◎(再掲:第3-2-②-法-i及び第3-2-④-法-i)平成24年度における入国審査官及び入国警備官の増員の措置。</p> <p>ii ◎関係機関と連携を図り、迅速・的確な情報交換を行っている。</p> <p>iii ◎在留カードの偽変造等に係る罰則を新設したほか、在留資格の有無等を確認しないなどの過失がある場合に不法就労助長行為を行った者を処罰することができることとする規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布された(24年7月9日に施行)。</p> <p>iv ◎(再掲:第3-1-①-法-i)船舶による不法出入国対策の強化。</p>
	外務省	i ◎「なりすまし」等を防止するため、査証審査の際に本人性の確認を徹底している。
	厚生労働省	i ◎改正雇用対策法に基づき、雇用管理改善や不法就労防止の観点から、外国人雇用状況届出の義務化等を行っている。
	海上保安庁	<p>i ◎平成21年10月、不法出入国の行われる可能性が高い海岸線を有する海上保安部署に不法出入国取締官5人を配置した。</p> <p>ii ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査の推進並びに国内外関係機関との連携の強化。</p> <p>iii ◎平成24年度において、不法出入国者対策の強化等に係る経費(32百万円)を措置した。</p> <p>iv ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。</p>
	法務省	i ◎外国人や所属機関が届け出た情報についての調査権を新設するとともに、在留資格取消事由を追加し、在留資格取消しの手続を整備してその実効性を確保するための規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布された(24年7月9日に施行)。
	警察庁	i ◎平成24年6月、「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」として、来日外国人犯罪の取締り、国際犯罪組織の実態解明等及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した。
	法務省	<p>i ◎(再掲:第3-2-②-法-i及び第3-2-④-法-i)平成24年度における入国審査官及び入国警備官の増員の措置。</p> <p>ii ◎関係機関と連携を図り、迅速・的確な情報交換を行っている。</p> <p>iii ◎在留カードの偽変造等に係る罰則を新設したほか、在留資格の有無等を確認しないなどの過失がある場合に不法就労助長行為を行った者を処罰することができることとする規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布された(24年7月9日に施行)。</p> <p>iv ◎(再掲:第3-1-①-法-i)船舶による不法出入国対策の強化。</p>
	外務省	i ◎「なりすまし」等を防止するため、査証審査の際に本人性の確認を徹底している。
厚生労働省	i ◎改正雇用対策法に基づき、雇用管理改善や不法就労防止の観点から、外国人雇用状況届出の義務化等を行っている。	
海上保安庁	<p>i ◎平成21年10月、不法出入国の行われる可能性が高い海岸線を有する海上保安部署に不法出入国取締官5人を配置した。</p> <p>ii ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査の推進並びに国内外関係機関との連携の強化。</p> <p>iii ◎平成24年度において、不法出入国者対策の強化等に係る経費(32百万円)を措置した。</p> <p>iv ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。</p>	
3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備		

施策名	省庁名	実施状況
① 適法に在留する外国人の出入国・在留手続に係る利便性の向上	法務省	i ◎在留期間の上限を5年に伸長するとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとする規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布された(24年7月9日に施行)。
② 総合相談窓口の設置による外国人に対する生活支援の実施	法務省	i ◎平成21年度において、地方公共団体と連携し、外国人住民に対する入国・在留手続、生活相談及び情報提供を一つの窓口で行うワンストップ型の総合相談窓口(ワンストップセンター)を静岡県浜松市、埼玉県さいたま市及び東京都新宿区に開設した。
		ii ◎平成24年度において、ワンストップセンターの運営に係る経費(14百万円)を措置した。
③ 地域における多文化共生の推進	総務省 法務省	i ◎「規制改革推進のための3か年計画」及び「外国人台帳制度に関する懇談会」において取りまとめられた報告書を踏まえ、適法に在留する外国人(在留カード交付対象者、特別永住者等)であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」を第171回国会へ提出し、平成21年7月に成立し、24年7月に施行された。
	総務省	i ◎地方公共団体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知するなど必要な施策の普及を図っている。
		ii ◎外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において措置を講じた。
	文部科学省	i ◎平成24年度において、地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の学校への受入体制の整備等を支援するための「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」に係る経費(8,516百万円の内数)を措置した。
		ii ◎平成24年度において、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修及び調査研究を実施することにより、日本語教育の推進を図るため、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に係る経費(195百万円)を措置した。
		iii ◎平成24年度において、学校で活用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」に係る経費(8百万円)を措置した。
	厚生労働省	i ◎日系人集住地域のハローワーク等において、通訳・相談員の配置や市町村と連携したワンストップコーナーの設置等の体制整備を行っている。
ii ◎厚生年金保険及び健康保険の適用の適正化を図る観点から、特に日系人等の外国人労働者等が多いと見込まれる業種等について重点調査を実施するなどの対策を講じている。		
④ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i ◎平成21年3月、厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系人等の定住外国人への支援を検討するなど、定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため、「日系定住外国人施策推進会議」を設置した。
		ii ◎平成22年8月、日系定住外国人が社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていくことが必要であるとの認識の下、「日系定住外国人施策推進会議」において、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を取りまとめ、23年3月、同指針に盛り込まれた事項について、各府省庁で検討した内容を加え、同指針に掲げた施策を具体化することを目的として、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を取りまとめた。
	法務省	i ◎(再掲:第3-3-②-法-i)ワンストップセンターの開設。
4 国際組織犯罪対策		
① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進	警察庁	i ◎平成24年度において、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に係る経費(23百万円)を措置した。
		ii ◎平成23年度において、南米系日系人犯罪対策等の推進に係る経費(17百万円)を措置した。
		iii ◎平成24年1月までに、中国への送金依頼人から集めた現金で高級腕時計を購入し、中国へ無許可輸出した上、中国において同時計を換金する手口により送金を行っていた中国人3名を関税法違反及び銀行法違反で逮捕するなど、外国人犯罪について、組織の全容解明及び関係者の的確な摘発に努めている。
	法務省	i ◎検察当局において、関係機関と連携しつつ、悪質な外国人犯罪について、犯罪収益の剥奪を含め厳正に対処している。また、平成24年3月に、悪質な不法滞在・不法就労外国人対策のために策定された「不法就労等外国人対策について」に基づき、関係省庁と連携して諸施策の推進に取り組んでいる。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎薬物不法所持者等の我が国にとって好ましくない外国人の上陸を阻止するとともに、その定着化の防止に努めており、引き続き、不法滞在外国人に対する摘発の強化や関係機関との情報交換の強化等により、確実な退去強制手続を行うことで、外国人に係る薬物事犯の着実な減少に努めることとしている。また、退去強制手続の過程において、銃器や違法薬物等を発見し、又はそれに関する情報を入手した場合には警察等関係機関へ速報することを徹底している。
		iv ◎退去強制手続における違反審査及び口頭審理において、出入国管理及び難民認定法以外の犯罪事実が確認されたときには、関係機関に通報することとしている。
		v ◎平成24年度において、不法滞在者の摘発の推進に係る経費(92百万円)を措置した。
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化	警察庁	i ◎平成21年3月、「外国人集住地域総合対策の推進について」を都道府県警察に発出し、外国人集住地域への犯罪組織等による浸透の防止及び定住外国人に係る現在又は将来における犯罪誘因の除去を目的とした、各種警察活動の推進、関係行政機関等との協調、実態把握の推進等、外国人集住地域総合対策の基本方針を示した。各都道府県警察では、外国人集住コミュニティに対する防犯教室や交通安全指導教室の開催等各種警察活動を積極的に推進している。
	法務省	ii ◎平成23年度において、外国人集住地域総合対策の推進に係る経費(2百万円)を措置した。
③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進	警察庁	i ◎平成23年中、地下銀行事案について21件31人を、カード偽造犯罪について149件4人を、それぞれ検挙した。引き続き、関係機関との連携により対策を強化していくこととしている。
	財務省 経済産業省	i ◎偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード等の原版(原料となるべきカード)について、税関における水際での取締りを積極的に実施している。 ◎平成21年12月、クレジットカード番号等の不正提供・不正利用を刑事罰の対象とする割賦販売法の一部改正法が施行されたことを踏まえ、自主規制機関によるクレジットカード番号漏洩防止等の取組を促している。
④ 人身取引対策の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	i ◎平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。
		ii ◎平成22年6月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」において、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を申し合わせた。
		iii ◎平成22年11月及び23年11月、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」として、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、人身取引に係る政府広報を実施した。
		iv ◎平成23年7月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」において、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を申し合わせた。
	内閣府	i ◎平成22年度において、女性に対する暴力をなくしていくという観点から人身取引対策の啓発用ポスターを作成し、部数及び配布先を拡大し、全国の関係機関に配布した。
	警察庁	i ◎平成24年度において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛ける人身取引被害申告票の作成に係る経費(1百万円)を措置した。
		ii ◎平成23年7月、人身取引事犯の取締りの強化と被害者保護の適正を図るため、人身取引対策事務担当者等による第8回コンタクトポイント連絡会議を開催した。
		iii ◎平成21年度において、人身取引関係事犯対策車の整備に係る経費(23百万円)を措置した。
		iv ◎平成24年度において、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議の開催に係る経費(1百万円)を措置した。
		v ◎少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を目的として、平成19年10月から、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を受ける「匿名通報ダイヤル」を運用している。21年7月には、ウェブサイト上での通報受理を開始して通報手段の拡充を図ったほか、22年2月には、児童虐待事案及び人身取引事犯のおそれのある犯罪を対象犯罪として追加した。また、24年4月には、暴力団等の犯罪組織や犯罪インフラ等に関する情報を通報対象事案に追加し、幅広い情報の収集に努めている。
		vi ◎平成24年度において、安心な社会を創るための匿名通報事業に係る経費(29百万円)を措置した。
		vii ◎(再掲:第1-5-③-警-x v)平成24年度における「CSEC東南アジア国外犯情報交換会議」の開催に係る経費の措置。
		viii ◎平成23年7月、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を都道府県警察に示し、人身取引事案の被害者の保護措置についての周知徹底を図っている。
	法務省	i ◎啓発冊子の配布等を通じて、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を含む啓発活動を推進している。
ii ◎(再掲:第1-7-③-法-ii)人権相談の実施及び人権侵犯事件としての対応。		
iii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。		
iv ◎(再掲:第3-2-④-法-i)平成24年度における入国警備官の増員の措置。		

施策名	省庁名	実施状況	
		v ◎人身取引被害者から在留期間更新等の申請があった場合、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、被害者が退去強制事由に該当している場合は、仮放免した上で退去強制手続を進めるなど、柔軟な運用を行っており、平成22年中には29人の被害者を、23年中には21人の被害者を、それぞれ保護した。また、人身取引加害者について、22年中には4人を、23年中には3人を、それぞれ退去強制した。	
		vi ◎平成24年度において、出入国管理業務に従事する職員を対象とした人身取引被害者等の人権に絞った人権研修の実施に係る経費(1百万円)を措置した。	
	外務省	i ◎平成23年11月、フィリピンに「人身取引対策に関する政府協議調査団」を派遣し、政府機関、国際機関及び現地のNGO等と両国の人身取引対策や被害の実態等について意見交換を行った。今後とも引き続き、政府協議調査団の派遣や国際会議等を通じて、各国間での情報共有及び人身取引対策に関する連携の促進を図ることとしている。	
	文部科学省	i ◎平成23年度において、独立行政法人国立女性教育会館では、これまで取り組んできた人身取引に関する調査研究を踏まえ、国内に在住する外国人女性の抱える困難等の解決に資する教育・啓発活動に関する調査研究を実施している。	
	厚生労働省	i ◎平成24年度において、人身取引等に関する専門的な知識を持った専門通訳者を養成する研修や弁護士等による法的な調整、援助等を行う法的対応機能強化事業等に係る経費(児童虐待・DV対策等総合支援事業費2,168百万円の内数)を措置した。	
		ii ◎平成24年度において、婦人相談所や婦人保護施設における被害者等の保護・支援に係る経費(婦人保護事業費2,106百万円の内数)を措置した。	
		iii ◎人身取引被害者の保護・支援等のテーマを盛り込んだ平成23年度婦人相談所長・婦人保護主管係長研究協議会を開催した。	
		iv ◎平成23年度において、人身取引対策の内容を含めた婦人相談所指導者研修を実施した。	
	海上保安庁	i ◎毎年実施している実務者研修において、人身取引の実態や、人身取引被害者保護の重要性等についての講義を行っているほか、人身取引に関わるコンタクトポイント連絡会議等において、民間及び関係機関と情報交換等を行っている。	
	⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備	警察庁	i ◎警察職員の語学能力向上のため、国際警察センターにおいて、国際捜査に関する語学教養、海外研修等を実施しているほか、都道府県警察において、実務的な語学教養等を実施している。
			ii ◎都道府県警察において、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用するなど、国際組織犯罪に対する捜査体制を整備している。
			iii ◎都道府県警察において、各種研修会の開催等により、部内通訳人に対し、刑事手続等について理解を深められるよう教養を実施するとともに、部外通訳人に対し、警察捜査における通訳人の立場と重要性、通訳時の留意事項等について理解を深められるよう教養を実施している。
			iv ◎平成24年度において、通訳体制の確立に係る経費(1,009百万円)を措置した。
			v ◎平成24年度において、管区警察局単位で通訳担当者・部内通訳人が参加する通訳能力向上のための講習の実施に係る経費(3百万円)を措置した。
vi ◎ICPOルートや外交ルートにより、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を実施している。特に、中国公安部及び韓国警察庁との間では、個別協議による緊密な情報交換等による国際捜査共助を実施している。			
vii ◎平成24年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため、国際刑事警察機構憲章第38条及び第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費(744百万円)を措置した。			
viii ◎情報の迅速な交換、事件発生時における連携の強化等のため、東アジアの関係各国にコンタクトポイントを設定し、平成23年12月、東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを開催した。			
ix ◎平成24年度において、東アジア地域における組織犯罪対策推進のための情報交換を行うとともに、コンタクトポイントオフィサー間の相互理解を深め、各国警察が迅速・的確に対応できる枠組みを構築するための会議開催等に係る経費(7百万円)を措置した。			
x ◎平成24年度において、ICPO派遣者の外国語委託教養の実施に係る経費(3百万円)を措置した。			
x i ◎平成22年2月、犯罪のグローバル化に的確に対応するため、「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」を策定し、国際犯罪組織に係る情報の収集・共有・分析能力の強化、国内関係機関との連携、外国捜査機関とのグローバルな国際協力体制の構築等を推進している。			
x ii ◎ICPO実務担当機関における捜査協力及び情報交換を円滑に行うため、平成23年12月にタイ警察との間で、24年2月にフィリピン警察との間で、それぞれ実務担当者レベルの情報交換会議を開催した。			
x iii ◎平成24年度において、ICPO実務担当機関における捜査協力及び情報交換を円滑に行うための会議開催に係る経費(2百万円)を措置した。			
法務省			i ◎刑事共助条約の締結相手国との間で定期的に中央当局間の事務レベル協議を実施し、円滑な共助事務の遂行の実現に努めている。平成21年中は、3月に中国、7月に米国、9月に香港との間で、22年中は、6月に韓国、7月に米国との間で、23年中は、2月にロシア、6月に米国との間で、それぞれ実施した。
	ii ◎平成21年5月、東京で、日本・米国・香港・韓国・シンガポールの検察官等を対象とした、犯罪収益の没収に関する国際協力セミナーを開催した。		
	iii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。		
海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査の推進並びに国内外関係機関との連携の強化。		
	ii ◎平成24年度において、薬物銃器の密輸入及び不法出入国者対策の強化等に係る経費(556百万円)を措置した。		

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii) 国外における情報収集活動の強化。
⑥ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備	法務省	i ○「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回国会へ提出し、継続審議となっていたが、平成21年7月の衆議院解散に伴って廃案となったことから、条約締結等のためにどのような法整備が必要かという観点から検討している。
	外務省	ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v) 平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
⑦ 諸外国との刑事共助条約等の早期締結	警察庁	i ◎平成15年5月、国際組織犯罪防止条約の締結について国会の承認を得た。引き続き、その締結に向けて関係省庁との間で必要な検討を行っている。
	法務省	ii ◎平成20年11月に中国との間で発効した刑事共助条約に基づき、中国との間で刑事共助を実施している。
	法務省	iii ◎平成21年9月に香港との間で発効した刑事共助協定に基づき、香港との間で刑事共助を実施している。
	外務省	iv ◎平成23年1月にEU(欧州連合)との間で発効した刑事共助協定に基づき、EU加盟国との間で刑事共助を実施している。
		v ◎平成23年2月にロシアとの間で発効した刑事共助条約に基づき、ロシアとの間で刑事共助を実施している。
		vi ◎平成21年3月、スイスとの間で刑事共助条約の予備協議を開始し、22年3月、第2回予備協議を行った。
		vii ◎平成21年7月、フィリピンとの間で刑事共助条約の非公式協議を実施した。
		viii ◎平成21年2月、日中外相会談において、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結交渉を早期に開始することで一致し、22年2月に日中犯罪人引渡条約の締結交渉を、同年6月に日中受刑者移送条約の締結交渉を、それぞれ開始した。日中受刑者移送条約については、23年11月に締結交渉第2回会合を実施した。
		ix ◎平成19年10月、20年10月及び22年8月、ブラジルとの間で、司法分野作業部会を実施し、刑事共助を含めた司法分野に関する協議を行った。
		x ◎平成20年10月、中国との間で領事協定に署名し、21年7月、同協定の締結について国会の承認を得た。22年1月、中国との間で同協定の批准書を交換し、同協定は、同年2月に発効した。
	i ◎平成21年7月、タイとの間で受刑者移送条約に署名し、22年4月、同条約の締結について国会の承認を得た。同条約は、同年8月に発効し、現在、同条約に基づき、タイとの間で受刑者移送手続を実施している。	
⑧ 国際的な枠組みへの継続的参加	法務省	i ◎(再掲:第1-3-①-法-v) 平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	外務省	i ◎平成16年から開催している警察庁と中国公安部との定期協議について、21年1月に東京で第5回協議を、22年6月に北京で第6回協議を、それぞれ開催し、警察庁幹部が出席して情報交換等を行った。
	警察庁	ii ◎G8サミット議長国において開催される「G8司法・内務大臣会議」に国家公安委員会委員長や警察庁幹部が出席し、テロ対策、国際組織犯罪対策等様々な議題について、積極的に議論を行っている。
		iii ◎平成23年3月及び10月にフランスで、24年2月に米国でそれぞれ開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁幹部等が出席し、国内治安対策の推進を見据えた課題について議論を行うなど積極的に関与している。
		iv ◎平成22年5月(カンボジア・プンプン)、23年5月(ラオス・ビエンチャン)、及び24年5月(ミャンマー・ネーピードー)にそれぞれ開催されたASEANAPOL(ASEAN警察長官会合)に警察庁幹部が出席し、国際犯罪対策等について議論を行った。
		v ◎平成23年10月、インドネシア・バリで開催されたAMMTC+3(ASEAN+3国際犯罪関係会議)に国家公安委員会委員長が出席し、国際犯罪対策について議論を行った。
		vi ◎平成22年3月、警察庁長官が韓国を訪問して韓国警察庁長と会談し、情報交換等を行った。その際の合意を受け、同年10月、韓国・ソウルで第1回日韓警察協議を、24年3月、東京で第2回協議をそれぞれ開催し、警察庁幹部が出席して情報交換等を行った。
	i ◎平成23年10月から開催された第66回国際連合総会第3委員会において、日本は「国際連合犯罪防止及び刑事司法計画強化」決議案の共同提案国となり、同決議案の審議・採択に貢献した。	
第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策		
1 暴力団対策等		
① 組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上	警察庁	i ◎犯罪組織情報の情報管理システムへの入力や同情報の活用を徹底することにより、組織犯罪対策部門における情報の共有化を一層推進している。
		ii ◎(再掲:第3-4-④-警-vi) 平成24年度における安心な社会を作るための匿名通報事業に係る経費の措置。
② 暴力団からの資金剥奪の強化	警察庁	i ◎平成23年中、暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令を30件、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令を4件、それぞれ請求するなど、暴力団から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている。
		ii ◎指定暴力団員による威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対し、暴力追放運動推進センター及び弁護士会と連携し、損害賠償請求訴訟提起に向けた民事訴訟支援を行った結果、平成23年9月までに、暴力団対策法第31条の2を適用した山口組組長、住吉会総裁等を相手方とする損害賠償請求訴訟が5件提起され、うち3件の和解が成立した。
	総務省	i ◎電話受付代行業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づき、指導・監督を行っている。また、疑わしい取引の届出を受けた場合には、国家公安委員会委員長に通知を行っている。

施策名	省庁名	実施状況	
	法務省	i	◎疑わしい取引の届出制度等の活用や、警察等との人事交流や協議会開催等の関係機関との緊密な連携により、資金獲得活動に関する情報を収集するとともに、組織的犯罪処罰法等に基づくマネー・ローンダリング処罰規定や犯罪収益の没収・追徴規定等を活用して犯罪収益の剥奪を図っている。
		ii	◎(再掲:第1-7-④-法-v)被害回復給付金の支給。
		iii	◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
		iv	◎平成23年10月、全国の検察官を集めての会合会議において、暴力団等の犯罪組織の資金を剥奪するための対応等につき、協議を行った。
	財務省	i	◎国有地等の一般競争入札等において、暴力団が売り払われた不動産を利用することを防ぐため、警察庁と財務省が連携し、「暴力団員等に入札資格を与えない」、「落札後の契約において、暴力団事務所等としての利用の禁止等を明記する」等の仕組みを構築し、運用している。
		ii	◎平成21年7月、保税蔵置場等の許可、AEO(認定事業者)の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加する関税法の一部改正法が施行された。
③ 暴力団及び周辺者の経済活動からの排除	内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 防衛省	i	◎平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」を取りまとめ、関係行政機関が連携して公共事業等からの暴力団排除を推進している。
		ii	◎平成22年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、「企業活動からの暴力団排除の取組について」を取りまとめ、関係行政機関が連携して企業活動からの暴力団排除を推進している。
	警察庁 金融庁	i	◎銀行業界では、反社会的勢力排除を推進するため、全国レベルでは警察庁、金融庁、預金保険機構及び一般社団法人全国銀行協会等で構成される「反社会的勢力介入排除対策協議会」を、都道府県単位では、都道府県警察、財務局等及び協会加盟の会員等で構成される「銀行警察連絡協議会」を、それぞれ設置し、警察等との連携強化を図っている。また、全国銀行協会において、平成20年11月には融資取引について、21年9月には普通預金規定等について、それぞれ反社会的勢力との取引謝絶の根拠となる暴力団排除条項の参考例を制定した。さらに、22年4月、全国銀行協会において、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働が開始した。また、23年6月、全国銀行協会において、警察庁及び金融庁を交えた検討を踏まえ、融資取引・当座勘定取引に係る暴力団排除条項の参考例について、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者等」を排除対象に追加する改正を行い、会員の銀行に示して各銀行における暴力団排除条項の改訂を求めた。
		ii	◎証券業界では、反社会的勢力排除を推進するため、全国レベルでは警察庁、金融庁、証券取引所及び日本証券業協会等で構成される「証券保安連絡会」を、都道府県単位では都道府県警察、財務局等及び協会加盟の会員等で構成される「証券警察連絡協議会」を、それぞれ設置し、警察等との連携強化を図っている。また、平成21年3月、国家公安委員会は、証券取引における反社会的勢力に関する情報の収集、集約及び管理並びに証券会社等からの照会対応及び回答を行う機関として日本証券業協会を不当要求情報管理機関に登録した。さらに、22年4月、同協会からの要望を受け、暴力団構成員該当性の有無に関する同協会からの照会を警察庁において処理し、迅速に情報提供を行う枠組みの構築に向け、検討を開始した。また、同年5月、日本証券業協会において、暴力団排除条項の義務化等を定めた反社会的勢力との関係遮断に関する規則を制定するとともに、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの構築等について検討している。
		iii	◎生命保険業界では、平成23年6月、社団法人生命保険協会において、警察庁・金融庁を交えた検討を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定し、会員に示した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁 国土交通省	i ◎建設業界では、平成22年4月、社団法人日本建設業団体連合会において、警察庁及び国土交通省を交えた検討を踏まえ、暴力団排除条項の参考例を示すなどして、建設工事請負契約からの反社会的勢力の排除を会員に通知した。また、同年5月、社団法人全国建設業協会において、警察庁からの暴力団排除条項の導入と警察との連携強化についての要請に基づき、暴力団排除条項の導入等を各都道府県建設業協会に要請した。さらに、23年5月、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会において、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に新たに暴力団排除条項を盛り込む改正を行った。加えて、同年7月、社団法人全国建設業協会は、元請・下請間、下請・再下請間において用いられている標準的な工事下請基本契約書等に暴力団排除条項を盛り込んだ。
		ii ◎不動産業界では、平成23年10月までに、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、社団法人全日本不動産協会、一般社団法人不動産協会、一般社団法人不動産流通経営協会及び一般社団法人日本住宅建設産業協会において、警察庁及び国土交通省を交えた検討を踏まえ、不動産売買等における契約書に盛り込むべき暴力団排除条項のモデルを策定し、会員の宅地建物取引業者に示してその導入を求めた。また、同年9月、警察庁、国土交通省、不動産関係団体等で構成される「不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会」を設置し、同年10月、同連絡会において「不動産取引における暴力団等反社会的勢力排除の5原則」を採択した。
		iii ◎ホテル・旅館業界では、平成23年9月、観光庁において、警察庁との検討を踏まえ、モデル宿泊約款について、暴力団排除条項を加える改正を行い、関係業界団体等を通じて、各ホテル・旅館に通知した。
	警察庁 環境省	i ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、「産業廃棄物処理業暴力団対策連絡協議会」を開催するなど、警察庁と環境省の連携を図っている。平成22年12月には、「第7回産業廃棄物処理業暴力団対策連絡協議会」を開催し、産業廃棄物処理の概況と対策及び暴力団情勢等について関係機関との情報交換を行い、更なる連携強化を図った。
		ii ◎産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象に、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及啓発及び現場対応能力の向上を図るため、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講演会を、平成21年度から開催しており、24年度も全国3カ所で開催する予定である。
	警察庁	i ◎平成21年5月、都道府県警察に対し、公共工事のほか、役務提供等の公共調達等の分野における入札・契約からも暴力団排除を進めるよう地方公共団体に働き掛けることを指示した。
		ii ◎平成24年において、各種業界からの暴力団排除を推進するため、不当要求情報管理機関に対する暴力団情報の提供のためのシステムの構築に係る経費(74百万円)を措置した。
		iii ◎平成24年度において、暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図るため、「全国暴力追放運動中央大会」の開催に係る経費(1百万円)を措置した。
		iv ◎平成23年10月までに、全都道府県において暴力団排除に関する条例が施行された。その中で、46都道府県の条例では暴力団員等に対する利益供与を禁止している。同年中、利益供与禁止違反で条例に基づく勧告等を68件実施した。
	総務省 財務省 国土交通省	i ◎平成23年8月、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」が閣議決定され、暴力団排除の取組に関する規定がより明確化されるとともに、地方公共団体及び各省庁の長に対し、警察との協定締結による暴力団排除条項の整備・活用を図り、受注者に対する不当要求があった場合における警察及び発注者への通報・報告等を徹底するよう要請した。
	国土交通省	i ◎平成22年7月、国土交通省に設置された「中央建設業審議会」において、契約の相手方が暴力団等である場合等における解除権の規定の新設を含む公共工事標準請負契約約款の改正を行い、関係機関に対して実施を勧告した。これを受けて、国土交通省を始め各省庁の直轄工事等において、改正約款に基づく標準契約書の導入を行っている。
	環境省	i ◎平成21年3月、産業廃棄物処理業への暴力団等反社会的勢力の介入実態把握事業として、暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書を作成した。
④ 暴力団に対する厳正な処分の促進	警察庁	i ◎平成24年度において、暴力団に対する厳正な処分等を図るため、暴力団犯罪対策の推進に係る経費(255百万円)を措置した。
		ii ◎平成23年中、暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪の加重処罰を規定した第3条違反で6件、組織的な犯罪に係る犯人隠匿等を規定した第7条違反で1件、それぞれ検挙するなど、組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、より厳格な刑事責任の追及を図っている。
		iii ◎(再掲:第4-1-②-警-ii)暴力団対策法第31条の2を適用した損害賠償請求訴訟提起の支援。
	法務省	i ◎検察部内の意見交換等及び関係機関との連携とともに、各種法令や資金情報機関(FIU)情報の積極的な活用等により、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	財務省	i ◎(再掲:第3-1-③-財-vi)会議等を通じた情報の共有。

施策名	省庁名	実施状況
⑤ 行政対象暴力対策の強化	内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	◎「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」において、行政対象暴力対策の強化について検討するとともに、平成15年7月に申し合わせた「行政対象暴力対策の推進について」に基づき、各省庁における不当要求防止責任者を選任し、都道府県暴力追放運動推進センター等が行う責任者講習を受講させるなど、行政対象暴力に対する組織的な対応を推進している。
	内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 防衛省	◎(再掲:第4-1-③-官府警金消総法外財文厚農経国海環防-i)公共事業等からの暴力団排除の取組の推進。
	警察庁	i ◎都道府県警察に対し、各地方公共団体へのコンプライアンス条例・要綱等の制定に向けた働き掛けを強化するよう指示しており、平成22年4月末現在、全国の地方公共団体の99.9%において制定されている。 ii ◎平成21年3月、各都道府県警察における不当要求防止責任者講習での活用等を目的とした行政対象暴力対策ビデオを制作した。 iii ◎平成23年中、暴力団等反社会的勢力による行政対象暴力事犯を139件検挙するなど、行政対象暴力に対する取締りに努めている。
⑥ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	i ◎平成21年度において、暴力団からの離脱を希望する暴力団員に対する離脱支援や暴力団に加入するおそれのある若年者等に対する加入防止を目的とする教養テキストを作成し、都道府県警察に配布した。 ii ◎(再掲:第2-1-①-警-i)スクールサポーターの導入促進及び学校等と連携した非行防止教室等の開催。 iii ◎(再掲:第2-1-①-警-iii)非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化についての指示。 i ◎警察等と連携し、暴力団からの離脱の促進等を図っている。 ii ◎警察等と連携し、暴走族対策を強化することにより、暴走族構成員の暴力団への加入防止を図っている。 i ◎(再掲:第2-1-①-文-ii)非行防止教室の取組に関する周知。 i ◎暴力団離脱希望者に対しては、ハローワークにおいて職業相談・職業紹介等を行い、就職支援を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
2 マネー・ローンダリング対策		
① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進	警察庁	i ◎平成23年中、組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯について243件、麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯について8件、それぞれ検挙するなど、徹底したマネー・ローンダリング事犯の摘発を推進している。 ii ◎平成21年度において、マネー・ローンダリング対策の強化に係る経費(17百万円)を措置した。
	法務省	i ◎〔再掲:第4-1-④-法-i〕厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確な剥奪。 ii ◎〔再掲:第1-3-①-法-v〕平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
② 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化	警察庁 金融庁 財務省 国土交通省	i ◎銀行、両替業者、宅地建物取引業者等を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や特定事業者の義務について説明を行っている。
	警察庁	i ◎平成21年度以降(24年5月末現在)、犯罪収益移転防止法が規定する本人確認義務等に違反した疑いが認められた46事業者について、国家公安委員会は、報告及び資料の提出を求めるなどし、このうち32事業者について、所管行政庁に対して意見陳述を行った。
	金融庁	i ◎「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢(取引記録等の保存を含む。)を整備することの重要性を指摘している。犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための銀行等の内部管理態勢(取引記録等の保存を含む。)について、検査・監督を通じて把握し、問題があると認められる場合には、必要に応じ銀行法等に基づき報告を求め、業務改善の実施状況のフォローアップ等を行っている。 ii ◎平成20年12月、金融商品取引業者による「疑わしい取引の届出」の促進を図る観点から、有価証券の発行関連業務に着目した事例を「疑わしい取引の参考事例」に追加した。
	総務省	i ◎〔再掲:第4-1-②-総-i〕犯罪収益移転防止法に基づく電話受付代行業者への指導・監督の実施。
	法務省	i ◎平成21年3月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する警察庁の通知について」を日本司法書士会連合会に発出し、犯罪収益移転防止法の運用・解釈について周知した。 日本司法書士会連合会は、本人確認等に係る記録を10年保存とするよう、司法書士会会則基準を定めた上、全国の司法書士会に対して指導・監督を行っている。
	厚生労働省	i ◎労働金庫に対する立入検査等に当たって、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行のための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ労働金庫法で準用する銀行法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、同法第26条に基づき業務改善命令を発出することとしている。
	農林水産省 経済産業省	i ◎商品先物取引業者等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査を行い、本人確認及び疑わしい取引の届出等が的確に行われているか確認し、問題があると認められる場合には、是正命令等を発出している。また、個々の商品先物取引業者等のみならず、商品先物取引業界全体の問題として疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるように、同業界の振興団体及び自主規制団体に対し、所属会員に対する周知徹底を要請している。さらに、商品先物取引業者等の疑わしい取引の届出事務に資するように、特に注意を払うべき取引の種類の例示等、疑わしい取引の参考事例を作成し、業界団体に通知している。
	農林水産省	i ◎「系統金融機関向けの総合的な監督指針」等において、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢を整備することの重要性を指摘している。犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うため系統金融機関の内部管理態勢について、検査・監督を通じて把握し、問題があると認められる場合には、必要に応じ農協法等に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法等に基づき業務改善命令を発出することとしている。
	経済産業省	i ◎警察庁と連携し、犯罪による収益の移転を行っていると思われる者を業界に周知するとともに、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるよう指導している。
	国土交通省	i ◎平成21年1月、関係業界団体と連携し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等に係る実務的な内容を中心とする宅地建物取引業者向けのQ&Aを作成し、公開した。 ii ◎平成21年度において、犯罪収益移転防止法の適正な運用等を推進するため、国土交通省に「不動産監視官」を新設した。
③ FIUの充実・強化	警察庁 外務省	i ◎マネー・ローンダリング対策に係る国際会議等に参加するとともに、多くの国・地域のFIUとの間で、積極的な情報交換を可能とするための情報交換枠組みの構築を推進しており、平成24年5月末までに合計40の国・地域のFIUとの間で取決めを作成し、更に50以上の国・地域と協議を行っている。
④ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化	警察庁	i ◎疑わしい取引に関する情報の提供先機関との連携を強化するため、「特定金融情報関係機関連絡会議」を開催し、課題を協議するなど相互に協力して対策を推進している。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎疑わしい取引に関する情報の精緻化、分析に資する各種情報の収集・整理、効率的な分析のためのシステムの整備、担当職員の専門的能力の向上等、分析能力の強化を図っている。
⑤ FATF相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i ◎マネー・ローンダリング等対策の強化のため、FATF相互審査における指摘等を踏まえて、特定事業者の追加、取引時の確認事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第177回国会へ提出し、平成23年4月に成立し、25年4月に完全施行。
	警察庁 金融庁 法務省 外務省 財務省	i ◎平成20年11月以降、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」及び「FATF対日相互審査フォローアップに関する分科会」を設置するなどし、関係省庁が連携して対日相互審査のフォローアップへの取組を継続している。これまでに2回(22年10月及び23年10月)にわたり、フランスにおいて開催された全体会合において、相互審査における指摘事項の改善状況を報告した。
3 銃器対策の推進		
① 厳格な銃砲刀剣類行政の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 警察庁	i ◎犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において策定した「平成24年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策を推進している。
		i ◎平成21年12月、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずることを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が、全面施行された。警察では、改正された同法を的確に運用し、所持の禁止の対象となった剣(ダガーナイフ)を回収したほか、猟銃等の所持許可又はその更新に際して欠格事由該当性の審査を厳格に行うなど、銃砲刀剣類を使用した事件・事故を防止するため所要の対策を推進している。
		ii ◎平成21年度において、猟銃等に起因する事件事故の絶無を期するため、猟銃等講習会等における指導用教材の作成に係る経費(3百万円)を措置した。
		iii ◎平成20年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正により設けられた諸制度の的確な運用を図るとともに、猟銃等所持許可時の厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、火薬類取扱場所、猟銃等の保管場所への立入検査等を推進している。
		iv ◎平成22年3月、猟銃等の取扱いに関する講習会の実施要領を都道府県警察に通達した。都道府県警察では、講習会の機会を通じ、猟銃等の所持者に対し、猟銃等の適切な使用・保管の指導を行っている。
		v ◎平成22年度において、銃砲登録照会業務の高度化を図るため、猟銃・空気銃等管理ファイル活用のための照会システムの改修に係る経費(12百万円)を措置した。
		vi ◎銃刀・火薬類の許可等事務を適正かつ効果的に運用するため、各都道府県警察の警察職員に關係法令の知識等を修得させることを目的とした教育の充実等を図っている。

施策名	省庁名	実施状況
② 銃器犯罪に対する厳正な処分の促進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 警察庁	◎(再掲:第4-3-①-官府警総法外財水経国海環-i)「平成24年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
	警察庁	i ◎首領等幹部の責任のより実効的な追及について、適切な法制の在り方を含め、必要な検討を行うこととしている。
	警察庁	ii ◎平成23年中、426丁(うち暴力団構成員等から123丁)の拳銃を押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進している。
	法務省	i ◎検察当局において、関係機関と連携しつつ、各種捜査手法を活用するとともに、暴力団組長が自己のボディガードのけん銃所持につき直接指示を下さなくても共謀共同正犯の罪責を負うとされた最高裁判例を参考としつつ、銃器事犯について厳正に対処している。また、平成23年10月、全国の検察官を集めての会同会議において、拳銃等の効果的回収のために、拳銃提出自首減免規定の積極的な運用等を指示した。
	警察庁	ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	警察庁	iii ◎平成23年10月、全国の検察官を集めての会同会議において、暴力団による銃器犯罪への対応等につき、協議を行った。
③ 銃器密輸の水際阻止	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 警察庁	◎(再掲:第4-3-①-官府警総法外財水経国海環-i)「平成24年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
	警察庁	i ◎平成24年度において、水際対策等を始めとする銃器事犯捜査等の徹底を図るため、高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費(217百万円)を措置した。
	財務省	i ◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOU等を締結している関係業界団体等に対する不審情報の提供依頼。
	財務省	ii ◎(再掲:第3-1-①-財-ii)密輸入に対する監視取締り及び情報収集の実施。
	財務省	iii ◎(再掲:第3-1-③-財-i)監視・取締体制の強化。
	財務省	iv ◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結に向けた取組の推進。
	財務省	v ◎(再掲:第3-1-③-財-iv)日中韓3か国協力の推進。
	財務省	vi ◎(再掲:第3-1-③-財-v)外国税関との情報交換の推進。
	財務省	vii ◎(再掲:第3-1-③-財-vi)会議等を通じた情報の共有及び合同船内検査等の実施。
	財務省	viii ◎(再掲:第3-1-③-財-vii)技術協力の実施。
	財務省	ix ◎(再掲:第3-1-③-財-viii)郵便事業株式会社との連携。
	財務省	x ◎(再掲:第3-1-③-財-x i)密輸情報提供リーフレット等による広報の実施。
	財務省	xi ◎(再掲:第3-1-③-財-x ii)税関ウェブサイトによる広報の実施。
	財務省	xii ◎(再掲:第3-1-③-財-x iii)平成24年度におけるテロ対策・密輸取締機器の整備に係る経費の措置。
財務省	xiii ◎(再掲:第3-1-③-財-x iv)平成24年度における税関監視取締りの推進に係る経費の措置。	

施策名	省庁名	実施状況
		x iv ◎(再掲:第3-1-③-財-x v)平成24年度における密輸ダイヤルの広報に係る経費の措置。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査の推進並びに国内外関係機関との連携の強化。
		ii ◎(再掲:第3-1-③-海-ii)平成24年度における薬物銃器の密輸入対策の強化等に係る経費の措置。
		iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。
④ 関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 警察庁	i ◎(再掲:第4-3-①-官府警総法外財水経国海環-i)「平成24年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
		i ◎平成24年度において、「銃器犯罪根絶の集い」の開催に係る経費(1百万円)を措置した。
		ii ◎公益社団法人ストップ・ガン・キャラバン隊が主催するシンポジウムに協力するなど、関係団体と連携した効果的な広報啓発活動を推進している。
⑤ 銃器の不正取引を防止するための規制の導入	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 警察庁 経済産業省	i ◎(再掲:第4-3-①-官府警総法外財水経国海環-i)「平成24年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
		i ○インターネット上における拳銃等の不正取引を防止するため、拳銃の密売広告の禁止のための規制の導入について検討している。
⑥ 銃器対策に関する国際協力の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 警察庁 経済産業省	i ◎(再掲:第4-3-①-官府警総法外財水経国海環-i)「平成24年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
		i ○国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案の可及的速やかな国会提出を目指している。

施策名	省庁名	実施状況	
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。	
	外務省	i ○国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて、必要な検討を行うこととしている。	
4 薬物対策の推進			
① 薬物密輸の水際阻止	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 警察庁	i ◎犯罪対策閣僚会議の下に設置された「薬物乱用対策推進会議」において策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」に基づく諸対策を推進している。	
		ii ◎(再掲:第3-1-③-警-i)薬物密輸入事件の検挙。	
		iii ◎平成24年度において、薬物取締用車両の整備に係る経費(20百万円)を措置した。	
		iv ◎(再掲:第4-3-③-警-i)平成24年度における高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費の措置。	
		v ◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOU等を締結している関係業界団体等に対する不審情報の提供依頼。	
		vi ◎(再掲:第3-1-①-財-ii)密輸入に対する監視取締り及び情報収集の実施。	
		vii ◎(再掲:第3-1-③-財-i)監視・取締体制の強化。	
		viii ◎(再掲:第3-1-③-財-vi)会議等を通じた情報の共有及び合同船内検査等の実施。	
		ix ◎(再掲:第3-1-③-財-viii)郵便事業株式会社との連携。	
		x ◎(再掲:第3-1-③-財-x iii)平成24年度におけるテロ対策・密輸取締機器の整備に係る経費の措置。	
	xi ◎(再掲:第3-1-③-財-x iv)平成24年度における税関監視取締りの推進に係る経費の措置。		
	ii ◎平成24年度において、巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するため、情報収集・分析体制の強化及び捜査資機材の整備に係る経費(530百万円の内数)及び麻薬取締官の増員(2人)を措置した。		
	iii ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査の推進並びに国内外関係機関との連携の強化。		
	iv ◎(再掲:第3-1-③-海-ii)平成24年度における薬物銃器の密輸入対策の強化等に係る経費の措置。		
	v ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。		
	② 密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 警察庁 財務省 警察庁 厚生労働省	i ◎(再掲:第4-4-①-官府警総法外財文厚経国海-i)「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」に基づく諸対策の推進。
			ii ◎警察庁及び財務省間において、薬物密輸事犯に係る押収薬物の鑑定・分析方法及び分析結果に関する情報の交換を図るとともに、押収薬物のシグニチャー・アナリシスの実施に関する共助に努めている。
iii ◎若年層への乱用拡大が見られる大麻事犯について、都道府県警察と麻薬取締部との合同捜査を実施するなど連携を図りながら、末端乱用者やインターネットを利用した大麻種子販売者の取締りを推進している。			

施策名	省庁名	実施状況		
	警察庁	i	◎平成22年中、薬物密売7事件について、通信傍受を実施するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。	
		ii	◎平成22年中、薬物事犯捜査について、コントロールド・デリバリーを32回実施するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。	
		iii	◎平成23年中、麻薬特例法第5条(業として行う不法輸入等)違反で22件検挙するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。	
		iv	◎(再掲:第4-4-①-警-ii)平成24年度における薬物取締用車両の整備に係る経費の措置。	
		v	◎平成24年度において、薬物の分析、代謝及び毒性に関する研究に係る経費(4百万円)を措置した。(第7-2-⑦-警-xviiiの一部)	
		vi	◎平成24年度において、大麻事犯捜査における科学的検査法の高度化に関する研究に係る経費(51百万円)を措置した。(第7-2-⑦-警-xviiiの一部)	
	法務省	i	◎検察当局において、関係機関と連携しつつ、麻薬特例法等を積極的に活用するなどして、厳正な科刑の実現及び薬物犯罪収益の剥奪に努めている。	
		ii	◎平成24年度において、薬物対策の推進に係る経費(2百万円)を措置した。	
		iii	◎平成24年6月の関係機関との協議会等において、大麻事犯を含む薬物事犯の取締り等について、意見交換及び検討を行った。	
	厚生労働省	i	◎携帯電話やインターネットを利用した薬物密売事犯や外国人密売事犯に対しては、積極的に譲受け捜査を活用するように努め、取締りの徹底を図っている。	
	③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁	i	◎(再掲:第4-4-①-官府警総法外財文厚経国海-i)「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」に基づく諸対策の推進。
			内閣府	i
ii				◎平成22年度及び平成23年度に、薬物乱用防止の周知に係る経費(平成22年度0.9百万円、平成23年度0.9百万円)を措置し、内閣府ウェブサイトによる広報啓発を充実強化した。
警察庁			i	◎平成24年度において、薬物対策用パンフレットの作成に係る経費(3百万円)を措置した。
			ii	◎平成24年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、薬物乱用少年の早期発見・補導及び薬物乱用防止のための広報啓発活動の強化等について指示した。
			iii	◎平成24年度において、少年の薬物乱用防止対策の推進に係る経費(7百万円)を措置した。
			iv	◎平成22年11月に策定した「薬物対策重点強化プラン」に基づき、暴力団排除関連ネットワーク等多様なネットワークを活用した薬物規範意識の醸成及び官民連携による薬物乱用防止活動の推進強化により、薬物乱用を拒絶する気運の醸成を図っている。
			v	◎平成23年度において、「薬物乱用防止戦略」の加速化に係る経費(5百万円)を措置した。
法務省			i	◎(再掲:第2-2-①-法-i)刑事施設における薬物事犯者処遇の充実強化。
			ii	◎(再掲:第2-2-①-法-ii)平成24年度における刑事施設での薬物依存離脱指導の充実に係る経費の措置。
			iii	◎少年院において、薬物事犯者等に対する薬物依存離脱に係る指導計画等の一層の充実を図るなど、在院者に対する再非行防止教育の実施に努めている。
			iv	◎平成23年度において、少年院における薬物事犯者に対する指導体制を充実強化するため、新しいプログラムの開発を行い、24年度において、同プログラムの実施に係る経費(7百万円)を措置した。
	v	◎(再掲:第4-4-②-法-i)厳正な科刑の実現及び薬物犯罪収益の剥奪。		
	vi	◎(再掲:第4-4-②-法-ii)平成24年度における薬物対策の推進に係る経費の措置。		
	vii	◎平成24年度において、薬物事犯者引受人会の開催及び簡易薬物検出検査の実施等、薬物事犯者に対する保護観察の充実強化に係る経費(117百万円)を措置した。(第2-2-②-法-vの一部)		

施策名	省庁名	実施状況	
	財務省	viii ◎薬物事犯者引受人会の全庁での実施を推進し、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を図っている。	
		i ◎学校等へ税関職員を派遣して行う講演会や税関見学会等において、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示するなど薬物乱用防止に向けた積極的な広報に努めている。	
		ii ◎(再掲:第3-1-③-財-x i)密輸情報提供リーフレット等による広報の実施。	
		iii ◎(再掲:第3-1-③-財-x ii)税関ウェブサイトによる広報の実施。	
	iv ◎(再掲:第3-1-③-財-x v)平成24年度における密輸ダイヤルの広報に係る経費の措置。		
	文部科学省	i ◎(再掲:第2-1-①-文-iii)薬物乱用防止教育の推進。	
	厚生労働省	i ◎薬物乱用防止啓発読本を作成して、全小学6年生保護者及び全高校3年生に配布するとともに、勤労青少年ホーム等において有職・無職少年向けの薬物乱用防止啓発読本の配布等を行うことで、薬物の危険性や薬物乱用による健康被害についての理解促進を図っている。	
		ii ◎「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の各都道府県・市町村における街頭キャンペーンや「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」の実施、各種媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図っている。	
		iii ◎保健所・精神保健福祉センターにおける相談事業及び普及啓発活動により、薬物問題に関する早期発見・早期対応を可能にしている。	
		iv ◎平成23年9月及び24年6月、違法ドラッグ対策として、新たに計18物質を薬事法上の「指定薬物」に指定し、必要な規制を行った。	
	④ 薬物対策に関する国際協力の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁	i ◎(再掲:第4-4-①-官府警総法外財文厚経国海-i)「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」に基づく諸対策の推進。
			警察庁
総務省			i ◎銃器及び不正薬物の密輸仕出国の郵政関連機関に対し、我が国における銃器及び不正薬物の輸入制限について、郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう、協力を要請する旨の文書を個別に発出した。
			ii ◎万国郵便連合(UPU)国際事務局を通じて、加盟国の郵政関連機関に対し、我が国の銃器及び不正薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への銃器及び不正薬物の密輸防止への協力を要請した。
			iii ◎国際郵便関係施設内において、現場レベルで連携を図り、税関による国際郵便物の検査が引き続き効果的に行われるよう、郵便事業株式会社に対して要請した。
法務省			i ◎平成21年2月から3月、22年3月、23年3月及び24年2月から3月、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンの刑事司法実務家を対象とした「中央アジア刑事司法制度研修」を実施し、薬物犯罪に対する効果的な対策及び国際協力の推進について協議した。25年にも同様の研修を実施する予定である。このほか、23年5月から6月、薬物依存を有する犯罪者に対する効果的な処遇をテーマとする国際研修を実施した。
			ii ◎「ADLOMICO(国際協力のための麻薬対策連絡官会合)」等の各種国際会議への参加を通じ、世界的な薬物乱用問題について情報を共有するとともに、その協力関係の強化に努めている。
			iii ◎(再掲:第4-4-②-法-ii)平成24年度における薬物対策の推進に係る経費の措置。
外務省			i ◎我が国が提出した、条約未規制物質である合成カンナビノイドの国際的な情報共有を求める決議に基づき、合成カンナビノイドを含むハーブ製剤(スパイス)調査プロジェクトを実施した。
財務省			i ◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結に向けた取組の推進。
			ii ◎(再掲:第3-1-③-財-iv)日中韓3か国協力の推進。
		iii ◎(再掲:第3-1-③-財-v)外国税関との情報交換の推進。	
	iv ◎(再掲:第3-1-③-財-vii)技術協力の実施。		
厚生労働省	i ◎「国際連合麻薬委員会」、「アジア・太平洋地域薬物取締機関長会議(HONLEA)」等国際会議に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国際機関及び各国関係者と意見交換を行っている。		

施策名	省庁名	実施状況	
		ii ◎薬物仕出国等へ麻薬取締官を派遣し、当該国における薬物乱用状況等の情報収集及び関係当局との情報共有に努めている。	
	海上保安庁	i ◎「国際連合麻薬委員会」等国際会議への積極的な参加、主にアジア諸国を対象にした技術移転等を目的とする「密輸・密航取締強化支援事業(ODA事業)」、「海上犯罪取締り研修(JICA事業)」等の実施を通じ、連携・協力を強化している。	
		ii ◎平成23年12月、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関の実務責任者レベルによる「海上法執行セミナー」を開催し、各国の薬物情勢や取締体制の現状に係る情報交換や机上訓練を行い、海上取締りに関する技術移転を実施したほか、23年9月には、日本、ロシア、韓国、カナダ、米国及び中国の6か国の海上保安機関による「北太平洋海上保安フォーラムサミット」に参加し、北太平洋地域における海外取締機関との協力を推進している。	
		iii ◎平成24年度において、薬物取締りに関する国外関係取締機関等との情報交換に係る経費(220百万円)を措置した。	
5 組織的に敢行される各種事犯への対策			
① カード犯罪、偽造通貨等対策の推進	警察庁 金融庁 財務省	i ◎平成17年1月末から偽造新五百円貨が東京都、福岡県及び熊本県の郵便局において大量に発見されたことを受けて、警察庁、金融庁、財務省、造幣局、日本銀行、日本郵政公社及び日本自動販売機工業会で構成される「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、同年3月、警察庁、金融庁及び財務省において、各般の施策を取りまとめ、偽造対応策を発表し、関係機関との連携強化に努めている。	
		ii ◎「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、捜査当局と税関との連携、捜査当局への連絡の迅速化、造幣局による鑑定作業の迅速化、新500円貨のクリーン化(損傷貨幣等の回収・官封貨幣の供給拡大)、税関における偽造貨の密輸取締りの強化及び広報・注意喚起の徹底を実施している。	
	警察庁 財務省	i ◎平成16年12月末から偽造旧一万円券が大量に発見されたことを受けて、17年1月、警察庁、財務省及び日本銀行の関係部局長の連名で、日本自動販売機工業会及び金融機関関係団体に対し、新券の流通促進による偽造銀行券の抑制の観点から、現金取扱機器における新券対応の促進について協力要請を行い、関係機関との連携強化に努めている。	
	警察庁	i ◎平成21年度において、「全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会」等と協力し、啓発のためのポスター、ステッカー及びチラシの作成による加盟店及び会員への注意喚起及び不正使用対策の検討を実施した。	
		ii ◎金融機関のATMに隠しカメラやスキマーが取り付けられる事案を認知したこと等から、平成17年12月、従来の防犯基準を一部改正し、以降、ATM機器及びその周辺の点検並びに利用者への注意喚起等について金融機関に要請している。	
		iii ◎通貨偽造防止等の観点から、通貨の発行当局、業界団体等と継続的な情報交換を行っている。	
		iv ◎平成24年度において、通貨偽造対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費(13百万円)を措置した。	
	金融庁	i ◎平成19年3月以降、偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期ごとに取りまとめて公表しており、24年5月には23年12月末現在の状況を公表した。また、18年2月以降、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況を年1回取りまとめて公表しており、24年7月には同年3月末現在の状況を公表した。	
	財務省	i ◎偽造通貨に関する政府広報(ウェブサイト・CD)を行い、特に目の不自由な方に対しては、音声広報CDを作製し、全国の点字図書館や盲学校等に配布し、広報に努めている。	
		ii ◎平成19年度において、通貨偽造の最近の国内外の発生状況を踏まえ、財務省に「国庫企画官」を新設し、国内外の関係機関との情報交換及び通貨偽造事件への迅速な対応が可能となる体制の整備に努めている。	
		iii ◎平成24年度において、500円貨のクリーン度の向上に係る経費(貨幣製造費15,189百万円の内数)を措置した。	
	経済産業省	i ◎(再掲:第3-4-③-経-i)割賦販売法の一部改正。	
	② 環境犯罪対策の推進	警察庁 総務省 経済産業省 海上保安庁 環境省	i ◎硫酸ピッチの不法投棄等を撲滅するため、関連情報の共有等により、関係省庁間の連携を図っている。
			i ◎環境犯罪の取締りを強化するため、「環境犯罪対策連絡会議」等を開催するなど、関係省庁間の連携を図っている。平成22年10月には、「第11回環境犯罪対策連絡会議」を開催し、産業廃棄物事犯の現状報告等、関係機関との情報交換を行い、更なる連携強化を図った。
警察庁 環境省		i ◎(再掲:第4-1-③-警環-ii)産業廃棄物処理業者等を対象とした警察庁担当官等による講演会の開催。	
警察庁		i ◎廃棄物事犯を中心とした環境犯罪の取締りを推進している。	
		ii ◎平成24年度において、環境犯罪対策用資機材の整備等に係る経費(38百万円)を措置した。	
		iii ◎(再掲:第1-4-①-警-v)「生活経済対策管理官」の新設。	
法務省		i ◎検察当局において、環境犯罪の厳正な捜査及び処理を行っている。	

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	i ◎関係機関等と連携しつつ、全国的な集中取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化している。 ii ◎研修等の実施により、分析能力及び効果的な証拠保全のための現場鑑識能力の向上を図っている。 iii ◎平成24年度において、環境犯罪取締りの強化等に係る経費(228百万円)を措置した。
	環境省	i ◎処理を委託した産業廃棄物の移動や処理の状況等を排出事業者自らが電子的に把握することにより、排出事業者の責任を明確にするとともに、排出事業者及び処理業者にとっての情報管理の合理化や行政の監視業務の合理化を図るため、電子マニフェスト普及促進事業を実施している。
		ii ◎平成24年度において、「ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」に係る経費(72百万円)を措置した。
		iii ◎産業廃棄物処理業に介入する暴力団を徹底的に排除し、その資金源を断つとともに、健全かつクリーンな産業廃棄物処理業界を構築するため、産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施している。
		iv ◎平成24年度において、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会及び研修会の開催に係る経費(5百万円)を措置した。
		v ◎平成24年度において、地方公共団体等と連携し、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を契機とした「全国ごみ不法投棄撲滅運動」の実施等、不法投棄等が発生しない仕組みづくり、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止を図るため、不法投棄等の未然防止等に係る経費(7百万円)を措置した。
		vi ◎平成24年度において、産業廃棄物の不法投棄等の残存事案の状況把握等に係る経費(7百万円)を措置した。
		vii ◎(再掲:第4-1-③-環-i)「暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書」の作成。
		viii ◎平成23年4月、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化等を内容とする改正廃棄物処理法が施行され、廃棄物の不適正処理の防止により一層努めている。
	③ 不正軽油関係事犯の取締りの推進	警察庁 総務省 経済産業省 海上保安庁 環境省 警察庁
	警察庁	i ◎硫酸ピッチやスラッジの不適正処理事犯の取締りを推進している。
		ii ◎(再掲:第1-4-①-警-v)「生活経済対策管理官」の新設。
		iii ◎(再掲:第4-5-②-警-ii)平成24年度における環境犯罪対策用資機材の整備等に係る経費の措置。
	法務省	i ◎検察当局において、不正軽油関係事犯の厳正な捜査及び処理を行っている。
	環境省	i ◎(再掲:第4-5-②-環-vi)平成24年度における産業廃棄物の不法投棄等の残存事案の状況把握等に係る経費の措置。
④ 密漁事犯の根絶	内閣府 警察庁 法務省 農林水産省	i ◎関係機関等と連携を図りつつ、悪質・巧妙化する違反操業に対する取締りを強化している。 ii ◎密漁事犯の取締りを推進している。 iii ◎(再掲:第1-4-①-警-v)「生活経済対策管理官」の新設。
	法務省	i ◎検察当局において、悪質・巧妙な密漁事犯について関係罰則の厳正な運用に努めている。
		i ◎関係機関等と連携を図りつつ、情報収集体制の強化を図るとともに、漁業取締船及び漁業取締航空機に必要な特定機器の装備を充実させ、悪質・巧妙化かつ広域化する違反操業に対する取締りを強化している。
	海上保安庁	ii ◎平成24年度において、外国漁船等による漁業取締り等強化のため、我が国200海里水域内等における漁業の指導・取締りに係る経費(10,772百万円)を措置した。
		i ◎関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化している。
		ii ◎情報収集・分析能力及び採証能力向上のための監視取締体制の強化並びに資機材の整備・充実化を図っている。 iii ◎平成24年度において、密漁事犯取締りの強化等に係る経費(721百万円)を措置した。
⑤ 違法風俗店等に対する取締りの推進	警察庁 法務省	i ◎平成24年4月に発出した「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等に基づき、風俗店への立入り等による実態把握及び行政処分の実施並びに違法風俗店、不法就労及び人身取引に対する取締りを強化している。 ii ◎毎年11月に「風俗関係事犯取締り強化期間」を設定し、風俗店への立入り等を通じた風俗実態の把握に努めているほか、風俗関係事犯及び人身取引事犯の取締りを強化している。 iii ◎平成23年度において、わいせつ事犯取締り用資機材の整備に係る経費(4百万円)を措置した。
	法務省	i ◎検察当局において、警察等の関係機関と連携しつつ、悪質な風俗法違反事件等について、厳正な科刑の実現に努めている。
		ii ◎平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係機関と連携しつつ、人身取引事犯の取締りに努めるとともに、人身取引被害者の保護等のための取組を行っている。

施策名	省庁名	実施状況		
第5 安全なサイバー空間の構築				
1 違法・有害情報対策				
① インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	i	◎平成21年4月から同年6月までの間、青少年インターネット環境整備基本計画を策定するため、関係閣僚で構成される「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」及び関係府省庁局長級で構成される「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会」を開催し、施策の推進に努めた。	
		ii	◎平成22年4月、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策の推進について関係府省庁間で密接な連絡等を行うため、関係府省庁課長級で構成される「青少年インターネット環境整備推進課長会議」を設置し、関係府省庁間の連携強化を図っている。	
		iii	◎(再掲:第1-5-④-官府警総法文経-ii)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」の取りまとめ。	
	内閣官房	i	◎インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、平成20年度には10回、21年度には10回、22年度には15回、23年度には22回、それぞれ情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。	
		ii	◎IT安心会議を開催し、国内外のインターネット上の違法・有害情報やITに関連する様々な社会問題の実態把握や対処方法、国民への周知等について、関係省庁間の一層の連携強化を図ることとしている。	
	内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 文部科学省 経済産業省	i	◎(再掲:第1-5-④-府警消総文経-i)「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」の合意。	
			◎(再掲:第1-5-④-警-xiv)平成24年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。	
			◎(再掲:第1-5-④-警-xiv)平成24年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。	
	内閣府 経済産業省 警察庁 総務省	i	◎(再掲:第1-5-④-警-xiv)平成24年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。	
		i	◎平成21年1月に策定した「安心ネットづくり促進プログラム」に基づき、「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」における情報共有等の取組を支援している。	
	文部科学省	i	◎平成22年2月、全国規模で学校関係団体、PTA等の連携を強化する「ネット安全安心全国推進会議」を開催するとともに、地域の実情に応じた取組を実施し、全国レベル・地域レベルでの推進体制の整備を進めている。	
	② インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	i	◎(再掲:第1-5-④-官府警総法文経-i)「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画」に基づく関連施策の推進。
			ii	◎(再掲:第5-1-①-官府警総法文経-i)「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」及び「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会」の開催。
iii			◎(再掲:第5-1-①-官府警総法文経-ii)「青少年インターネット環境整備推進課長会議」の設置。	
内閣官房		i	◎(再掲:第5-1-①-官-ii)IT安心会議の開催。	
内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 文部科学省 経済産業省		i	◎(再掲:第1-5-④-府警消総文経-i)「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」の合意。	
			◎(再掲:第1-5-④-府警消総文経-i)「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」の合意。	
内閣府 経済産業省		i	◎(再掲:第5-1-①-府経-i)「安心ネットづくり促進協議会」等民間団体への支援。	
内閣府		i	◎(再掲:第1-5-④-府-i)青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施。	
		ii	◎(再掲:第1-5-④-府-ii)青少年のインターネット利用環境実態調査の実施。	
		iii	◎(再掲:第1-5-④-府-iii)諸外国における青少年のインターネット整備整備状況等調査の実施。	

施策名	省庁名	実施状況	
③ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進	警察庁	i ◎(再掲:第1-5-4-警-viii)「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」等の発出。	
		ii ◎(再掲:第1-5-4-警-ix)「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」の発出等。	
		iii ◎(再掲:第1-5-4-警-x)携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査の実施・公表。	
		iv ◎(再掲:第1-5-4-警-x i)保護者を対象とした児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査の実施・公表。	
		v ◎(再掲:第1-5-4-警-x ii)携帯電話販売店に対するフィルタリング等に関する説明の徹底の要請等。	
	総務省	i ◎(再掲:第1-5-4-総-ii)携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組の推進。	
		ii ◎(再掲:第1-5-4-総-iii)「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」におけるCGMに関する提言の取りまとめ。	
		iii ◎(再掲:第1-5-4-総-iv)「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」の取りまとめ。	
		iv ◎平成21年2月に設立された産学連携した自主的取組を推進する民間団体である「安心ネットづくり促進協議会」の取組を支援している。	
	文部科学省	i ◎平成21年2月及び22年2月、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点や家庭におけるルールづくり等に関する啓発資料を作成・配布した。	
		ii ◎平成23年度において、有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国6か所で保護者等を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催した。	
		iii ◎平成24年度において、ケータイモラルキャラバン隊に係る経費(10百万円)を措置した。	
		iv ◎平成20年9月及び22年3月、携帯電話の有害情報に係る犯罪被害やトラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成・配布した。	
		v ◎平成24年度において、インターネットにつながる新たな機器への対応や緊急時に有効なインターネットの活用法等について青少年が研修し、その成果を発信する青少年安心ネット・ワークショップに係る経費(13百万円)を措置した。	
	経済産業省	i ◎平成21年5月、インターネット上に流通する様々なコンテンツのうち、青少年にとって有害なものを過不足なく分類するための格付け基準(SafetyOnline3)の見直し・改定を支援した。また、CGMサイトの増加を踏まえ、保護者・サイト管理者・フィルタリングソフトベンダー等関係事業者に求められる対応について検討し、「青少年の安全なインターネット利用環境の整備を目指して関係者に求められる取組みについて～書き込み可能なCGMサイト増加への対応～」として取りまとめた。	
		ii ◎平成22年度まで、簡易フィルタリングソフトの無償提供を実施した。	
		iii ◎保護者・教育関係者・青少年等に対する情報モラル教育、インターネットの適切な利用の推進及びインターネット上の違法・有害情報対策(ホットラインセンターの紹介等)等に関するセミナーを実施している。	
		iv ◎平成22年度において、レイティング/フィルタリング連絡協議会の研究会で、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を策定するとともに、保護者に対して事業者等がなし得る支援策を検討し、23年2月、報告書を取りまとめた。	
		v ◎(再掲:第1-5-4-経-i)機器ごとの青少年によるインターネット利用状況調査の実施。	
	内閣官房	i ◎「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を随時更新するなど、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を実施している。	
		内閣府	i ◎(再掲:第1-5-4-府-i)青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施。
			ii ◎内閣府ウェブサイト「青少年の安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の推進」ページを開設し、青少年インターネット環境整備法等に関連する情報を掲載し、広く一般国民に対し同法の趣旨及び内容を広報している。
		警察庁	i ◎情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図るため、サイバー犯罪の現状、対策等について周知を図る情報セキュリティに関する講習を開催しているほか、警察庁ウェブサイトや情報セキュリティ対策ビデオ等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。
			ii ◎(再掲:第1-5-4-警-viii)「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」等の発出。
			iii ◎(再掲:第1-5-4-警-ix)「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について」の発出等。
iv ◎(再掲:第1-5-4-警-x)携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査の実施・公表。			
v ◎(再掲:第1-5-4-警-x i)保護者を対象とした児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査の実施・公表。			
vi ◎(再掲:第1-5-4-警-x ii)携帯電話販売店に対するフィルタリング等に関する説明の徹底の要請等。			
vii ◎(再掲:第1-5-4-警-iii)平成24年度における出会い系サイト犯罪抑止対策資料の作成に係る経費の措置。			
viii ◎(再掲:第1-5-4-警-iv)出会い系サイト犯罪抑止対策資料の作成及び都道府県警察への配布。			
総務省 文部科学省		i ◎通信関係団体等と連携し、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした子どものインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座(e-ネットキャラバン)を全国で開催している。	

施策名	省庁名	実施状況			
	文部科学省	i	◎平成21年3月、小学校・中学校・特別支援学校における情報モラル教育等の具体的な指導に当たっての指導方法案や指導事例案を盛り込んだ「教育の情報化に関する手引」を公開し、22年10月には高等学校分を追加した。		
		ii	◎平成21年4月から小学校・中学校において、22年4月から高等学校において、それぞれ一部先行実施された新学習指導要領に基づき、情報モラル教育の充実を図っている。		
		iii	◎平成21年度において、情報モラル専門員派遣や指導者養成に関する事業を実施し、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図った。		
		iv	◎平成19年度に構築した「情報モラル指導ポータルサイト」の普及を図り、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図った。		
		v	◎平成22年度において、国立教育政策研究所において、小中学校教員向けの指導資料「情報モラル教育実践ガイド」を作成・配布した。		
		vi	◎平成22年度から、独立行政法人教員研修センターにおいて、情報モラル教育に関する指導者研修を実施している。		
		vii	◎(再掲:第5-1-②-文-ii)平成23年度におけるケータイモラルキャバン隊によるシンポジウムの開催。		
		viii	◎(再掲:第5-1-②-文-iii)平成24年度におけるケータイモラルキャバン隊に係る経費の措置。		
	経済産業省	i	◎(再掲:第5-1-②-経-iii)情報モラル教育等の実施。		
④ 違法・有害情報への対応の検討	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	i	◎(再掲:第1-5-④-官警総法文経-ii)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」の取りまとめ。		
			内閣府	i	◎(再掲:第1-5-④-府-ii)青少年のインターネット利用環境実態調査の実施。
				ii	◎(再掲:第1-5-④-府-iii)諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査の実施。
				iii	◎平成23年度において、21年度及び22年度に引き続き、青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた具体的な施策の取組状況についてフォローアップを実施している。
			総務省	i	◎(再掲:第1-5-④-総-ii)携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組の推進。
			経済産業省	i	◎平成23年度まで、違法・有害情報に関するトラブルについて、各国消費者の意識、トラブル遭遇状況、ADRの認知の状況等について調査を実施した。
2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援					
① インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進	警察庁	i	◎平成22年9月、プロバイダ等関係団体において、違法性判断基準や警察からの削除依頼への対応手続等について整理したガイドラインが改訂されたことを受け、同月、警察においても「インターネット上の違法情報及び有害情報に関する削除依頼実施要領」を改訂し、都道府県警察に対し、当該実施要領に基づいた適切な対応に努めるよう指示した。		
		ii	◎平成20年10月から、出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ、わいせつ画像等の違法情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務(サイバーパトロール)を外委託している。		
		iii	◎(再掲:第1-3-③-警-i)平成24年度におけるホットライン業務の外委託等に係る経費の措置。		
		iv	◎平成22年度総合セキュリティ対策会議の提言を受け、インターネット・ホットラインセンターにおける通報受付フォームの改善や都道府県警察等による同センターの認知度向上活動を通じ、同センターの機能向上を図った。		
	総務省	i	◎「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、違法・有害情報対策に係るプロバイダ等の法的責任の在り方や事業者による自主的取組の促進策等について検討を行い、平成23年7月、提言を公表した。		
	経済産業省	i	◎(再掲:第5-1-②-経-iii)情報モラル教育等の実施。		
② 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進	内閣府 経済産業省	i	◎(再掲:第5-1-①-府経-i)「安心ネットづくり促進協議会」等民間団体への支援。		
			◎(再掲:第5-1-③-総文-i)インターネットの安心・安全な利用のための啓発講座(e-ネットキャラバン)の開催。		
	総務省	i	◎(再掲:第5-1-②-総-iv)「安心ネットづくり促進協議会」の取組の支援。		
	文部科学省	i	◎平成21年5月、子どもの携帯電話の利用実態や携帯電話に対する意識等を把握するために実施した「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」の結果を公表した。		
			◎平成21年1月、「学校における携帯電話の取扱い等について」を都道府県教育委員会等に発出するとともに、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、同通知の内容について周知した。		

施策名	省庁名	実施状況	
		iii ◎(再掲:第5-1-①-文-i及び第5-1-②-文-i)青少年を取り巻く有害環境対策の推進。	
		iv ◎平成22年度及び23年度において、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて現状と課題の整理及び効果的な実施の在り方に関する調査研究を実施した。	
③ 違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討	警察庁	i ◎平成22年度総合セキュリティ対策会議の提言を受け、プロバイダ等とインターネット・ホットラインセンターが協力して、サイト管理者に対して削除依頼を確実に伝達するための方法を確保するとともに、違法情報の削除依頼に応じない悪質なサイト管理者に対して、プロバイダ等が契約に基づいて対応することを可能とするため、通信関連4団体によるプロバイダ等とサイト管理者との間の契約に関する標準約款の作成を支援した。なお、警察庁等による支援等を受け、24年4月に通信関連4団体により「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」が改正された。	
	総務省	i ◎(再掲:第1-3-③-総-i)平成24年度におけるインターネット上の違法・有害情報相談対応業務に係る経費の措置。	
	経済産業省	i ◎(再掲:第5-1-④-経-i)違法・有害情報に関するトラブル等についての調査の実施。	
④ 違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進	内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 文部科学省 経済産業省	i ◎(再掲:第1-5-④-府警消総文経-i)「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」の合意。	
	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-④-府-i)青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施。	
	総務省	i ◎平成21年度において、家庭・地域・事業者が連携したネット安全利用に向けた対策を促進する目的で、各地域における被害実態や必要な取組、関係者の果たすべき役割等に関する実証的な調査を実施した。	
		ii ◎平成21年度から、インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発のための予算措置を行い、独立行政法人情報通信研究機構において民間による活動を支援している。	
	経済産業省	i ◎(再掲:第5-1-②-経-i)格付け基準の見直しに関する支援の実施。	
		ii ◎(再掲:第5-1-②-経-ii)簡易フィルタリングソフトの無償提供の実施。	
		iii ◎(再掲:第5-1-②-経-iii)情報モラル教育等の実施。	
		iv ◎(再掲:第5-1-②-経-iv)望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準の策定等。	
	3 サイバー犯罪対策の推進		
	① 官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙	警察庁 総務省 経済産業省	i ◎平成23年6月、社会全体で不正アクセス防止対策の推進について検討するため、企業・団体等と共に「不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会」を設置し、同年12月、検討結果を「不正アクセス防止対策に関する行動計画」として取りまとめた。
		ii ◎平成24年3月、不正アクセス行為の禁止の実効性を確保するため、①フィッシング行為の禁止、②他人の識別符号を提供する行為についての規制の強化、③他人の識別符号を不正に取得・保管する行為の禁止、④不正アクセス行為をした者に係る罰則の法定刑の引き上げ等不正アクセス行為につながる行為に対する規制を強化するほか、不正アクセス行為防止のための取組を進めるため、アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対し援助を行えるようにすることを柱とする不正アクセス行為の禁止等に関する法律の改正を行い、同年5月に施行された。	
警察庁		i ◎サイバー犯罪防止のため、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」等への参加を通じ、官民の連携強化に努めている。	
		ii ◎平成24年度において、サイバー犯罪対策を推進するため、ファイル共有ソフト監視端末等に係る経費(40百万円)を措置した。	
		iii ◎サイバー犯罪の複雑化・巧妙化に適切に対処するため、警察大学校における「サイバー犯罪取締・対策専科」等の実施により、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準の向上を図っている。また、平成23年6月、サイバー犯罪に対する対処能力の向上のため、都道府県警察に対しサイバー犯罪捜査検定制度の構築を指示するとともに、構築に当たっての参考として、同月、サイバー犯罪初級検定モデルを、24年2月にサイバー犯罪中級検定モデルをそれぞれ都道府県警察に対して示した。	
		iv ◎「G8ローマ/リヨン・グループ」に置かれたハイテク犯罪サブグループに参加するなど、国際連携・協力の強化に努めている。	
		v ◎インターネットカフェにおける様々な犯罪の発生防止のため、インターネットカフェの実態調査の結果を踏まえ、都道府県警察に対し、インターネットカフェ連絡協議会を設置し、会員制を導入していない業者には会員制を導入するなど防犯対策を推進するよう働き掛けることについて指導している。	
		vi ◎情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的として、平成13年から総合セキュリティ対策会議を開催し、情報セキュリティに関する産業界と政府の連携の在り方等について検討を行っている。23年度においては、「サイバー犯罪捜査における事後追跡可能性の確保」をテーマに、サイバー犯罪捜査における事後追跡に係る主要な問題と認められる「データ通信カード・無線LAN」、「インターネットカフェ」及び「インターネット上の高度匿名化技術」について議論を行い、報告書に取りまとめた。	

施策名	省庁名	実施状況		
		vii ◎平成22年3月、オンラインゲームにおける不正アクセス行為が増加していたことから、オンラインゲーム業界に対して個人認証の強化及び統一的な被害相談窓口の設置を要請した。		
		viii ◎平成21年11月、23年1月及び同年11月、ファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件の一斉取締りを実施した。		
		ix ◎平成22年5月及び同年7月、インターネット・ホットラインセンターからの通報による児童ポルノ、わいせつ図画公然陳列等事件の一斉取締りを実施した。		
		x ◎インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報について効率的な捜査を推進するため、新たに全国協働捜査方式を構築し、違法情報については平成23年7月から、有害情報については24年4月からそれぞれ本格実施している。		
		x i ◎(再掲:第1-5-③-警-iv)ファイル共有ソフトを用いた児童ポルノ提供事件等の取締り強化。		
		x ii ◎(再掲:第1-5-③-警-iii)「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」の策定。		
		x iii ◎(再掲:第1-5-③-警-x vi)平成24年度における「児童ポルノ排除総合対策」に基づく児童ポルノ対策の推進に係る経費の措置。		
		x iv ◎平成23年10月、サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化を促進するため、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」を制定し、部門を超えた対応により警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進している。		
		x v ◎平成23年12月、アジア大洋州地域の治安機関が情報技術の解析に係る知識・経験等を共有し、円滑な情報交換を推進するため、「アジア大洋州地域情報技術専門家国際会議」を開催した。		
		x vi ◎平成24年度において、情報技術解析を担う各国の専門家による情報共有を推進するため、「アジア大洋州地域情報技術専門家国際会議」の開催に係る経費(3百万円)を措置した。		
		x vii ◎平成24年度において、サイバー犯罪に関する全国の警察職員の能力向上を図るため、部外での情報技術解析に関する訓練研修の実施に係る経費(19百万円)を措置した。		
		x viii ◎FIRST(Forum of Incident Response and Security Teams)の技術会合に出席し、参加機関との情報共有等を実施した。		
		x ix ◎平成24年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRSTへの参加等に係る経費(2百万円)を措置した。		
		x x ◎平成23年度において、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準向上のため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(情報技術解析)」を実施した。		
		x x i ◎潜在化する傾向にあるサイバー犯罪の実態を正確に把握し、取締り等の対策を的確に実施するため、平成24年2月、サイバー犯罪相談窓口の体制整備等を推進するとともに、23年7月には不正指令電磁的記録に関する罪に係る相談対応マニュアルを、24年2月には不正アクセス事犯に係る相談対応マニュアルを、それぞれ整備するよう都道府県警察に指示するなど、サイバー犯罪相談窓口の充実強化を実施した。		
		x x ii ◎インターネットバンキング上で、フィッシング行為や不正プログラムを使った新たな手口により他人の識別符号を入手したと見られる不正アクセス行為が多発したことから、平成23年9月、金融庁及び業界団体に対し、顧客への注意喚起と可変式パスワード等の推奨を実施するよう要請した。		
			法務省	i ◎検察当局において、検察官等のサイバー犯罪に関する知識教養の習得向上に努め、サイバー犯罪に関わる情報収集・分析能力の強化を図り、厳正な捜査及び処理を行っている。
				ii ◎平成24年度において、サイバー犯罪対策の推進に係る経費(254百万円)を措置した。
		② サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進	法務省	i ◎情報技術分野の急速な発達に伴い急増したサイバー犯罪に適切に対処するとともに、平成16年7月に発効したサイバー犯罪に関する条約を締結するため、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第177回国会へ提出し、23年6月に成立した。同法律のうち、いわゆるコンピュータ・ウイルスの作成、供用等の罪の新設等、罰則の整備に係る部分は同年7月に施行され、手続法部分は24年6月に施行された。
外務省	i ◎平成16年4月、サイバー犯罪条約の締結について国会の承認を得て、23年6月、国内担保法が成立した。引き続き、その締結に向けて必要な作業を行うこととしている。			
③ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進	警察庁 総務省 経済産業省	i ◎(再掲:第5-3-①-警総経-i)不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会」の設置及び「不正アクセス防止対策に関する行動計画」の策定。		
		ii ◎(再掲:第5-3-①-警総経-ii)不正アクセス禁止法の改正。		
	内閣官房	i ◎「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月情報セキュリティ政策会議決定)、その年度計画である「情報セキュリティ2012」(24年7月同会議決定)及び「情報セキュリティ普及・啓発プログラム」(23年7月同会議決定)に基づき、国民・利用者がITリスクを認識し、自ら情報セキュリティ対策を実施することを促すための取組を推進している。		
		ii ◎「国民を守る情報セキュリティ戦略」、「情報セキュリティ2012」及び「情報セキュリティ普及・啓発プログラム」に基づき、情報セキュリティに関する知識及び対策の普及促進のため、「国民を守る情報セキュリティサイト」を通じて情報セキュリティ対策に関する情報の提供等を行っている。		
	iii ◎平成24年2月を「情報セキュリティ月間」とし、キックオフシンポジウムの開催、特設ウェブサイトの開設、官民による全国での4,000以上の関連行事の開催等の取組を実施した。			

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	iv ◎平成23年度において、国民の情報セキュリティリテラシー向上に向けた検討に係る経費(8百万円)を措置した。	
		i ◎(再掲:第5-1-③-警-i)情報セキュリティに関する講習の開催、警察庁ウェブサイト、情報セキュリティ対策ビデオ等によるサイバー犯罪の手口等についての周知。	
		ii ◎(再掲:第1-5-④-警-iv)出会い系サイト犯罪抑止対策資料の作成及び都道府県警察への配布。	
		iii ◎(再掲:第1-5-④-警-iii)平成24年度における出会い系サイト犯罪抑止対策資料の作成に係る経費の措置。	
		iv ◎(再掲:第5-3-①-警-xiv)「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」の制定。	
		v ◎警察庁セキュリティポータルサイトを通じて、サイバー攻撃等の発生状況等を一定時間ごとに表示する「インターネット定点観測」や各種プログラムのぜい弱性に関する注意喚起情報等の情報セキュリティに資する情報の提供を行っている。	
	総務省	vi ◎平成23年9月、インターネットで各種サービスを提供する企業に対するヒアリングを通じて「連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃」を認知したことから、同攻撃の実態を把握するため、協力企業13社における24年2月中の同攻撃の状況を観測し、その結果を公表して同攻撃についての注意喚起を行った。	
		i ◎「国民のための情報セキュリティサイト」において、情報通信の利用状況及び情報セキュリティ脅威の動向等を踏まえた情報セキュリティに関する情報を広く提供している。	
		経済産業省	i ◎平成24年度において、インターネットを利用する一般利用者が、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を全国で開催している。
			ii ◎平成24年度において、「インターネット安全教室」に係る経費(情報セキュリティ対策推進事業2,271百万円の内数)を措置した。
			iii ◎平成24年度において、中小企業の情報セキュリティ対策を促進するため、日本商工会議所、全国商工会連合会及び特定非営利活動法人ITコーディネーター協会等と協力して、「中小企業情報セキュリティ対策指導者育成セミナー」を全国で開催している。
			iv ◎平成24年度において、「中小企業情報セキュリティ対策指導者育成セミナー」に係る経費(情報セキュリティ対策推進事業2,271百万円の内数)を措置した。
v ◎平成24年度において、フィッシングに係る情報収集・提供、一般利用者を対象とした注意喚起等を「フィッシング対策協議会」等と連携しつつ実施している。			
vi ◎平成24年度において、フィッシング対策業務に係る経費(情報セキュリティ対策推進事業2,271百万円の内数)を措置した。			
④ コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備	経済産業省	i ◎「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」を通じてソフトウェア等のセキュリティ上の弱点に対処するための取組を実施するとともに、サービス妨害攻撃や不正プログラムの配布等のサイバー攻撃に関し、海外機関との連携も含め、これらの攻撃の停止・防止に向けた取組を行っている。	
		ii ◎平成24年度において、コンピュータウイルス、不正アクセス、ソフトウェアの脆弱性等の届出制度を活用するとともに、海外機関を含む関係機関と連携し、関連する情報セキュリティ上の問題に関する最新情報の収集・調査を通じて、一般利用者や企業等に対策情報の提供を行っている。	
		iii ◎平成24年度において、情報セキュリティ対策情報の提供に係る経費(情報セキュリティ対策推進事業2,271百万円の内数)を措置した。	
		iv ◎平成24年度において、サイバー攻撃の未然防止と被害拡大防止のため、重要インフラ等に利用されている機器の製造業者等を中心としたサイバー情報共有イニシアティブにおいて情報共有を実施しており、更なる枠組みの拡大を検討している。	
⑤ 情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保	総務省	i ◎平成24年度において、我が国における情報セキュリティ上の脅威に対応し、誰もが安心してICTを利用できる環境を実現するため、情報セキュリティ基盤技術に関する研究開発に係る経費(独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金29,666百万円の内数)を措置した。	
		ii ◎平成23年度補正予算(第4号)において、近年、被害が拡大しているサイバー攻撃に対処し、我が国におけるサイバー攻撃のリスクを軽減するため、国内外のインターネットサービスプロバイダ(ISP)、大学等の協力により、サイバー攻撃、マルウェア等に関する情報を収集するネットワークを国際的に構築し、諸外国と連携してサイバー攻撃を予知し、即応を可能とする技術等の研究開発に係る経費(1,684百万円の内数)を措置した。	
	経済産業省	i ◎平成24年度において、情報セキュリティに係る根本的な問題解決等を図るための中長期的な視点に立った研究開発等を実施している。	
		ii ◎平成23年度補正予算において、制御システムの安全性を確保するため、セキュリティ検証施設の構築に係る経費(IT融合による新産業創出のための研究開発事業(サイバーセキュリティテストベッドの構築)2,008百万円)を措置した。	
		iii ◎平成24年度において、制御システムの安全性を確保するため、電力、ガス等の分野を対象としたサイバーセキュリティ演習に係る経費(情報セキュリティ対策推進事業2,271百万円の内数)を措置した。	
iv ◎平成24年度において、企業における安全な情報資産管理や事業継続等の促進を行う情報セキュリティガバナンスの更なる普及に向けた取組を推進している。			
v ◎平成24年度において、ガイダンス等の更なる普及に向けた取組の推進に係る経費(情報セキュリティ対策推進事業2,271百万円の内数)を措置した。			

施策名	省庁名	実施状況	
第6 テロの脅威等への対処			
1 テロに強い社会の構築			
① 国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進	内閣官房	i	◎内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、関係省庁が緊密に連携して総合的なテロ対策を推進している。また、所管省庁を通じ、国民や事業者、地方自治体等の理解や協力を得ながら、各種テロ対策を実施している。
		ii	◎我が国として、どのようなテロ法制の整備が必要かについて、諸外国の法制度等も研究しながら検討している。
		iii	◎2010年日本APECにおいて、テロ対策等の安全対策に万全を期するため、内閣に設置した「日本APEC準備会議」の下、関係省庁が緊密に連携しながら、政府一体、官民一体となったテロ対策等を推進した。
		iv	◎米国におけるウサマ・ビン・ラーディン殺害に関する声明、米国における同時多発テロ事件の10周年等、情勢の変化に応じ、関係省庁が緊密に連携して、テロ対策を推進している。
		v	◎平成23年11月14日、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部で決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」に基づき、関係省庁が緊密に連携し、テロ関連情報の収集及び分析能力の強化に配慮するとともに、防護措置の強化及び内部脅威対策の強化を柱とするテロの未然防止対策を強力に推進している。
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化(再掲)	警察庁	i	◎(再掲:第3-4-②-警-i)外国人集住地域総合対策の推進。
	法務省	i	◎(再掲:第3-4-②-法-i)関係機関との迅速・的確な情報交換の実施。
③ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化	警察庁	i	◎平成23年10月、11か国から15人を招へいして「国際テロ事件捜査セミナー」(JICA課題別研修)を開催した。
		ii	◎平成23年3月及び10月にフランスで、24年2月に米国で、それぞれ開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁幹部が出席し、国際テロ対策について議論を行うなど積極的に関与した。
		iii	◎平成24年5月にミャンマー・ネービードーで開催されたASEANAPOL(ASEAN警察長官会合)に警察庁幹部が出席し、東アジア地域の警察機関の連携・協力の強化、テロ情報の共有等について議論を行うなど積極的に関与した。
		iv	◎平成21年7月及び22年6月に開催された日韓テロ協議に警察庁幹部が出席し、国際テロ対策について議論を行うなど積極的に関与した。
		v	◎平成23年1月に開催された日中テロ協議に警察庁幹部が出席し、国際テロ情勢及び国際テロ対策について議論を行うなど積極的に関与した。
		vi	◎平成23年3月に開催された日中韓テロ協議に警察庁幹部が出席し、国際テロ情勢及び国際テロ対策について議論を行うなど積極的に関与した。
		vii	◎平成24年2月に開催された日米豪テロ協議に警察庁幹部が出席し、東南アジアのテロ情勢に関する情報やテロ対策に関する認識を共有するとともに、キャバシティ・ビルディングの在り方等について協議・政策調整を図った。
	法務省	i	◎「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に参加し、G8における国際テロ対策の議論に積極的に関与している。
		ii	◎テロ対策に係る新たな多国間の枠組みである、グローバル・テロ対策・フォーラム刑事司法・法の支配作業部会に参加し、国際テロ対策の議論に積極的に関与している。
		iii	◎平成21年6月にイタリアで開催された国際連合テロ対策専門家会合に出席し、関連情報の収集・共有に努めた。
		iv	◎日本国政府と国際連合とが共同で設置・運営している国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)が、平成22年8月から同年10月までの間に開催した第146回国際研修において、開発途上国からの研修参加者に対し、「テロ資金撲滅のための国際的動向」について講義を行い、テロ関連の専門知識を共有した。また、23年8月から同年9月までの間に開催した第149回国際研修において、組織犯罪・テロ対策上重要な「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」をテーマとして取り上げた。
		v	◎平成22年12月、UNAFEIとフィリピン司法省との共催により、「グッドガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、東南アジア8か国の刑事実務家等を招へいし、「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」をテーマに議論を行った。
		vi	◎平成23年2月及び同年12月、外務省が開催した「テロ防止関連条約セミナー」にUNAFEIから講師を派遣した。
		vii	◎平成20年6月、「ベトナム最高人民検察院犯罪学研究センター」設立に寄与するため、日本の犯罪学・刑事政策の研究機関の組織・研究手法等や犯罪白書公刊の実際について学ぶほか、刑事統計データの集積・分析方法等についての知識を習得することを目的とし、ベトナム最高人民検察院検事を招へいして「犯罪学研究」を実施した。
		viii	◎ベトナム最高人民検察院検事を招へいし、平成21年3月には「刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究」を、同年10月には市場経済化により複雑化する犯罪情勢に対応し得る刑事訴訟制度の確立を目指す研修を、同年11月には刑事訴訟法改正の起草支援を、22年6月には「ベトナムの刑事訴訟法及び検察院組織法の改正の動向」に関する共同研究を、同年12月にはベトナム刑事訴訟法改正に向けた研修を、23年6月には「ベトナムの刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業の進捗状況と最新論点」に関する共同研究を、24年5月には「ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点」及び「ベトナム刑事訴訟法及び検察院組織法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」に関する共同研究をそれぞれ実施した。
ix	◎昭和62年度から平成22年度まで、毎年度「出入国管理セミナー」を実施し、東南アジアを中心とする国・地域の出入国管理行政に関する意見交換・情報交換を行い、テロリストの入国阻止方策を含む、参加各国の効果的な出入国管理政策立案及び効果的な行政運用の実現に寄与した。		

施策名	省庁名	実施状況
公安調査庁 外務省	i	◎平成21年2月、4月及び11月にイタリアで、22年2月及び4月にカナダで、23年3月及び10月にフランスで、24年2月に米国で、それぞれ開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に職員を派遣し、協議に際し情報提供を行うなどして積極的に関与した。
	i	◎毎年開催されている「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に参加している。平成24年は、議長国米国の下、国際テロ対策強化についての議論に貢献している。
	ii	◎平成23年9月に発足したグローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)において、国際テロ対策に係るキャパシティ・ビルディング等に関する議論に貢献している。
	iii	◎途上国に対するテロ対策関連能力向上支援として、出入国管理、航空保安、海上・港湾保安、税関協力、輸出管理・不拡散、法執行、テロ資金対策、CBRNテロ対策、テロ防止関連諸条約締結促進等幅広い分野で、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与等を実施している。
	iv	◎平成21年3月、マレーシアに対し、マレーシア海上警察が海上保安のために必要な小型高速艇、夜間暗視装置等を整備するために必要な資金(278百万円)、及びマレーシア税関が海上における取締りのために必要な小型高速艇、赤外線監視カメラを整備するために必要な資金(714百万円)を供与した。
	v	◎平成21年8月、ヨルダンに対し、首都にあるクイーンアリア空港区域内の旅客や貨物に対する検査の強化を目的として、大型X線検査機材や爆発物検査機材を整備し、X線検査用建屋を建設するための資金(1,437百万円)を供与した。
	vi	◎平成22年、インドネシアに対し、主要6空港で使用される空港保安機材(621百万円)を供与したほか、マラッカ海峡における船舶航行の安全強化設備(1,432百万円)を供与した。マラッカ、シンガポール海峡の船舶航行の安全強化のため、23年1月から、インドネシア側機関の能力強化のための技術支援を開始した。
	vii	◎平成21年、「国境税関大型貨物用検査機材整備計画(テロ対策等治安無償)」として、ウズベキスタンに対し、国境税関所に貨物・車輛等の検査用の大型X線検査機材を導入することにより、非合法物の摘発及び流出入阻止と通関手続の迅速化を図るため、大型貨物用X線検査機材2台(467百万円)を供与し、22年には、同計画(第二次)として、同国に対し、大型鉄道貨物用X線検査機材1台(360百万円)を供与した。
	viii	◎平成22年、「国境管理強化計画(国際移住機関(IOM)連携)」として、ハイチに対し、国境地域の警察能力強化を行うため、国境警備拠点5か所及び補給を担当する地方警察署の施設整備・機材(222百万円)を供与した。
	ix	◎平成23年、「出入国管理システム近代化計画(IOM連携)」として、キルギスに対し、国内の治安維持や紛争予防に貢献するとともに、周辺諸国への不安定要因の波及を阻止するため、主要な国境拠点の出入国管理情報システム整備用機材や研修用機材(131百万円)を供与した。
	x	◎平成23年12月、東京において、中央アジア諸国の政府関係者及びUNODCの専門家等が参加する「テロ防止関連条約締結促進セミナー」を開催し、当該諸条約に関連する我が国及びその他諸国の法制・経験並びに関係国際機関の取組を紹介し、中央アジア地域におけるテロ防止関連条約の理解促進を図った。
	x i	◎平成21年11月に公表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、同年1月から24年3月までの間は、アフガニスタンに対し、治安能力の向上、反政府勢力の社会への再統合、持続的・自立的発展の支援等の分野における支援(248,942百万円)を、21年4月から24年5月までの間は、パキスタンに対し、アフガニスタン国境地域の安定やテロの温床となっている貧困削減の分野を含めた支援(107,353百万円)を、それぞれ実施した。
	x ii	◎平成21年9月、ベトナムに対し、ハイフォン港においてコンテナ貨物検査用の大型X線貨物検査機材を整備するための資金(861百万円)を供与し、23年5月に完工して引渡し式を行った。
x iii	◎平成24年5月、ヨルダンに対し、ヨルダンとイラクとの国境にある唯一かつ主要な交通路である国境通行所に、旅客や貨物の検査強化を目的として、高度なX線検査機材(トラック用、乗用者用、旅客手荷物用各1台)、旅客用金属探知機2台を整備し、X線検査用建屋を建設するための資金(542百万円)を供与した。	
国土交通省	i	◎毎年度、航空保安セミナー(JICA集団研修)をJICAと協力して実施している。また、平成23年12月に、日ASEAN交通連携プロジェクトの航空保安専門家会合を実施し、国際的な航空保安体制強化への協力を行っている。
	ii	◎日ASEAN交通連携の下で、地域保安向上行動計画を定め、日ASEAN港湾保安専門家会合の実施等を通して、改正SOLAS条約を確実に履行しつつ港湾保安対策を推進している。
海上保安庁	i	◎平成23年9月に行われた「第12回北太平洋海上保安フォーラムサミット」(カナダ、中国、韓国、ロシア、米国、日本の6カ国の海上保安機関の長出席)において、海上セキュリティの脅威への対応のためのガイドラインを策定した。
	ii	◎ODA等を利用した東南アジア諸国への専門家派遣や東南アジア諸国及びソマリア周辺国に対する研修実施等を通じて、海上保安機関の能力向上支援・人材育成支援を継続している。平成23年度は、マレーシア、フィリピン及びインドネシアへのJICA専門家の派遣並びにJICA研修(海上犯罪取締り研修ほか6コース)及びアジア海上保安初級幹部研修(日本財団、海上保安協会と協力)並びに中東・東アフリカ地域海上保安機関高級実務者会合等(海洋政策研究財団と協力)を実施した。

施策名	省庁名	実施状況
	防衛省	i ◎平成13年12月から22年1月までの間、途中の中断を挟みながら、インド洋において、テロ対策特別措置法(19年11月2日失効)及びテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(22年1月16日失効)に基づき、テロ対策に取り組む各国艦艇に補給支援を行った。
2 水際対策の強化		
① 空港・港湾危機管理(担当)官を中心とした水際危機管理体制の強化	内閣官房	i ◎重要な国際空港(2)・港湾(6)に設置した空港・港湾危機管理官により、当該空港・港湾における事態対応訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進している。
		ii ◎上記以外の国際空港(27)・港湾(124)においては、管轄警察機関等から指名された空港・港湾危機管理担当官により、訓練・調整等を逐次実施している。
		iii ◎内閣官房に設置した「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合を適宜行い、必要な情報共有、対処体制の確認等を実施している。
	警察庁	i ◎テロ等の事案発生時における関係機関相互の緊密な連携の強化及び事案対処能力の向上を図るため、空港・港湾危機管理(担当)官を中心として、不法侵入事案対応訓練を始めとする関係機関との各種合同訓練を、平成23年中には、空港において110回、港湾において112回、24年1月から同年3月末までの間に、空港において23回、港湾において18回、それぞれ実施した。
	法務省	i ◎(再掲:第3-2-②-法-i)平成24年度における厳格かつ円滑な出入国審査の推進に係る経費の措置及び入国審査官の増員の措置。
		ii ◎各空海港において、テロ事案、新型インフルエンザ対策等を想定し、警察や海上保安庁、税関、検疫所等関係機関との連絡体制を密にして情報の共有を図るとともに、合同による訓練を実施している。 また、各空港における直行通過区域を悪用した不法入国等の取締りのため、関係する部門・機関及び航空会社等との連携とパトロールの強化に取り組んでいる。
	財務省	i ◎関係機関と合同訓練を実施するなど連携強化を図っている。
	国土交通省	i ◎港湾や空港におけるテロ対策等の合同訓練を実施するとともに、「空港・港湾水際危機管理チーム」や空港・港湾保安委員会において、情報共有を図るなど、関係機関との連携を強化している。
	海上保安庁	i ◎各港湾において関係機関と連携して、水際対策訓練等を随時実施している。
		ii ◎平成24年度において、警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費を措置するとともに、本庁警備情報課警備情報調整官及び管区警備情報課の設置並びに同課職員の増員を措置した。
② 情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用	法務省	i ◎個人識別情報等によって判明した上陸拒否事由に該当する者に対しては、引き続き、厳格な上陸審査を実施している。また、テロ行為等を行うおそれのある者に対しては、退去強制手続を執ることとしている。
		ii ◎平成22年6月から同年12月までの間、テロリスト等の危険人物の入国の防止に資するため、不法入国者が数多く出発しているタイのバンコク国際空港にリエゾン・オフィサーを派遣し、本邦向け航空機等に搭乗する外国人の旅券についての航空会社職員に対する助言及び出入国管理に関する情報収集を行った。
③ 事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等	法務省	i ◎平成22年1月、乗員上陸許可書を所持する外国人が、乗員上陸の許可を受けた者本人であるか否かを即時に確認するため、当該外国人に対して乗員上陸許可書に加えて、顔写真が貼付されている旅券又は乗員手帳の携帯・提示を義務付ける措置を開始した。
		ii ◎平成22年2月、APISのシステム改修を行って空港シングル・ウィンドウ化を実現した。
		iii ◎平成23年11月から同年12月までの間、文書鑑識能力の向上及び上陸審査時に提供される指紋の適正な取得方法の習得を図るため、各地方入国管理局において全職員を対象に鑑識研修を実施した。
		iv ◎上陸審査時に提供される指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないかの確認を実施している。また、指紋を取得する際の指の状態を撮影してディスプレイ上で確認できるよう審査機器の改修を行い、指の腹に異物の付着がないかの確認も実施している。さらに、平成23年10月、手術等により故意に損傷させた疑いのある指紋を検知できるよう審査機器の改修を行った。
		v ◎平成21年8月から、ICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を入国審査に活用し、テロの未然防止を図っている。
④ 海上警備・沿岸警備の強化(再掲)	内閣府 農林水産省	i ◎(再掲:第3-1-①-府農-i)漁業取締船による取締活動及び関係機関への迅速な情報提供の実施。
		警察庁
	法務省	i ◎(再掲:第3-1-①-法-i)船舶による不法出入国対策の強化。
	財務省	i ◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOUを締結した国内の関連業界団体に対する不審情報の提供依頼。
		ii ◎(再掲:第3-1-①-財-ii)密輸入に対する監視取締り及び情報収集の実施。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-①-海-i)関係機関等との合同パトロール、警戒活動等の実施。
		ii ◎(再掲:第3-1-①-海-ii)平成24年度における海上警察力の充実強化に係る経費の措置。
		iii ◎(再掲:第3-1-①-海-iii)平成24年度における海上保安官の個人装備の充実を図るための経費の措置。

施策名	省庁名	実施状況	
⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進(再掲)	防衛省	iv ◎(再掲:第3-1-①-海-iv)法令に基づき外国船舶に対する立入検査や退去命令を実施。 i ◎(再掲:第3-1-①-防-i)艦艇や航空機による警戒監視活動の実施及び海上保安庁との共同訓練の実施。	
	国土交通省	i ◎(再掲:第3-1-②-国-i)国際航海船舶の検査及び船舶保安証書の交付。 ii ◎(再掲:第3-1-②-国-ii)平成24年度におけるポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化に係る経費の措置。 iii ◎(再掲:第3-1-②-国-iii)保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査の実施。	
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-②-海-i)船舶及び港湾施設に対するテロ防止措置の実施。 ii ◎(再掲:第3-1-②-海-ii)平成24年度における事前入港通報への対応に係る経費の措置。	
	3 テロの手段を封じ込める対策の強化		
	① NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化	警察庁	i ◎IAEAにおいて、核セキュリティに係る3つの勧告文書が策定・改訂されるとともに、核セキュリティ基本文書については、引き続き、その策定が進められているところ、核物質等の適切な管理・防護の在り方について、関係省庁連絡会に参加し、検討を行っている。 ii ◎原子炉等規制法に基づき、経済産業省及び文部科学省と連携して、原子力施設に対する立入検査を実施している。 iii ◎感染症予防法に基づき、厚生労働省と連携して、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施している。
文部科学省		i ◎核物質又は放射性同位元素の取扱事業者に対し、原子炉等規制法又は放射線障害防止法に基づき適切に検査を実施するとともに、保管・管理の徹底等を指導している。また、放射性同位元素については、IAEAの行動規範に基づいて、放射性同位元素の厳格な管理のため、平成21年8月、放射線源登録制度を試行的に開始するとともに、放射線障害防止法施行規則を改正し、23年1月から同制度を導入している。	
厚生労働省		i ◎最新の知見に基づき毒物及び劇物の指定の見直しを行っている。また、毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査を適時適切に実施するとともに、違反事業者については、再度の立入検査等により違反の確実な改善が図られるよう、各都道府県に対して指導している。 ii ◎平成20年度以降、特定病原体等取扱施設に対して立入検査等を実施している。	
農林水産省		i ◎都道府県及び関連業界団体等に対し、NBCテロ等に使用されるおそれのある物質の販売時に不審な点がある場合やネット販売を行う場合には、用途及び本人確認を徹底するなどの協力を依頼している。	
経済産業省		i ◎化学剤(化学兵器原料)の管理については、化学兵器禁止法の規制に基づく厳格な許可制の運用、全許可事業者への立入検査等を実施するとともに、平成24年3月には厳格な保管管理の徹底、テロ行為の未然防止のための通知を発出した。さらに、病原微生物及び毒素の保有状況及び管理状況について、経済産業省所管団体及びその会員企業等を対象に調査を実施するとともに、対象企業に病原微生物及び毒素の適切な管理を要請している。 ii ◎平成23年度において、従来の化学兵器禁止法の規制に係る取組のほか、事業者におけるテロ対策への取組の推進等も含めた調査費(31百万円)を措置した。	
② マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進(再掲)		警察庁	i ◎(再掲:第4-2-①-警-i)組織的犯罪処罰法・麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙。 ii ◎(再掲:第4-2-①-警-ii)平成21年度におけるマネー・ローンダリング対策の強化に係る経費の措置。
		法務省	i ◎(再掲:第4-1-④-法-i)厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確な剥奪。 ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成24年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化(再掲)		警察庁 金融庁 財務省 国土交通省	i ◎(再掲:第4-2-②-警金財国-i)特定事業者に対する説明会等の実施。
		警察庁	i ◎(再掲:第4-2-②-警-i)特定事業者に対する行政調査等の実施。
		金融庁	i ◎(再掲:第4-2-②-金-i)犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための銀行等の内部管理態勢の検査・監督。 ii ◎(再掲:第4-2-②-金-ii)「疑わしい取引の参考事例」の追加。
	総務省	i ◎(再掲:第4-2-②-総-i)犯罪収益移転防止法に基づく電話受付代行業者への指導・監督の実施。	
	法務省	i ◎(再掲:第4-2-②-法-i)犯罪収益移転防止法の運用・解釈に関する日本司法書士会連合会への周知。	
	厚生労働省	i ◎(再掲:第4-2-②-厚-i)労働金庫に対する検査・監督の実施。	
	農林水産省 経済産業省	i ◎(再掲:第4-2-②-農経-i)商品先物取引業界の振興団体及び自主規制団体に対する所属会員への周知徹底の要請等。	
	農林水産省	i ◎(再掲:第4-2-②-農-i)農・漁協系統金融機関に対する検査・監督の実施。	
	経済産業省	i ◎(再掲:第4-2-②-経-i)犯罪収益が疑われる者の業界への周知及び特定事業者に対する指導の実施。	

施策名	省庁名	実施状況
	国土交通省	i ◎(再掲:第4-2-②-国-i)宅地建物取引業者向けのQ&Aの作成・公開。 ii ◎(再掲:第4-2-②-国-ii)「不動産業監視官」の設置。
④ FIUの充実・強化(再掲)	警察庁 外務省	i ◎(再掲:第4-2-③-警外-i)情報交換枠組みの締結推進。
⑤ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化(再掲)	警察庁	i ◎(再掲:第4-2-④-警-i)情報提供先機関との連携強化。 ii ◎(再掲:第4-2-④-警-ii)情報分析能力の強化。
⑥ FATF相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化(再掲)	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i ◎(再掲:第4-2-⑤-警金総法財厚農経国-i)犯罪収益移転防止法の一部改正。
	警察庁 金融庁 法務省 外務省 財務省	i ◎(再掲:第4-2-⑤-警金法外財-i)対日相互審査フォローアップの実施。
4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底		
① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化	内閣官房	i ◎平成20年度において、内閣情報会議の構成員に内閣官房副長官補を加え、情報部門と政策部門の連携を強化するとともに、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁を新たに情報コミュニティに加え、政府内で情報をより効果的に活用し共有する体制を強化した。内閣情報会議は、引き続き原則として年2回開催しており、その結果を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を実施している。
		ii ◎平成20年度に設置された内閣情報分析官が、各省庁から提供される情報等、政府部内のあらゆる情報を活用しつつ、総合的な分析を行い、官邸幹部及び関係各省庁に高度の分析結果を報告している。
	警察庁	i ◎平成24年1月、数か国のテロ対策担当者を招へいし、地域テロ対策協議を開催するなど、外国治安情報機関等との情報交換を推進している。
		ii ◎爆発物原料販売事業者、旅館・ホテル業者等の各種事業者に対し、不審情報の通報を依頼するなどの働き掛けを行っている。特に、爆発物原料については、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省と連携し、販売事業者に対し、販売の記録を記載した書面の保存の指導・要請や保管管理に関する指導等について働き掛けを行っている。
		iii ◎2010年日本APECに向けて、テロの未然防止を図るべく、情報の収集・分析を推進した結果、テロを始め重大な違法行為の発生を未然に防止して会議の安全開催を実現し、開催国として治安上の責任を全うした。
	公安調査庁	i ◎平成24年度において、テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化に係る経費(64百万円)を措置した。
		ii ◎外国関係機関との連携・情報交換を緊密に行うなど、国内外の関係機関との協力体制を一層強化しているほか、国内において、国際テロ組織との関わりが疑われる人物や組織の有無等に関する情報の収集・分析に努め、得られた情報や分析結果を適時適切に関係機関に提供している。
		iii ◎国際テロ情勢の分析に資する継続的な調査研究を実施するなどして、分析機能の充実強化に努めるとともに、平成21年4月及び23年5月には、国際テロに関する基礎資料として「国際テロリズム要覧」を作成し、関係機関に配布した。
		iv ◎平成21年11月、2010年日本APECの安全な開催に寄与するため、「日本APEC関連特別調査本部」を設置し、テロの未然防止の観点から情報収集・分析体制を強化した。
	外務省	i ◎情報コミュニティと連携を図りながら、在外公館のネットワーク等を通じて、広範な情報を収集するとともに、有識者の知見も活用しつつ、関連情報の分析・調査を行っている。
	文部科学省	i ◎放射性物質の取扱事業者に対し、法令に基づいた譲渡譲受制限の遵守の徹底を指導するとともに、平成21年1月及び同年2月、放射性物質の分析機関等に対し、規制に抵触するおそれのある放射性物質が見つかった際に文部科学省への報告を求める要請文を発出した。
	厚生労働省	i ◎毒劇物の譲渡手続及び交付制限の遵守等、適切な保管管理の徹底等について、毒物劇物営業者等に対する指導徹底を各都道府県等に要請している。特に、爆発物の原料となり得る化学物質については、不審な者に対する販売の差し控え等、適正な販売を営業者に対して指導するよう、平成21年12月に各都道府県等に通知した。

施策名	省庁名	実施状況	
② カウンターインテリジェンス機能の強化		ii	◎平成22年5月、都道府県及び関係業界団体に対し、旅館等の営業者に、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客についてはその旅券の写しの保管を求める旨を周知した。
		iii	◎平成20年度以降、特定病原体等取扱施設に対し、立入検査等を実施している。また、警察等から病原体等の管理の徹底に関する要請等があった際には、病原体等取扱施設に対し、改めて適切な管理を指導するとともに、万一、事故等が確認された際には適切な措置を講ずるよう要請している。
	農林水産省	i	◎(再掲:第6-3-①-農-i)都道府県及び関連業界団体等への協力依頼の実施。
	経済産業省	i	◎(再掲:第6-3-①-経-i)生物剤の取扱事業者に対する保管・管理の徹底等の要請。
		ii	◎原子炉等規制法に基づき策定が義務付けられている核物質防護規定に従い、原子力事業者は緊急時対応計画を定め、異常な事象が認められた際に速やかに関係機関へ連絡する体制を整備している。
	国土交通省	i	◎平成22年以降、宿泊関係団体に対し、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客についてはその旅券の写しの保管を求める旨を傘下会員に周知するよう要請している。
	海上保安庁	i	◎(再掲:第6-2-①-海-ii)平成24年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の措置、組織の設置及び増員の措置。
	内閣官房	i	◎内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に配布している。
		ii	◎「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づく特別管理秘密制度に関し、各省庁における運用の状況の把握を行っている。
		iii	◎内閣官房の職員に対し、カウンターインテリジェンス意識の啓発を図るための研修を実施している。
	iv	◎各省庁における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、カウンターインテリジェンス・センターにおいて教材を作成し、各省庁に配布している。	
	警察庁	i	◎平成21年3月、「特別管理秘密文書の管理に関する訓令」を制定し、秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制等を確立し、警察庁におけるカウンターインテリジェンス機能を強化した。同訓令が施行された同年4月以降は、取扱者に対する研修を実施するなど、同訓令の的確な運用に努めている。
		ii	◎平成20年4月に体制を整備し、カウンターインテリジェンスに係る情報の収集並びに職員に対する意識啓発及び指導を推進している。
	公安調査庁	i	◎我が国の公共安全に影響を及ぼす外国機関の我が国に対する情報収集活動の実態解明に向け、国内外の関係機関との連携を強化しつつ、関連情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時適切に政府・関係機関に提供している。
		ii	◎平成20年度以降、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、カウンターインテリジェンスに関する庁内の管理責任体制の確立、特別管理秘密関連規程の整備等を実施し、職員に対する研修等を通じ、それらの適正な運用に努めている。
		iii	◎平成20年度以降、研修所で実施する各種研修等において、情報保全(カウンターインテリジェンスや情報セキュリティを含む。)に関する講義を設け、職員の意識向上や遵守事項の周知徹底に努めている。
		iv	◎平成24年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員(26人)を措置した。
	外務省	i	◎平成19年8月、外務省に「情報防護対策室」を設置し、外務本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案を行うとともに、関連内規の整備、研修の強化、パソコン・携帯電話からの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施している。
		ii	◎平成19年度及び20年度において、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、関連内規の改正等を通じ、情報収集・共有、事案対処等の体制整備に加え、関連研修の強化を行った。
		iii	◎平成21年度から、政府統一基準に基づき、特別管理秘密制度の運用を開始したほか、各種研修を通じた省員の意識啓発とともに、各種資機材の導入による物理面の対策強化に努めている。
	海上保安庁	i	◎(再掲:第6-2-①-海-ii)平成24年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の措置、組織の設置及び増員の措置。
	防衛省	i	◎平成21年3月、カウンターインテリジェンス情報を集約・共有することを目的として、「防衛省カウンターインテリジェンス委員会」を設置し、毎年度末、次年度の「カウンターインテリジェンスに関する方針」を策定している。
		ii	◎平成21年4月から、政府統一基準に基づき、特別管理秘密の制度を運用している。
		iii	◎平成21年8月、カウンターインテリジェンスに関する情報の効果的な収集・共有等を図るため、これまで各自衛隊に設置されていた情報保全隊を統合し、「自衛隊情報保全隊」を新編するとともに、所要の増員を措置した。
		iv	◎カウンターインテリジェンス機能強化の観点から、外国政府機関関係者等との接触要領について示すとともに、カウンターインテリジェンス上参考となる事項についての報告を求めるための通達を平成23年12月に改正し、24年1月から運用している。
③ 極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りの徹底	警察庁	i	◎極左暴力集団・右翼によるテロ・ゲリラ、国際テロ組織による各種テロ等の違法行為の取締りを徹底するよう、都道府県警察に対し、指導等を行っている。
		ii	◎平成24年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費(47百万円)を措置した。
	海上保安庁	i	◎(再掲:第6-2-①-海-ii)平成24年度において警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費を措置、組織の設置及び増員の措置。
5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化			

施策名	省庁名	実施状況	
① テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化	警察庁 文部科学省 経済産業省 海上保安庁 警察庁	i	◎現下の厳しいテロ情勢、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、対処能力の強化等を図るとともに、関係省庁間の連携及び原子力事業者等との連携を更に緊密にし、必要なテロ対策の実施に努めている。
		i	◎機動隊等による政府関連施設等の重要施設の警戒警備を徹底するとともに、国及び地域レベルにおいて開催される「鉄道テロ対策連絡会議」等を通じて、事業者等への働き掛けを実施し、自主警備態勢の強化を図っている。また、平成22年11月のロシア大統領の国後島訪問を受けてロシア大使館及び同国領事館の警戒警備を、同月の北朝鮮による韓国・延坪島砲撃事件を受けて政府関連施設等我が国の重要施設、米国関連施設、韓国関連施設等の警戒警備を、23年5月の米国におけるウサマ・ビン・ラーディン殺害に関する声明を受けて我が国の重要施設や関係国の大使館・領事館等に対する警戒警備を、同年12月の北朝鮮における金正日国防委員会委員長の死去発表を受けて、政府関連施設や原子力施設等の重要施設等に対する警戒警備を、24年4月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射を受けて、政府関連施設を始めとする重要施設等に対する警戒警備をそれぞれ徹底した。
		ii	◎平成20年12月の副大臣会議における各省庁申合せを踏まえ、平素から各省庁との連絡体制を整備するとともに、情勢に応じて必要な警戒警備の実施を推進している。
		iii	◎(再掲:第6-3-①-警-ii)原子力施設に対する立入検査の実施。
	iv	◎(再掲:第6-3-①-警-iii)特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査の実施。	
	v	◎2010年日本APECの安全確保に万全を期すべく、平成21年11月、警察庁に「2010年APEC警備対策委員会」を設置し、首脳会議開催地である横浜市を管轄する神奈川県警察を始め、全国警察の総力を挙げて、テロ等違法行為に係る未然防止対策の強化等の取組を推進した結果、テロを始め重大な違法行為の発生を未然に防止するとともに、要人の身辺の安全と行事の円滑な進行を確保した。	
	vi	◎平成24年度において、テロ等の未然防止のため、警戒警備に必要な資機材の整備に係る経費(1,371百万円)を措置した。	
	vii	◎平成24年度において、テロ等緊急事態の発生に際し、各種テロ対処部隊を相互に連携させ、広域的・統合的に運用するため、警察庁に「特殊警備対策官」を設置した。	
	文部科学省	i	◎外国から要人等が来日する際、放射性物質の取扱事業者に対し、管理体制の強化・徹底を改めて呼び掛ける通知を発出している。また、特定の原子力施設においては、原子炉等規制法に基づいた防護措置を義務付けるとともに、当該防護措置の遵守状況等に係る検査を実施している。
		ii	◎核不拡散上機微な物質を取り扱っている施設につき、核物質の監視及び核物質の計量管理等を行っている。
	経済産業省	i	◎要人等の来日の際、原子力施設等を管理する関係事業者に対して、保安管理の徹底を実施するよう要請し、自主警備態勢の強化を図っている。また、防護措置の実効性を監視するために、定期的(年1回)に核物質防護検査を実施している。
		ii	◎平成23年12月、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、原子炉等規制法の関係省令を改正し、原子力発電所における屋外の主要設備に対する新たな防護壁の設置等を原子力事業者に義務付けるなどの防護措置の強化を図った。また、24年3月に省令改正を行い、IAEAの核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)を参考に、防護本部の二重化、不正傍受対策、防護区域内外の主要な設備の防護等を義務付けた。
	国土交通省	i	◎警察等関係機関との連携強化及び空港の外周フェンス等へのセンサーの設置・増設等により、警備態勢を強化している。
		ii	平成23年12月19日の北朝鮮の金正日国防委員会委員長死亡報道を踏まえ、国土交通省としても情報の収集と連絡を含めた即応体制を強化し、不測の事態に備えた対策等を徹底している。
	海上保安庁	i	◎臨海部における原子力施設、米軍施設、国際空港等について、必要に応じた警戒を実施し、要人の臨海部及び海上への進出があれば、所要の警備を実施している。
		ii	◎2010年日本APECの開催に合わせ、本庁及び関係管区にAPEC海上警備本部を設置し、会場周辺海域を始め全国にある原子力関連施設等の臨海部重要施設を対象に全庁体制で海上警備を実施した結果、テロを始め安全や治安に影響を及ぼすような事案は発生せず、行事の円滑な進行を確保した。
		iii	◎北朝鮮による韓国哨戒艦沈没事案、韓国・延坪島砲撃等の一連の行為に関連し、関係機関等と密接な連携を維持しつつ、関連情報の収集に努めるとともに、巡視船艇・航空機による監視警戒等を実施している。
		iv	◎金正日国防委員会委員長の死去や北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に伴い、海上保安庁に対策本部を設置し、関係機関と緊密に連携の上、情報収集体制を強化するとともに、原子力発電所等の臨海部の重要施設を含め、全国的に巡視船艇・航空機による監視・警戒体制を強化している。

施策名	省庁名	実施状況
		v ◎米国におけるウサマ・ビン・ラーディン殺害に関する声明に関連し、また、9・11米国同時多発テロから10周年を迎えるに当たり、関係機関等と密接な連携を維持しつつ、関連情報の収集に努めるとともに、在日米軍基地や米艦船に対する巡視船艇・航空機による監視警戒の実施、臨海部重要施設等に対するテロ対策の徹底、事業者等に対する自主警備の再確認の指導及び不審事象発見時における当庁の速報についての協力要請等を実施した。
② 交通機関のテロ対策の推進	国土交通省	i ◎大量の輸送需要が発生し、イベント等への多数の人出が予想されるゴールデンウィーク、夏期間等に、公共交通機関等のテロ対策の徹底を求める通達を发出している。
		ii ◎鉄道において、テロに使用される可能性のある爆発物を検知するシステム等、鉄道テロ対策に資する新しい技術の活用の可能性について、鉄道駅における実証実験を含めて調査・検討を実施している。
		iii ◎外国要人の来日等の機会に合わせ、監視カメラによる監視の強化や、駅員及び警備員による駅構内・車内等の巡回強化等の徹底を求める通達を发出している。
		iv ◎バスジャック対策の推進として、バス事業者にバスジャック統一対応マニュアルの作成及び防犯対策の周知徹底を図っているほか、事件発生時に円滑な対応が図れるよう、国土交通本省と各運輸局との間で、年に1回以上の情報伝達訓練を実施している。特に、平成22年12月に発生した茨城県取手市における車内殺人未遂事件後は、各バス事業者と関係機関が連携したバスジャック対策訓練を推進するとともに、23年2月に発生した山陽自動車道におけるバス横転事件発生後は、運転席の防護板の設置等に努めるよう、関係団体に通知している。また、23年11月に発生した千葉県千葉市におけるバスジャック事件後には、関係団体に対しバス輸送に係る防犯対策の再徹底について通達している。
		v ◎空港設置管理者に対し、空港の外周フェンス等へのセンサーの設置・増設等による空港警備を強化するよう、航空関係事業者に対し、航空保安対策を強化・徹底するよう、それぞれ指示している。
		vi ◎国際線を対象に、全ての液体物について、客室内に手荷物として持ち込む際は、100ミリリットル以下の個々の容器に入れるとともに、更に同容器を1リットル以下のジッパー付き無色透明プラスチック袋に入れることとしている。また、同袋は1人当たり1袋までに制限しており、この旨をポスター、リーフレット、国土交通省ウェブサイト等で利用者に周知している。
③ 緊急事態への対処能力の強化	警察庁	i ◎平成24年度において、緊急事態への対処態勢の強化を図るため、SAT、NBCテロ対応専門部隊等の機能強化に資する装備資機材の整備に係る経費(294百万円)を措置した。
		ii ◎緊急事態への機動隊等の対処能力の向上を図るため、SAT、NBCテロ対応専門部隊等において、爆発物処理資機材や生物・化学剤検知資機材の習熟訓練のほか、消防、海上保安庁、外国治安機関等との各種合同訓練を実施している。
		iii ◎不測の事態にも迅速的確に対応する精強な部隊を錬成するため、管区ごとや公安捜査隊等と合同でのブラインド方式による大規模・実戦的訓練を実施している。
	消防庁	i ◎平成23年度において、地方公共団体等における緊急事態への対処能力を強化するため、12道県において具体的なテロ事案を想定した国民保護共同訓練を実施した。24年度においても、同事業に係る経費(82百万円)を措置し、11県において訓練を実施又は実施予定となっている。
		ii ◎人命救助体制の強化を図るため、高度な技術・資機材を有する特別高度救助隊及び高度救助隊を整備している。また、大型除染システム、化学剤検知器及び生物剤検知器等の資機材を国において整備し、特別高度救助隊及び高度救助隊に配備している。
	海上保安庁	i ◎平成24年度において、海上警察権の強化に対応した海上保安体制の整備のため、巡視船艇19隻(うち継続19隻)及び航空機18機(うち継続15機)等の整備に係る経費(28,277百万円)を措置した。
	防衛省	i ◎平成24年度において、ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費(100,768百万円)を措置した。
		ii ◎平成24年度において、NBC兵器による攻撃への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費(6,455百万円)を措置した。
		iii ◎大規模・特殊災害への対応のため、装備資機材を整備するとともに、自衛隊統合防災演習等の災害対処訓練を実施し、地方公共団体が実施する防災訓練に参加している。
6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策		
① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化	内閣官房 警察庁 経済産業省	i ◎平成22年9月、米国国土安全保障省が主催する国際的なサイバー攻撃対処等に関する演習である「サイバーストームⅢ」にIWWN(国際監視・警戒ネットワーク)の一員として参加し、外国関係機関等と連携して大規模なサイバー攻撃へ対処するための演習を行った。
		ii ◎サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策のため、サイバー攻撃に係る情報収集・分析等を行っている。
	内閣官房	i ◎平成23年3月9日、大規模サイバー攻撃事態対処訓練を内閣官房及び各府省庁が相互に連携し実施したほか、その結果を踏まえ、対処の在り方に関する検討を行い、大規模サイバー攻撃事態等の発生時における政府の初動対処態勢の充実強化を図った。
		ii ◎平成21年7月に発生した米国・韓国に対するサイバー攻撃事案及び23年3月に発生した韓国に対するサイバー攻撃事案に関して韓国と連携したほか、22年3月には警察庁長官が韓国を訪問して韓国警察庁長官との間でサイバーテロ対策に関する両国の協力関係強化を確認するなど、国内外の治安関係機関との情報交換を実施し、これにより得られた情報の収集・分析等を行っている。

施策名	省庁名	実施状況		
		ii	◎サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策に従事する警察職員 の技能向上のため、警察学校、民間企業等における教育訓練等を実施している。	
		iii	◎サイバー空間におけるテロの予兆等の早期検知のため、リアルタイム検知ネットワークシステムの更新・高度化を実施し、平成21年3月、運用を開始した。	
		iv	◎サイバー攻撃の標的となるおそれのある事業者等との情報共有体制強化の取組を踏まえ、平成23年8月、対象事業者を拡大し、全国約4,000の事業者等と「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を確立(24年4月1日時点で、約4,800の事業者等が参画)し、警察において標的型メール攻撃等に関する情報を集約・分析の上、事業者等に注意喚起等を行っている。	
		v	◎(再掲:第5-3-①-警-x viii)FIRST技術会合参加機関との情報共有等の実施。	
		vi	◎(再掲:第5-3-①-警-x ix)平成24年度におけるFIRSTへの参加等に係る経費の措置。	
		vii	◎平成24年度において、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスの未然防止及び被害拡大防止のため、サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策用資機材の増強等に係る経費(6百万円)を措置した。	
		viii	◎平成22年9月及び23年7月に発生した警察庁のウェブサーバに対するサイバー攻撃事案について、ICPOを通じ、海外の捜査機関へ捜査協力を要請した。	
		ix	◎平成23年8月、ウイルス対策ソフトを提供する事業者等と「サイバーインテリジェンス対策のための不正プログラム対策協議会」を設置し、警察が把握した不正プログラムに関する情報を共有している。	
		公安調査庁	i	◎政府のサイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策に資する関連情報を収集する態勢の強化に向け、外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、関係機関との協力体制の強化に努めている。
	ii		◎サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢の整備に向け、公安調査官を対象に、外部有識者による技術的な内容の講義を含めた各種研修を実施している。	
防衛省	i	◎防衛省の保有する情報システムに対するサイバー攻撃等に関する脅威・影響度の分析・対処能力を更に向上させるために研究試作を行ったネットワークセキュリティ分析装置について、性能確認試験を実施するとともに、サイバー攻撃を検知するための研究及びマルウェアの挙動解析研究を実施している。また、情報システムの情報保証を確保するため、サイバー攻撃及びサイバー攻撃等対処に係る最新技術動向等を調査するとともに、有効な対処態勢等について調査研究を実施している。		
② 重要インフラ事業者等との更なる連携の強化	警察庁	i	◎各管区警察局等に設置されたサイバーフォース及び都道府県警察に設置されたサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問、サイバーテロ対策協議会(平成23年11月、全ての都道府県に設置完了)及びサイバーテロ対策セミナーを実施し、脆弱性に関する診断等、情報セキュリティ強化のための情報提供や指導・助言を行っている。また、重要インフラ事業者等との共同訓練等を通じ、警察への速報等対処態勢の強化に努めている。	
7 大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化				
① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等	内閣官房 警察庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 防衛省 警察庁	i	◎拡散に対する安全保障構想(PSI)に関し、平成22年11月にオペレーション専門家会合(OEG)を我が国が主催するとともに、23年11月のドイツ主催オペレーション専門家会合(OEG)に参加するなど、会合・訓練等の主催、他国主催の訓練への参加、関連会合への出席等を通じて、大量破壊兵器等の拡散防止のための我が国の取組を向上するとともに、関係国との連携を強化している。	
			i	◎平成22年4月及び24年3月に核セキュリティサミットが開催されるなど、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際安全保障上の重大な関心事項となっていることを踏まえ、警察ではこの種の不正輸出事案の事件化を推進するとともに、国際的な安全保障構想(PSI)にも積極的に取り組んでいる。
			ii	◎平成22年9月にオーストラリアで実施されたPSI地域オペレーション専門家会合に参加し、参加国が共同して採り得る移転及び輸送阻止のための措置を検討したところであり、引き続き、同会合に参加することとしている。
			iii	◎平成22年5月28日の閣議において、対北朝鮮措置の執行に当たり、第三国を経由した迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格な対応を行うこととされたことを受け、警察では、対北朝鮮措置に係る違法行為の取締りを徹底しており、同月から24年5月までの間に16件の不正輸出入事件を検挙した。
		iv	◎平成23年度において、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に関する情報収集・取締りの強化のため、警察庁に「不正輸出対策官」を新設した。	

施策名	省庁名	実施状況	
	公安調査庁	i	◎平成23年度において、大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止並びに拉致容疑事案への対応等のための情報収集及び分析機能の強化に係る経費(132百万円)及び公安調査官の増員(30人)を措置した。
		ii	◎我が国から拡散懸念国等に対する大量破壊兵器及び通常兵器の製造等への転用が可能な汎用品の不正輸出等の実態解明に向け、国内外の関係機関との連携を強化しつつ、関連情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時適切に関係機関に提供している。
	外務省 財務省 国土交通省	i	◎平成21年3月から24年3月まで、米国政府と協力し、横浜港南本牧ふ頭において、放射線検知施設を設置し、コンテナ内の核物質その他放射性物質の監視を行う「メガポート・イニシアティブ」のパイロット・プロジェクトを実施した。
		ii	◎日米担当者会議を実施し米国政府との連携を図っている。
	外務省	i	◎5つの国際的な輸出管理レジームへの対応や、平成15年以降のアジア輸出管理セミナーの開催等のアウトリーチを通じた輸出管理強化に貢献している。
		ii	◎平成15年11月以降、アジア不拡散協議(ASTOP)を開催し、アジアにおける不拡散の取組強化について協議している。
		iii	◎「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約2005年議定書」の締結について、引き続き必要な検討を実施している。
	経済産業省	i	◎平成21年度に一部改正を行った外国為替及び外国貿易法に基づく、大量破壊兵器関連物資等に関わる技術流出の防止の徹底等に加え、国際連合安全保障理事会決議第1929号(イランの核問題に関する制裁決議)や第1970号(対リビア武器禁輸等に関する決議)の着実な実施に向けた所要の措置を実施した。
		ii	◎国内外の関係機関と連携し、安全保障貿易管理を厳格に実施するほか、輸出関連企業や大学・研究機関等に対し、安全保障貿易管理制度の説明会を全国で開催するなど、制度の普及啓発に努めている。
		iii	◎平成24年度において、安全保障貿易管理の厳格な実施のための調査及びアジア各国に対する輸出管理制度の理解促進のための普及啓発等のため、安全保障貿易管理事業の委託に係る経費(185百万円)を措置した。
	海上保安庁	i	◎平成22年10月の韓国でのPSIセミナーに職員を派遣した。今後とも引き続き、他国との共同対処能力の練度を維持向上するため合同訓練に可能な限り参加し、関係国との共同対処能力を更に高めていくこととしている。
		ii	◎平成22年7月、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、実動訓練を実施するなど、同法による措置の実効性の確保に努めている。
	② 海賊対策の強化	内閣官房	i
	法務省	i	◎ソマリア沖・アデン湾における海賊対処事案についての国際会議に出席し、国内では関係省庁と連絡を取るなどして、定期的に海賊対処事案についての情報交換を行っている。なお、平成23年3月にインド洋オマーン沖で発生した海賊事案において、東京地方検察庁が初めて「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」を適用し、海賊4人につき、同法違反の罪で東京地方裁判所へ公判請求した。
	外務省 海上保安庁	i	◎ソマリア周辺海域沿岸国の海上取締能力の向上やソマリアの安定化という観点から、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合を始めとする国際会議に積極的に参加し、我が国の取組が国際社会に周知されるよう努めるなど多層的な取組を推進している。イエメン及びジブチに対する経済協力調査団の調査結果を踏まえ、平成22年4月、イエメンに対して巡視船艇整備計画の調査団を派遣し、専門家派遣及び大型巡視艇供与の検討を進めていたが、23年2月からの同国での治安情勢不安定化を受けて、一時見合わせている状況となっている。
	外務省	i	◎ソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関の能力向上支援として、平成21年度及び22年度補正予算で国際海事機関(IMO)に1,460万ドルを、ソマリア海賊訴追強化支援のための国際信託基金に350万ドルをそれぞれ拠出したほか、ソマリアの安定化に向けて、19年以降、治安向上のために4,600万ドル(警察支援等)、人道支援・インフラ整備のために1億8,310万ドル(食料、水・衛生、基礎インフラ整備地等)の支援をそれぞれ実施している。
	農林水産省	i	◎我が国の遠洋漁船に対し、危険海域等の情報提供及び指導を実施している。
	国土交通省	i	◎自衛隊の海賊対処行動に係る船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施している。
	海上保安庁	i	◎ソマリア沖海賊対策として、平成23年11月には、ジブチ、ケニア、タンザニア等のソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関の幹部職員を招へいして海上法執行能力向上のための高級実務者会議を、同年10月から同年11月までの間には、JICAの協力により、オマーン、ジブチ等の海上保安機関の幹部職員を招へいして「海上犯罪取締り研修」を、それぞれ実施した。また、22年4月から、上記拠出に基づきIMOが主導する当該周辺国への支援のためのプロジェクトへ職員を派遣している。さらに、23年2月には、ジブチに航空機を派遣し、同国機関と連携して海賊を本邦へ護送する訓練を、同年3月には、イエメン、ジブチ、ケニア、タンザニア等のソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関職員を招へいし、IMO等と協力して海上法執行能力向上ワークショップを、それぞれ実施した。また、東南アジア海域における海賊対策として、関係国の海上法執行能力向上のため、マレーシア及びフィリピンにJICA専門家を派遣しているほか、22年9月には、タイに巡視船を派遣するとともに、23年10月から同年11月までの間には、関係国の海上法執行機関等の職員を招へいして研修を実施した。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎海賊対処行動の発令によりソマリア沖・アデン湾に派遣されている護衛艦に、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察業務を担当するため、海上保安官8人を同乗させている。平成23年3月には、日本関係船舶を襲撃した海賊を「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき逮捕し、本邦へ護送した。
		iii ◎平成24年度において、海賊対策の推進に係る経費(106百万円)を措置した。
	防衛省	i ◎平成21年3月、海上警備行動を発令し、同月にはソマリア沖・アデン湾に護衛艦2隻を、同年5月には固定翼哨戒機P-3C2機を、それぞれ派遣した。また、同年7月、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が施行されたことに伴い、海賊対処行動を発令し、同法に基づき民間船舶を護衛するとともに、引き続きP-3Cによる警戒監視活動等を実施している。
		ii ◎平成24年度予算政府案において、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処能力の強化に係る経費(3,273百万円)を措置した。
8 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応		
① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進	内閣官房 内閣府	i ◎平成21年10月、拉致問題に関する対応を協議し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進するため、内閣に「拉致問題対策本部」が設置された。拉致問題対策本部会合は、これまで6回開催され、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向け、政府一丸となった取組を推進している。22年11月に開催された第4回本部会合においては、特に生存者の即時帰国、真相究明に取り組むこととした上で、8項目にわたる本部長指示が発出された。23年12月に開催された第6回本部会合においては、拉致問題の解決なくして日朝の国交正常化なしの基本方針を堅持しつつ、8項目の本部長指示の方針に沿って、政府一丸となって取り組むことを確認した。また、拉致問題対策本部の体制強化を図るため、関係府省連絡会議の下に分科会を設け、順次開催している。
		ii ◎平成24年度において、拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進に係る経費(1,240百万円)を措置した。
② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化	内閣官房	i ◎平成24年度において、情報収集・分析体制の抜本的強化のため、拉致被害者等に係る安否情報及びその関連情報の収集・分析等に係る経費(905百万円)を措置した。(第6-8-①-官府-iiの一部)
	警察庁	i ◎外国治安情報機関との間で、外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換を行うとともに、外事調整指導官の指導・調整の下での実務担当者による積極的な情報交換を実施するなど緊密な連携を図ることにより、情報収集・分析機能の強化を図っている。
	公安調査庁	i ◎(再掲:第6-7-①-公-i)平成23年度における情報収集及び分析機能の強化に係る経費及び公安調査官の増員の措置。
		ii ◎平成24年度において、拉致容疑事案への対応等のための情報収集及び分析機能の強化に係る経費(178百万円)を措置した。
		iii ◎日本人拉致問題等の解明に向け、拉致被害者の安否・動静等に関する情報や北朝鮮の動向に関する情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時適切に関係機関に提供している。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第6-2-①-海-ii)平成24年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の措置、組織の設置及び増員の措置。
③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続	外務省	i ◎平成20年6月及び同年8月、日朝実務者協議を実施し、拉致問題に関する全面的な調査のやり直しの具体的態様について合意がなされた。同合意に基づいた調査の早期開始を、北朝鮮側に対して強く働き掛けている。
		ii ◎平成23年11月、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議(拉致問題への言及を含む。)が国際連合総会第3委員会にて採択され、同年12月、同総会本会議で採択された。
		iii ◎平成24年3月、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について調査・報告を行うとの北朝鮮人権状況特別報告者のマンデートを1年間延長する決議(日本とEUが共同で提出)が人権理事会で採択された。
④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 人事院	i ◎平成23年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日から同月16日までの間)において、政府主催拉致問題シンポジウムや在京各国大使等を招待しての映画「めぐみ」上映会の開催、広報ポスターの掲示や広報チラシの配布等、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する各種啓発活動を実施した。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房 総務省 法務省 文部科学省 法務省	i ◎平成23年4月、「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が同計画に盛り込まれたことを受け、拉致問題に関する理解促進及び人権教育・啓発の推進について、国務大臣(拉致問題担当)、総務大臣、法務大臣及び文部科学大臣の連名通知を各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長宛てに発出した。 i ◎平成23年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日から同月16日までの間)において、啓発ポスター及び啓発チラシを作成し、全国の関係機関に配布した。また、同週間を周知するためのインターネットバナー広告の実施等により、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発活動を推進した。
第7 治安再生のための基盤整備		
1 人的・物的基盤の強化		
① 地方警察官等の増員	警察庁	i ◎平成24年度において、警察庁職員の増員(132人)を措置するとともに、サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築、一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化及び原子力関連施設における警戒警備体制の強化を図るため、地方警察官の増員(626人)を措置した。 ii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に的確に対応し、被災地の安全・安心を確立するため、当該県の地方警察官の増員(750人)を措置した。 iii ◎退職警察職員を交番相談員、警察安全相談員、スクールサポーター等の非常勤職員として活用している。 iv ◎平成24年度において、警察庁職員及び地方警察官の増員に係る経費(602百万円)を措置した。 v ◎平成23年度補正予算(第3号)において、岩手県、宮城県及び福島県の地方警察官の増員に係る経費(36百万円)を措置した。
② 治安関係職員の増員	法務省	i ◎平成24年度において、刑事施設の保安警備・処遇体制の充実強化等、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化等のため、刑事施設等の職員の増員(刑事施設532人、少年院34人及び少年鑑別所18人)を措置した。 ii ◎平成24年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員(216人)を措置した。 iii ◎平成24年度において、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築及び刑務所出所者等に対する再犯防止対策の強化のため、保護観察所保護観察官の増員(55人)を措置した。 iv ◎平成24年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法滞在者の更なる縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(入国審査官109人及び入国警備官9人)を措置した。
	公安調査庁	i ◎〔再掲:第6-4-②-公-iv〕平成24年度における公安調査官の増員の措置。
	外務省	i ◎平成24年度において、中国人に対する査証審査体制の強化等のため、中国2公館の査証担当官の増員(3人)を措置した。
	財務省	i ◎平成24年度において、水際における治安対策の強化を図るため、税関職員の増員(158人)を措置した。
	厚生労働省	i ◎〔再掲:第4-4-①-厚-i〕平成24年度における麻薬取締官の増員。
	国土交通省	i ◎平成24年度において、港湾における保安体制を確保し、水際対策の強化を図るため、地方整備局の港湾事務所に配置される港湾保安調査官の増員(2人)を措置した。また、出入管理情報システムの導入を推進し、その運用を確保することで保安対策の充実強化を図るため、地方整備局の本局に配置される係長(2人)の増員を措置した。
	海上保安庁	i ◎平成24年度において、大型巡視船への運用司令科の設置による緊迫化する我が国周辺海域の国際情勢に対する対処能力の強化、巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化等、海上における治安対策を強化するため、現場要員等の増員(200人)を措置した。
③ 保護司活動の基盤整備	法務省	i ◎平成24年度において、保護司候補者検討協議会の設置に係る経費(27百万円)を措置した。 ii ◎〔再掲:第2-2-②-法-iv〕平成24年度における更生保護サポートセンターの運営に係る経費の措置。 iii ◎保護司の組織活動の拠点として、平成23年度において55か所に設置している更生保護サポートセンターには、保護観察処遇の充実強化、関係機関とのネットワーク構築、保護司会活動の充実、保護司の安心感の向上等といった効果が認められていることから、24年度において、新たに100か所増設して総計155か所にするここととされた。
④ 現場執行力の強化に向けた教育の推進	警察庁	i ◎平成22年度において、第一線における執行力強化のため、実戦的な教育訓練の充実に必要な資機材の整備に係る経費(46百万円)を措置した。 ii ◎平成21年4月、ロールプレイング方式による現場対応措置及び指揮訓練の実施要領等を策定し、都道府県警察に対し、同訓練の推進について指示した。 iii ◎平成22年度から、警察大学校において「実戦的総合訓練指導者専科」を実施し、ロールプレイング方式による現場対応措置訓練の指導に当たる警察職員の訓練技法の高度化を図っている。
	海上保安庁	i ◎研修の充実等により、現場執行能力の強化を図っている。 ii ◎平成24年度において、現場執行能力の強化に向けた教育の推進に係る経費(6百万円)を措置した。
⑤ 関係機関間における人事交流の促進	警察庁 法務省	i ◎海上保安庁、税関、入国管理局、国税庁等との人事交流を実施している。 i ◎公正取引委員会、国税庁、証券取引等監視委員会等との人事交流を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	i ◎警察、海上保安庁等との人事交流を実施している。
	厚生労働省	i ◎警察庁、税関等との人事交流を実施している。
	海上保安庁	i ◎警察庁、税関等との人事交流を実施している。
⑥ 留置施設の整備と留置業務の効率化の推進	警察庁	i ◎警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設の整備を推進し、収容力の確保を図っている。
		ii ◎警察署の新築・増改築時に留置保護室を整備するよう指示しており、平成23年度において、新たに27施設28室の留置保護室を設置した。
		iii ◎平成24年4月までに、41都道府県において集中護送制度を導入した。
⑦ 治安関係施設等の整備	法務省	i ◎平成23年度において、都道府県警察から拡充要請のあった地方検察庁支部の同行室整備を実施した。
	警察庁	i ◎適正な取調べを担保するため、取調べ室の透視鏡の設置及び机の床面固定等を推進している。
		ii ◎平成24年度において、警察署等警察施設の整備に係る経費(20,157百万円)を措置した。
	法務省	i ◎平成24年度において、刑務所を始めとした矯正施設・宿舎の整備に係る経費(18,997百万円)を措置した。
		ii ◎平成24年度において、検察庁庁舎等の整備に係る経費(4,396百万円)を措置した。
		iii ◎平成24年度において、老朽化等により機能が低下した更生保護施設の改善を期すため、更生保護事業費補助金(施設整備事業)(227百万円)を措置した。
		iv ◎〔再掲：第2-2-②-法-vの一部〕更生保護施設等の一層の受入促進。
		v ◎平成21年度において、NPO法人1法人及び社団法人1法人が継続保護事業の認可を受け、更生保護施設の運営を開始するとともに、医療・福祉への調整を主とする一時保護事業を行う更生保護法人が1法人設立され、同事業の運営を開始した。また、他分野からの更生保護事業の参入を促進するため、参入意欲のある団体への働き掛け等の取組を行った。
		vi ◎平成24年度において、更生保護施設の人的基盤の強化を図るため、更生保護施設役職員への研修等に係る経費(9百万円)を措置した。(第2-2-②-法-iiiの一部)
		vii ◎更生保護施設に対する地域住民からの理解・協力の獲得を促進するため、更生保護施設に対し地域住民への施設の開放や地域の清掃活動の実施等を行うよう指導した。
viii ◎平成24年度において、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点の設置に係る経費(45百万円)を措置した。		
⑧ 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の整備	警察庁	i ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-vi〕平成24年度における街頭犯罪捜査体制強化に伴う資機材の整備に係る経費の措置。
		ii ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-vii〕平成24年度における無線警ら車等の資機材の整備に係る経費の措置。
		iii ◎平成24年度において、銃器を使用した立てこもり事件等の特殊事件に的確に対処するため、銃器犯罪対策用装備資機材等の整備に係る経費(103百万円)を措置した。
		iv ◎平成21年度において、第一線警察の執行力強化に資するため、現場映像等所要の情報を伝送するための機動警察通信隊の装備資機材の拡充に係る経費(946百万円)を措置した。
		v ◎〔再掲：第1-2-①-警-x i〕平成23年度における「街頭防犯カメラ整備パイロット事業」の実施。
海上保安庁	i ◎〔再掲：第6-5-③-海-i〕平成24年度における巡視船艇、航空機等の整備に係る経費の措置。	
	ii ◎〔再掲：第7-1-②-海-i〕平成24年度における現場要員等の増員の措置。	
⑨ 警察の現場執行力の強化に向けた技術の活用	警察庁	i ◎緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行う現場急行支援システム(FAS T)を整備し、平成24年3月末現在、14都道府県で運用中である。
		ii ◎平成20年12月に発出した「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について」に基づき、都道府県警察において、緊急配備システム、地図情報システム、カーロケータ・システム、メール110番受付システム等の整備の促進による通信システムを高度化するための施策を推進している。
		iii ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-viii〕平成24年度における通信指令施設の更新整備に係る経費の措置。
		iv ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-ix〕携帯電話等からの110番通報における位置情報通知システムの整備。
		v ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-x〕地域警察デジタル無線システムの整備。
		vi ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-x i〕平成21年度における小型警ら車の増強整備に係る経費の措置。
		vii ◎〔再掲：第1-2-①-警-x ii〕平成24年度における「街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)更新整備補助事業」に係る経費の措置。
		viii ◎〔再掲：第1-2-①-警-x iii〕平成24年度地方財政計画における街頭防犯カメラの整備等に係る経費の措置。
		ix ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-x ii〕平成23年度補正予算(第3号)における無線警ら車の増強整備に係る経費の措置。
		x ◎〔再掲：第1-2-⑦-警-x iii〕平成23年度補正予算(第3号)における地域警察デジタル無線システム表示端末の警察庁への整備に係る経費の措置。

施策名	省庁名	実施状況
⑩ 警察の情報基盤の強化	警察庁	i ◎平成22年5月、情報管理システムの信頼性の向上のため、警察庁情報管理システムに係る業務継続計画を策定した。
		ii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、東日本大震災の発生を踏まえ、情報管理システムの信頼性の更なる向上のため、業務継続に関する検討課題の調査に係る経費(16百万円)を措置した。
⑪ 治安関係機関の通信システムの高度化	警察庁	i ◎平成24年度において、警察基幹通信網の再編に係る経費(4,372百万円)を措置した。
		ii ◎平成23年度において、高度化した警察基幹通信網の運用及び維持管理に必要とする知識及び技能を修得させるため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(基幹通信)」及び「情報通信技術専科(IP交換機)」を実施した。
		iii ◎平成21年4月に情報通信審議会情報通信技術分科会に設置された「公共無線システム委員会」に参画し、「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件」について検討を行った結果が、22年3月の情報通信審議会からの答申に反映された。
		iv ○公共ブロードバンド移動通信システムの整備に向けた作業を進めている。
⑫ 各種調査研究等の実施	総務省	i ◎平成22年8月、公共ブロードバンド移動通信システムの制度化を行った。
	内閣府	i ◎関係府省庁等において、「少年非行事例等調査研究」企画分析会議を実施しており、平成21年度は「第4回非行原因に関する総合的研究調査」を実施した。
	警察庁	i ◎(再掲:第1-5-④-府-iv) 青少年有害環境対策推進事業の実施。
	警察庁	ii ◎(再掲:第4-4-③-府-i) スペインにおける青少年の薬物乱用対策に関する調査研究の実施。
	警察庁	i ◎平成21年度において、「来日外国人少年非行防止対策研究会」の開催に係る経費(4百万円)を措置した。
	警察庁	ii ◎平成24年度において、「青少年問題研究会」の開催に係る経費(5百万円)を措置した。
	警察庁	iii ◎平成24年度において、最近の少年非行の実態把握と効果的な非行防止に関する研究に係る経費(3百万円)を措置した。(第7-2-⑦-警-x viiの一部)
	警察庁	iv ◎(再掲:第1-2-①-警-x) 街頭防犯カメラシステムの実証・開発。
	警察庁	v ◎(再掲:第1-2-①-警-x i) 平成23年度における「街頭防犯カメラ整備パイロット事業」の実施。
	総務省	i ○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。
	法務省	i ◎犯罪被害実態(暗数)調査、刑務所出所者等の社会復帰支援、外国人の犯罪、知的障害を有する犯罪者の処遇等の調査研究を実施している。
	文部科学省	i ◎平成19年度から、科学技術振興調整費「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進プログラム」において、「テロ対策のための研究開発一現場探知システムの実現一」を実施し、21年度には補完的課題が終了し、22年度には取りまとめを行った。
	文部科学省	ii ◎平成19年度から23年度まで、テロ対策等の重要研究開発課題の研究開発を行う「安全・安心科学技術プロジェクト」を実施した。21年度から23年度まで、液体爆発物・危険物検知技術の開発を行った。
	文部科学省	iii ◎平成17年度から、独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業において、戦略目標「安全・安心な社会を実現するための先進的統合センシング技術の創出」の下、CREST「先進的統合センシング技術」で研究開発を実施している。
	文部科学省	iv ◎平成22年度から、科学技術振興調整費(23年度から科学技術戦略推進費)「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」において、犯罪・テロ対策技術等の安全・安心な社会の構築に資する科学技術について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげる事業を実施している。
2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充		
① 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保	警察庁	i ◎ATMのほか、携帯電話、ICカード等が犯罪に利用された場合に捜査への的確な協力が得られるよう、関係事業者に対し、犯罪捜査への協力確保について継続的な働き掛けを行っている。
		ii ◎初動捜査の高度化・科学化を図り、客観的な証拠を重視した効果的・効率的な初動捜査を推進するため、各都道府県警察において検討委員会を開催するなどして、各都道府県の実情に応じた初動捜査の高度化・科学化を実現するための施策等について検討を行っている。
	法務省	i ◎検察当局において、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、具体的な事件捜査を通じて、電気通信事業者、金融機関等の事業者に変更する理解を求め、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促している。なお、平成23年6月に公布された「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」により、捜査機関が、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴のうち特定のものを最大60日間消去しないよう書面で求めることが可能とされ、24年6月に施行された。

施策名	省庁名	実施状況
	海上保安庁	i ◎捜査に必要不可欠な情報をより迅速・的確に収集するため、関係機関・事業者に対し、捜査関係事項照会への迅速・的確な対応を促し、携帯電話の通話履歴、防犯カメラで撮影された映像の提供等、捜査への的確な協力が得られるよう必要な働き掛けを行うなど、関係機関等との連携を強化している。
② 国民からの情報提供の促進	警察庁	i ◎平成24年度において、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)の運用に係る経費(10百万円)を措置した。
③ 自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用	警察庁	i ◎平成24年度において、盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に活用するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備に係る経費(399百万円)を措置した。
	国土交通省	i ◎平成16年4月以降、ナンバープレートが盗難・紛失している場合には、同一の登録番号による再交付は行わず、番号変更で対応することを運輸支局等に徹底している。
④ 客観的な証拠の収集方法の整備強化	警察庁	i ◎平成24年度において、急増するDNA型鑑定需要に対処するため、警察庁における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費(491百万円)を措置した。
		ii ◎平成23年度において、DNA型鑑定及びデータベースの活用等に関する取組を強化するため、警察庁に「DNA型鑑識官」及び「DNA型鑑定指導官」を新設した。
		iii ◎科学警察研究所に置かれた法科学研修所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定に関する知識及び技能の修得を目的とした研修を実施している。
		iv ◎平成22年10月、DNA型鑑定資料の保存用冷凍庫の整備に伴い、「DNA型鑑定の運用に関する指針」を改正し、DNA型鑑定資料等を一層適切に取り扱うことで将来の公判等における鑑定結果の信頼性の確保に努めている。
		v ◎平成22年4月、「犯罪捜査におけるDNA型データベースの積極的活用について」を都道府県警察に発出し、被疑者に対するDNA型鑑定の積極的な実施、DNA型鑑定の迅速かつ適正な実施に必要な体制の確保等について指示するなど、DNA型鑑定体制の強化を推進している。
		vi ◎平成23年度において、北海道、埼玉、大阪及び福岡の4道府県警察にDNA型鑑定の大量一括処理装置を整備した。
		vii ◎〔再掲:第7-2-①-警-ii〕初動捜査の高度化・科学化を実現するための施策等の検討。
		viii ◎平成21年度において、通信傍受を一層的確かつ効果的に実施するため、通信傍受法用記録等装置の減耗更新と高度化に係る経費(47百万円)を措置した。
		ix ◎各都道府県警察の警察官を対象に、通信傍受法を適正かつ効果的に運用するために必要な法的知識、装置の運用方法等を修得させることを目的とした教養を実施している。
		x ◎取調べに過度に頼ることなく、他の捜査手法によって得られる客観的証拠をより重視する必要があることから、捜査手法及び取調べに関する課題について、抜本的な調査・研究を行っている。平成24年3月には、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告に盛り込まれた提言を受けて「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を策定し、捜査手法の高度化等に向けた取組を推進している。
		x i ◎平成24年度において、取調べの録音・録画制度の実施に当たっての実務、取調べ技術、取調べ以外の捜査手法等について、諸外国の関係機関での実地調査に係る経費(7百万円)を措置した。
		x ii ◎交通事故事件捜査体制を強化するため、全国の警察本部に交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を設置し、運用している。また、衝突実験に基づく事故解析等を内容とする交通事故鑑識官養成専科を実施するなど、専従職員の捜査能力の一層の向上に努めている。
⑤ 犯罪捜査活動の密行性の強化	警察庁	i ◎〔再掲:第4-4-①-警-ii〕平成24年度における薬物取締用車両の整備に係る経費の措置。
	国土交通省	i ○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。
⑥ 死因究明体制の強化	内閣官房 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁 警察庁	i ◎平成23年7月、在るべき死因究明制度について検討・構築するため、犯罪対策閣僚会議の下に「死因究明制度に関するワーキングチーム」が設置された。 また、24年6月、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」及び「死因究明等の推進に関する法律」が成立した。
		i ◎平成24年度において、死因究明に関する取組を推進するため、司法解剖費の充実等に係る経費(1,584百万円)を措置した。
		ii ◎平成22年度補正予算において、死因究明体制の強化のため、検視官用車両の整備に係る経費(341百万円)を措置した。
		iii ◎適正な死体取扱業務を推進するため、教養の充実、大学法医学講座等との連携促進等検視体制の強化を図っている。
		iv ◎平成22年1月から、警察庁において、法医学者、刑事法学者等の有識者で構成される「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」を開催していたところ、23年4月、法医解剖制度の創設、法医学的検査の導入等の提言を内容とする最終取りまとめの報告がなされた。これを受け、引き続き、警察における検視体制の更なる強化、検視における各種検査の積極的活用等に向けた取組を推進している。

施策名	省庁名	実施状況	
	文部科学省	v ◎(再掲:第7-1-①-警-iの一部)一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制強化に係る地方警察官の増員。	
		i ◎平成24年1月の国公私立大学医学部長会議等において、各国公私立大学に対し、法医学を担う人材の養成、確保等に向けた取組の充実を要請している。	
		ii ◎平成24年度において、法医学を担う人材養成のため、教育環境の整備に係る経費(124百万円)を措置した。	
		iii ◎平成24年度において、医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成のため、基礎研究医養成プログラム構築等(法医学含む。)の教育改革を実施する大学の優れた取組への支援に係る経費(200百万円の内数)を措置した。	
	厚生労働省	i ◎医師の死体検案に対する意識・能力を向上させるための死体検案研修を実施するとともに、平成22年度から、異状死の死因究明に関し、地方公共団体が独自に解剖の取組を行っている場合の解剖経費等の支援や、死亡時画像診断の施設・設備の整備を行う場合の補助を行っている。また、22年6月、「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」を立ち上げ、異状死や診療行為に関連した死亡の死因究明のため、死亡時画像診断を活用する方法等について検討し、23年7月、報告書を取りまとめ、公表した。	
		ii ◎平成24年度において、死亡時画像診断に要する費用に対する補助及び死亡時画像の撮影・診断に係る医療関係者への研修事業等に係る経費(49百万円)を措置した。また、死体検案研修について、犯罪死見逃し防止の観点からの研修内容を盛り込むとともに、受講定員を100人から200人に増やすなどの研修の充実を図るための経費(11百万円)を措置した。	
	海上保安庁	i ◎より高度で専門的な法医学知識を職員に習得させるための法医学研修に係る経費を措置するとともに、的確な検視・解剖の実施に資する人員の増強、施設・資機材・体制の整備等を推進している。	
		ii ◎平成24年度において、法医学研修の実施に係る経費(1百万円)及び検視施設の設置等に係る経費(3百万円)を措置した。	
		iii ◎平成24年度において、適正な死体取扱業務を推進するため、検視における画像検査等に係る経費(9百万円)を措置した。	
		iv ◎平成24年度において、より高度な法医学知識等を持ち、現場における的確な鑑識・検視・解剖の実施に資する海上保安部署職員の増員(14人)を措置した。	
	⑦ 科学捜査力の充実・強化	警察庁	i ◎デジタルカメラを用いて撮影した写真の証明力を確保するための制度を整備し、運用している。
		海上保安庁	i ◎平成24年度において、第一線警察における科学捜査力の強化のため、鑑識・鑑定資機材等の整備に係る経費(406百万円)を措置した。
警察庁		ii ◎(再掲:第7-2-④-警-ii)「DNA型鑑識官」及び「DNA型鑑定指導官」の新設。	
警察庁		iii ◎(再掲:第7-2-④-警-i)平成24年度における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費の措置。	
警察庁		iv ◎(再掲:第7-2-④-警-v)DNA型鑑定体制強化の推進。	
警察庁		v ◎(再掲:第7-2-④-警-vi)DNA型鑑定の大量一括処理装置の整備。	
警察庁		vi ◎(再掲:第7-2-①-警-ii)初動捜査の高度化・科学化を実現するための施策等の検討。	
警察庁		vii ○画像の高度解析技術等先進的な科学技術の犯罪捜査への一層の活用を図るため、被疑者三次元顔画像データベースの整備について、必要な検討を行うこととしている。	
警察庁		viii ◎国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会の開催やデジタルフォレンジックの世界的権威であるNFIへの職員の派遣等を通じて情報共有を図るなど、関係機関等との連携の強化に努めている。	
警察庁		ix ◎平成24年度において、高度化・複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材の増強等に係る経費(4百万円)を措置した。	
警察庁		x ◎平成21年12月、情報技術の解析に係る知見の集約・体系化を図るため、IOCE・ICPO・警察庁共催による情報技術の解析に係る国際会議を開催した。	
警察庁		x i ◎(再掲:第5-3-①-警-iv)ハイテク犯罪サブグループへの参加等を通じた国際連携・協力の強化。	
警察庁		x ii ◎(再掲:第5-3-①-警-x vi)平成24年度における「アジア大洋州地域情報技術専門家国際会議」の開催に係る経費の措置。	
警察庁		x iii ◎(再掲:第5-3-①-警-x v)「アジア大洋州地域情報技術専門家国際会議」の開催。	
警察庁		x iv ◎(再掲:第5-3-①-警-x vii)平成24年度における部外での訓練研修に係る経費の措置。	
警察庁		x v ◎新たな通信手段の通信方式等の技術的事項について調査を実施し、通信傍受及び逆探知に関する技術的課題について研究を行っている。	
警察庁		x vi ◎平成23年度において、新たな通信手段の傍受方法に関する研究に係る経費(4百万円)を措置した。	
警察庁		x vii ◎平成23年度において、携帯電話等の電子機器解析能力の強化、解析に関する高度な技術を身に付けた第一線職員育成のため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(電子機器解析)」を実施した。	
警察庁		x viii ◎平成24年度において、科学捜査力の充実・強化を図るための研究・実験及びこれらを応用する鑑定・検査による、先進的な捜査技術並びに犯罪及び少年非行の防止手法の確立に係る経費(1,025百万円)を措置した。	
警察庁	x ix ◎平成24年度において、動画像の改ざん検出法に関する研究に係る経費(1百万円)を措置した。(第7-2-⑦-警-x viiiの一部)		

施策名	省庁名	実施状況	
		x x	◎平成24年度において、加齢顔画像作製システムの開発に関する研究に係る経費(27百万円)を措置した。(第7-2-⑦-警-x viiiの一部)
	海上保安庁	i	◎平成24年度において、科学捜査力の充実・強化に係る経費(82百万円)を措置した。
⑧ 社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討	警察庁	i	◎(再掲:第7-2-④-警-x i)平成24年度における取調べの録音・録画制度の実施に当たっての実務、取調べ技術、取調べ以外の捜査手法等に関する調査に係る経費の措置。
	法務省	i	○取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し等について、法制審議会に諮問を行い、「新時代の刑事司法制度特別部会」において審議が行われている。
		ii	◎(再掲:第1-5-③-法-ii)平成24年度における刑事基本法制の整備に係る経費の措置。
⑨ 犯罪の発生原因等の総合的分析の推進	警察庁	i	◎平成21年1月から、犯罪統計、犯罪手口等の情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)の運用を開始し、重要事件等の捜査に積極的に活用している。
		ii	◎平成24年度において、CIS-CATSの運用に係る経費(1,862百万円)を措置した。
		iii	◎平成21年度において、連続事件の事件リンク分析と犯人像推定の高度化に関する研究に係る経費(7百万円)を措置した。
		iv	◎平成24年度において、生活安全警察の効率化に関する研究に係る経費(3百万円)を措置した。(第7-2-⑦-警-x viiiの一部)
		v	◎平成24年度において、犯罪捜査の支援に関する行動科学研究に係る経費(3百万円)を措置した。(第7-2-⑦-警-x viiiの一部)
3 裁判への的確な対応			
① 裁判員裁判への的確な対応	警察庁	i	◎各業指(押)印制度の導入、実況見分調書、検証調書、供述調書等の簡潔明瞭化等、裁判員の的確な心証形成のための工夫を講じている。
		ii	◎裁判員制度の下での証人出廷の機会の増加等に適切に対処していくため、証言要領等を含めた証人出廷に関する知識・技能の修得を図ることを目的として、証人として召喚される可能性のある警察官に対する教養を実施している。
		iii	◎裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するための方策について検討するため、平成20年9月から警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月からは、全ての都道府県警察に拡大して試行を実施している。24年4月からは、裁判員裁判対象事件について自首事件に限らず必要に応じて否認事件等にも試行を拡大するとともに、様々な場面を対象に試行を実施している。また、同年5月からは、知的障害を有する被疑者に係る事件についても試行を開始している。裁判員裁判対象事件については、20年9月から24年5月までの間に2,247件、知的障害を有する被疑者に係る事件については同年4月から同年5月までの間に100件の試行を実施した。
	法務省	i	◎検察当局において、刑事裁判になじみの薄い一般国民が裁判員として参加することを踏まえ、平易な言葉の使用、証拠の厳選、簡潔にして要を得た供述調書等捜査書類の作成、ビジュアル資料の活用等、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張・立証のための様々な工夫を行っているところ、今後も引き続き、裁判所、弁護士会等の関係機関と連携しつつ、裁判員裁判の円滑な実施と社会への定着に向けて一層の取組を行うこととしている。
		ii	◎平成24年度において、公判体制等の充実に係る経費(1,071百万円)を措置した。
② 迅速で充実した公判審理の実現	法務省	i	◎検察当局において、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張・立証のため、検察官の公判遂行能力の向上、集中的審理の積極的実現に向けた様々な工夫を行っており、今後とも引き続き、関係機関と連携しつつ、迅速で充実した公判審理を実現していくために一層の取組を行うこととしている。
		ii	◎(再掲:第7-3-①-法-ii)平成24年度における公判体制等の充実に係る経費の措置。